

令和2年 第1回定例会

宇検村議会会議録

令和2年 3月 6日開会
令和2年 3月25日閉会

定例会

宇 検 村 議 会

令和2年 第1回宇検村議会定例会

令和2年3月議会

令和2年 第1回宇検村議会定例会会期日程

3月6日(金)開会～3月25日(水)閉会 会期20日間

日次	月日	曜日	会議・休会・その他
第1日	3月6日	金	本会議（開会・施政方針・議案審議）
第2日	3月7日	土	休会
第3日	3月8日	日	休会
第4日	3月9日	月	本会議（一般質問）
第5日	3月10日	火	休会
第6日	3月11日	水	休会
第7日	3月12日	木	休会
第8日	3月13日	金	本会議（一般質問・議案審議）
第9日	3月14日	土	休会
第10日	3月15日	日	休会
第11日	3月16日	月	予算審査特別委員会
第12日	3月17日	火	休会（阿室小中学校卒業式）
第13日	3月18日	水	予算審査特別委員会（午後から） （田検中学校卒業式）
第14日	3月19日	木	予算審査特別委員会
第15日	3月20日	金	休会（春分の日）
第16日	3月21日	土	休会
第17日	3月22日	日	休会
第18日	3月23日	月	常任委員会・全員協議会・現地視察
第19日	3月24日	火	休会（小学校卒業式：田検小、久志小、名柄小）
第20日	3月25日	水	本会議（議案審議・閉会）

令和2年 第1回宇検村議会定例会

第 1 日

令和2年3月6日

令和2年度 第1回 宇検村議会定例会
令和2年3月6日(金曜日)午前9時30分開議

1. 議事日程 (第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 令和2年度施政方針
 - 日程第6 議案第1号 令和2年度宇検村一般会計予算について
 - 日程第7 議案第2号 令和2年度宇検村国保事業特別会計予算について
 - 日程第8 議案第3号 令和2年度宇検村国保施設事業特別会計予算について
 - 日程第9 議案第4号 令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計予算について
 - 日程第10 議案第5号 令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計予算について
 - 日程第11 議案第6号 令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計予算について
 - 日程第12 議案第7号 令和2年度宇検村介護保険事業特別会計予算について
 - 日程第13 議案第8号 令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について
(以上8件一括上程・説明・委員会付託)
 - 日程第14 承認第1号 専決処分(令和元年度宇検村一般会計補正予算について
(説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第15 議案第9号 令和元年度宇検村一般会計補正予算について
(説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第16 議案第10号 令和元年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について
(説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第17 議案第11号 令和元年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について
(説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第18 議案第12号 令和元年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について
(説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第19 議案第13号 令和元年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
(説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第20 議案第23号 大島地区衛生組合同規約の変更について
(説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第21 議案第25号 工事請負変更契約について
(説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第22 議案第27号 工事請負契約(令和元年度林道災害復旧事業佐念線(1号箇所)1工区)
について
(説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第23 議案第28号 工事請負契約(令和元年度林道災害復旧事業佐念線(1号箇所)2工区)
について
(説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第24 議案第29号 工事請負契約(社会資本整備総合交付金(宇検船越線)道路改良工事
(2工区)について
(説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第25 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について
(委員会付託)
- 散会の宣言

1. 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

1.出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	海原隆家君	2番	保池穂好君
3番	佐佐木一宇君	4番	杉浦治俊君
5番	吉永常明君	7番	幸春美君
8番	喜島孝行君		

1.欠席議員 6番 松井辰夫君

1.職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 松井学君 書記 ブルマ葉月君

1.説明のため出席した者の職氏名

村長	元山公知君	会計課長	辰島月美君
副村長	松井富彦君	教育委員会 教育事務局長	植田稔君
教育長	村野巳代治君	建設課長	高田浩志君
総務企画課長	原田俊昭君	住民税務課長	柳百々代君
保健福祉課長	栄光男君	産業振興課長	松元五月君

△ 開 議 午前9時30分

○議会事務局長（松井学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（喜島孝行君）

ただいまから、令和2年第1回宇検村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（喜島孝行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、海原隆家君、幸 春美君を指名します。

△ 日程第2 会期決定

○議長（喜島孝行君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの20日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

会期は、本日から3月25日までの20日間と決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（喜島孝行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

私の諸般の報告は、お手元にお配りしてあります報告書のとおりです。お目通しを願いたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（喜島孝行君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

○村長（元山公知君）

皆さん、おはようございます。行政報告の前に、最近、新型コロナウイルスの対策の影響ですね、村民の皆様には不安や不便を感じている方がいらっしゃると思いますが、この国難の時代に本村におきましても、危機感を持ってしっかりと取り組んでまいりますので、村民の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和元年12月定例議会以降の行政報告を行います。

皆様のお手元にお配りしているとおりでございますが、主だったものを報告いたします。

12月18日、南部振興協議会で県へ要望活動を行いました。

1月5日、公明党ティダ委員会が奄美市であり、出席いたしました。

1月27日、長島町で漁業集落排水事業について、視察を行いました。

1月28日、県庁道路建設課へ湯湾新村線道路改良工事の要望活動を行いました。

同日、熊本県株式会社拓洋と道路改良事業の打ち合わせを行いました。

2月6日、第2回行財政委員会県外視察が長野県であり、出席いたしました。

2月10日、第38回大島本島南部議員大会が宇検村であり、出席いたしました。

2月19日、ICT、IoT視察研修が鹿屋市と肝付町であり、出席いたしました。

2月22日、セツ宿町との交流会が宇検村であり、出席いたしました。

2月28日、各種組合議会が奄美市であり、出席いたしました。

以上出行政報告を終わらせていただきます。

○議長（喜島孝行君）

これで、行政報告は終わりました。

△ 日程第5 施政方針

○議長（喜島孝行君）

日程第5、令和2年度施政方針の説明を行います。

村長から発言を求められておりますので、これを許します。

○村長（元山公知君）

令和2年度第1回宇検村議会定例会の開会にあたり、村営運営に関する私の基本姿勢と所信の一端を申し上げ、村議会並びに村民の皆様にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、昨年1月の村長就任から1年が過ぎましたが、所管の業務を通して村民の声に耳を傾け、職員、議員の皆様のご協力を得ながら村政運営にあたることができましたことに、心から感謝申し上げます。同時に、村長としての重責を感じているところであります。選挙期間中に掲げた公約につきましては、関係者と協議を進めながら早期実現に向けて取り組んでいるところであります。

本村の財政はまだまだ厳しい状況であります。2020年度の国の税収は過去最高となる見込みで、2年連続の100兆円を超える国家予算となるなど、地方交付税が大きく落ち込むことはないと思われ、本村も例年規模の予算を確保し、村民誰もが住んで良かったと言える笑顔あふれる宇検村を目指し、誠心誠意村政運営に取り組んでまいります。

本村の令和2年度一般会計当初予算においては、これまでの継続事業をはじめ、新規事業、会計年度任用制度による人件費等も計上していることから、前年度より1億円余り増え、30億円代の予算規模となっております。これまでと同様、財政健全化を進めていくことは当然のことですが、住民に必要な予算は積極的に活用するとともに、重要な自主財源である村税、使用料、手数料等については、徴収率の向上を図り自主財源の確保に努めてまいります。ふるさと納税についても、寄附者の思いが実現できるよう郷友会など新たな宇検村ファンの取り込みに力を入れてまいります。

行財政改革の推進について。行政改革については、会計年度任用制度の導入等により、今後、人件費が増加する可能性があることから、職員の資質向上を図り、会計年度任用職員や民間への委託を有効に活用しながら、計画的かつ徹底した定員管理に取り組んでまいります。

庁内の組織の再編については、これまで課の統廃合を進めてきましたが、時代のニーズに対応するため、現在の総務企画課を廃止、新たに総務課と企画観光課を設置して村内の観光施設等を整備し、観光行政の充実を図ってまいります。

財政状況については、平成9年度から平成24年度までに公債費負担適正化計画に沿って繰上償還や起債の借り入れを抑制したことから、平成10年度に66億円余りあった起債残高も平成29年度決算で36億円までに改善されましたが、平成30年度決算から若干の増加傾向にあります。また、基金残高も4億4,000万円から平成30年度決算で18億1,000万円と改善されており、実質公債費比率も前年度より改善され10.2%に、将来負担比率が115%から0と、財政事情も大きく改善されております。また、令和5年度からの公営企業会計の法適化を前に、改めて独立採算を原則とする特別会計の在り方を再認識し、公共施設の使用料減免分を予算上に可視化することで、経営の見える化を行い、施設の丁寧な管理運営、経費節減へ意識改革を図ってまいります。

しかしながら、補助事業や単独事業を実施することにより、昨年度より本年度は起債が増加しております。今後も事業等の増加により起債残高及び公債費の増加が予想されます。

今年度の主な事業として、村道の改良事業や港湾改修事業、簡易水道事業の継続事業をはじめ、新規事業として多利用施設巡回車導入、体験観光多目的交流施設整備事業、消防タンク車購入等があります。今後の建設予定として、共同調理場建設、役場庁舎及び診療所建設等があり、建設にあたっては将来的に財政を圧迫することがないように見極めながら事業を進めてまいります。

総合戦略については、宇検村まち・ひと・しごと創生総合戦略の第2期が令和2年度からスタートし、向こう5年間の地方創生事業の基本計画となります。第1基同様、奄美大島DMO事業など、広域的な取り組みに合わせ独自の事業も検討してまいります。

農業振興について。令和元年度はたび重なる台風などの気象災害により、全国各地で人家や農作

物にも甚大な被害が発生いたしました。奄美大島においては、台風などの気象災害も少なく、農作物も順調に生育していましたが、例年のないイノシシ、ヒヨドリなどによる鳥獣被害が発生し、農家の皆様も対策に苦慮された年であったと思われまます。今年度は鳥獣被害対策として、昨年同様講習会を開催するとともに、イノシシ防護柵の設置や村単独事業により被害防止用資材の一部助成を実施する予定であります。また、村猟友会の協力を受け、鳥獣被害対策実施隊を編成し、迅速に鳥獣を駆除する体制を整え、農家の皆様の生産意欲が低下しないよう努めてまいります。

本村の重点振興作物のタンカンについては、農協共同選果場での選果手数料の助成を行い、客観的に品質を見極めることにより、本村のタンカンの品質向上とブランド化を推進いたします。また、規格外品の有効活用として、今年度も引き続きタンカンジュースの試験販売を実施し、来年度以降、六次産業化事業等を活用し、ジュース等の加工機器の導入を進めたいと考えております。

年々生産意欲が高まっているパッションフルーツについては、今年度も生産者への苗木供給と購入の助成を行い、安定生産に向けた取り組みを推進し、併せて、育苗ハウスにおいて季節ごとの野菜苗なども販売を視野に入れた試験栽培を実施する予定にしております。サトウキビについても、栽培面積の拡大と反収向上を図るため、生産奨励金、ハーベスタ使用料の補助を引き続き実施しながら、農家の能力軽減のため植え付けから収穫まで省力化できるよう補助事業等を活用し、キビ植付機の導入を行いたいと考えております。また、新たな村奨励品目創出のため試験栽培ハウスを整備し、意欲のある営農組織等に委託し、栽培管理を行ってもらう計画であります。鹿児島島の農林水産物認証K-GAPを取得したマンゴー、トマト、養鶏については、今年度以降も継続して認証されるよう関係機関と協力し、営農指導や講習会を行ってまいります。

畜産振興につきましては、巡回指導や研修会を実施し、飼養管理技術や受胎率の向上、自給粗飼料確保を促進しながら大規模経営体の防疫体制の徹底をはかり、子牛、養鶏の品質や生産向上に取り組んでまいります。

農地の有効活用を図るため、農地中間管理事業による農地の流動化を農業委員や農家の協力のもと推進しながら多面的機能支払交付金などを活用し、村内各集落の環境保全を進めてまいります。また、農地の地力向上と生産安定のため、新たに建設した元気の出る公社堆肥舎を有効活用し、堆肥の生産、供給体制の強化と農家の土づくりの意識向上に引き続き取り組んでまいります。

林業振興について。林業振興につきましては、緑化の推進や森林資源の付加価値を高め、森林の多面的機能が発揮できるように森林整備と循環型林業の推進を図ってまいります。また、森林環境譲与税の有効活用に向けて、関係各課と協力しながら森林環境保全などに努めてまいります。

水産振興について。本村の重要な雇用創出の場として、クロマグロ、クルマエビ、真珠等の海面養殖を焼内湾内で行っております。今後も各事業者、村漁協など関係機関と連携し、漁場の環境整備、漁業従事者の確保・定着に努めてまいります。また、離島漁業再生支援事業、浜の活力再生プランなどの事業を活用し、村漁協と協力し、漁家の皆様の所得向上に努めてまいります。

商工業の振興について。地元商店につきましては、村商工会主導のもと、経営指導や地元優先の

買い物を推奨し、経営の合理化などの指導・助言を実施してまいります。村内での購買促進のため実施しているやけうちどんと券についても、販売期間や券の購入限度額などを検討し、今年度も継続し販売いたします。

農林水産物直売所うけん市場においても、年々利用客、売上額も増加し、島内での認知度も上がってきております。今後も年間を通じ地場産農林水産物や加工品の販売ができるよう、イベントの開催による誘客や委託販売者への生産奨励を実施し、経営の安定化に努めてまいります。

また、輸送コスト支援については、県本土との流通条件不利性を改善し、生産振興や産業振興の推進を図るため、奄振交付金を活用し農林水産物や加工品、黒糖焼酎等の輸送費補助を継続して実施してまいります。

地籍調査について。地籍調査については、調査を推進することにより、公共事業や災害復旧など迅速に行うことができるため、今年度は生勝、芦検地区にて継続して調査を進めてまいります。

観光の振興について。観光の振興につきましても、世界自然遺産登録を見据え、本村の魅力を最大限引き出せる観光施設を整備できるよう努めてまいります。世界自然遺産候補地の中心地域である湯湾岳公園の展望台、遊歩道、駐車場などの整備を継続的に実施します。今年度はうけん市場周辺に整備予定の体験観光多目的交流施設の建設事業を行う予定であります。また、奄美本島西回りルートの利便性向上、活性化のため、焼内湾内沿いに公園整備やトイレ整備などの補助申請を県・国に要望してまいります。アランガチの滝の環境整備についても、引き続き要望を行っていく所存です。併せて、村観光物産協会、特産品協会、ガイド協会や宿泊業者と連携し、観光客の受け入れ、特産品開発や観光メニューの充実に努めてまいります。

地方創生事業やふるさと納税など都市部と地方の交流を後押しする国の施策がある中、地方からも積極的に都市部と交流し、地域活性化を図る施策が必要であります。そこで、関東・関西などの郷友会と宇検村民が積極的に交流することを支援するため、村民交流助成金を支給し、交流関係人口の拡大に努め、郷友会と村の活性化を図ってまいります。

交通通信基盤の整備について。交通体系の整備については、村民が日常生活で多く利用する公共施設や商店などへの移動の利便性を図るため、村内交通機関と直結して運行する多利用施設巡回車グリーンスローモビリティ車両を導入し、高齢者の積極的な外出と観光客利用も進め、新たな産業発展を図ってまいります。

交通通信網の整備については、道路は村の産業・経済・観光に密接に結びついていることから、道路のインフラ整備は重要な施策として考えております。本村の地理的条件を踏まえながら事業の重点化やコスト縮減を図りつつ、地域の実情に即した整備に努めてまいります。

まず、県管理の道路整備については、利便性の向上及び災害に強い道づくりを目指し、県道曾津高崎線の平田工区の改良事業を継続してまいります。主要地方道湯湾新村線の赤土山工区については、現在、急カーブ区間の道路改良までを行い、中止が決定しております。これまでも崩土による交通規制があり、災害時の移動や救急搬送に大きな支障を来してきました。奄美大島南部地域の活

性化と地域住民の安全を図る面からも、新たなルートの検討も含めた早期の調査並びに計画策定に取り組んでもらうよう、県及び国に要望していきたくと考えております。

村道関係については、宇検船越線、屋鈍曾津高崎線の改良工事を進めてまいります。防災安全社会資本整備交付金事業で橋梁の補修工事、赤土山線を舗装・補修工事で整備していきます。村単道路整備については、田検集落内、須古集落内の舗装・補修工事を実施いたします。

道路維持管理について、県道は県からの権限移譲交付金において適正な維持管理をしております。また、村道・林道・農道については、委託業務契約、会計年度任用職員で除草作業や側溝の土砂上げ作業を実施していく考えであります。

港湾の整備については、湯湾港須古地区の岸壁の補修工事を実施してまいります。名柄港については、約40年以上が経過し、大部分が老朽化している状況であるため、測量設計費を計上して事業の採択に向けての準備を進めてまいります。

漁港事業については、芦検漁港施設の機能診断調査を行った結果、補修が必要な箇所が多く、効率的な維持管理、既存施設の長寿命化及び今後のコスト縮減を図るため、施設の整備をしていきます。

急傾斜地の整備については、県営事業で急傾斜地崩壊対策事業において、名柄地区、湯湾地区を継続事業で整備していきます。また、県単急傾斜地崩壊対策事業で芦検、池城地区を継続事業で整備いたします。

保健福祉について。保健福祉につきましては、皆さんもご承知のとおり、本村における人口も減少しております。また、人口に占める高齢者の比率が国及び県をはじめ、郡内の他町村に比べても高い状況にあります。本村の現状は、令和元年12月末現在で世帯数が960世帯、人口が男性834人、女性869人の合計1,703人と減少傾向にあり、高齢化率も65歳以上が43.0%で、75歳以上が22.6%となっております。要介護認定率についても、17.0%となっております。

令和元年度より新規事業として地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業に取り組んでおります。地域共生社会とは、子供、高齢者、障害者など、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる社会とされており、この理念に基づいた事業展開に努めます。

行政内の課を越えた地域課題の共有や、村社会福祉協議会を中心とした地域福祉の推進、村内外の相談・支援専門機関との連携による断らない相談支援体制づくり、住民の地域活動の可視化を通じ住民や地域の困りごとを捉え解決につなげる包括的な支援体制を築いてまいります。

介護の世界では、団塊の世代の約800万人が75歳を迎える年が2025年問題といわれております。現在、1,500万人程度の後期高齢者人口は、その頃には約2,200万人まで膨れ上がり、日本は全人口の4人に1人が後期高齢者という超高齢者社会となります。村の現状としましては、ひとり暮らしや認知症等で高齢者・障害者を取り巻く環境は、年々厳しくなっている状況であります。令和2年度も保健福祉・医療の充実と生きがい対策等の施策を重点とする高齢者保健福祉計画、平成30年度から令和2

年度を期間とする第7期介護保険事業計画に基づき、住民の自分らしい生き方を支える村づくりを基本理念として、厳しい財政状況下ではありますが、創意工夫、努力を行いながら取り組んでまいります。また、平成14年度から実施している高齢者生きがい対策事業としての宇検村合同金婚式は、これまでの18年間で162組が出席されました。今後も結婚50年を記念とした合同金婚式を継続して実施してまいります。

次に、宇検村診療所についてですが、令和2年度も引き続き週5日診療で、医師1人、看護師2人、医療事務等2人を常勤として配属し、新しい体制で診療業務に当たります。医師の常駐により村民が安心して暮らせる診療体制を築いてまいります。また、郡医師会、鹿児島県立大島病院及び隣接市町村の医療施設との連携を重視し、また、現在瀬戸内町とともに参加している地域医療連携推進法人あんまにおいて、奄美大島南部町村の医療体制の向上を図るため、情報の一元化、人材育成、医療機器の共同利用等を今後も取り組んでまいります。

介護保険事業につきましては、介護保険制度の理念に基づき、自立支援と重症化防止を念頭に置いた事業を展開します。令和2年度も地域支援事業では、住民主体の介護予防活動であるいきいきどうくさ体操やサポート運営型の頭の体操教室などの支援を行い、住民自らが介護予防支え合いに取り組む地域づくりに努めます。その他、地域ケア会議を核とし、村内関係機関の関係職種との連携を図り、地域包括ケアシステムの進化推進を図ります。

保健事業につきましては、40歳から74歳を対象とした特定健診、特定保健指導、75歳以上を対象とした長寿健診、また、各種がん検診を実施し、安心して健康的な生活の定着を目指します。

本村は脳卒中による死亡率が高いため、平成29年3月策定の宇検村健康増進計画いきいき健康保険21に則し、予防に関する施策として生活習慣病の予防、重症化予防を目指し、村民が参加しやすい保健事業を企画、実施してまいります。

障害者支援につきましては、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、誰もが同じように暮らせる社会を目指します。基本理念として、住民の自分らしい生き方を支える村づくりを掲げ、障害者が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう、平成30年3月に策定した第5期障害者計画及び障害者福祉計画に則したきめ細やかな相談、支援、情報提供を図ってまいります。

母子保健事業につきましては、妊婦健診や乳幼児健診の各種健診、保健指導等の充実を図り、安心して出産や子育てができるよう努めます。また、現在、子育て世代包括支援センターを保健福祉課内に設置し、専門職による切れ目のない支援体制を構築しています。本年度は、関係機関との連携強化に努め、子育て支援の更なる充実を図ってまいります。

児童福祉につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき質の高い乳幼児期の総合的な保育の提供、保育の量的拡大、地域における子育て支援等の充実を図るため、子ども・子育て会議にて保護者のニーズを聞き、県からの指導・助言を受けながら児童の健全育成を基本理念とし、安心して子育てをできる環境づくりに努めてまいります。また、令和3年度から実施予定の放課後児童クラブについては、令和2年度に実施準備のための予算を計上していますので、関係団体と協議しなが

ら進めてまいります。本年度も子育て支援の一環として出産祝金や入学祝金等も継続して実施してまいります。

生活環境及び自然環境の保全について。ごみの不法投棄対策については、村内の林道や主要道路沿いの山裾など、不法投棄発生箇所を中心に年間を通じてパトロールを行うとともに、不法投棄が発生した地域については注意喚起の看板の設置及びチラシを配布し、生活環境の保全に努めてまいります。

地球温暖化防止対策については、宇検村地球温暖化防止実行計画に基づき、公共施設等の省エネ対策を全庁的に進め、温室効果ガスの排出抑制を積極的に推進してまいります。自然保護・環境保全については、今後も継続してマングローブ林の再生、リュウキュウアユやサンゴ礁の保全活動、また、外来種などの駆除活動を行ってまいります。

海岸漂着物対策事業については、現在、台風や偏西風、潮の流れ等の影響により、年間を通して焼内湾で海岸漂着物ごみが発生している状況であるため、引き続き国の補助事業を活用し、村内の海岸に漂着しているごみの回収及び処理を行い、海岸の環境保全に努めてまいります。また、小・中学生及び地域住民を対象とした環境教育を実施し、海岸漂着物問題に係る普及啓発の推進を図ってまいります。

ノラネコTNR事業について、奄美大島にはアマミノクロウサギをはじめ、多くの希少動植物が生息しています。森林内ではノネコによる希少動物の捕殺が確認されています。また、集落に生息するノラネコもノネコの発生源となり、希少動物を脅かす存在となっております。そこで、希少動物を守るために、昨年に引き続きノラネコTNR事業を実施し、ノラネコの減少を目的とした事業を推進してまいります。

飼い猫については、動物愛護の意識の向上、また、地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目的とした不妊手術やマイクロチップ装置の助成を今後も継続し、村内のノネコ、ノラネコの発生源対策に努めてまいります。

合併浄化槽設置の推進については、生活排水による公共水域の水質汚染を防止するため、引き続き国・県の補助事業を活用して、し尿と雑排水を合わせて処理する合併浄化槽の設置促進に取り組んでまいります。

簡易水道事業については、集落内の配水管を順次更新していきませんが、今年度は湯湾集落内の配水管の更新を行う予定です。今後も安全で安心な生活用水を供給するために、適切に対応してまいります。

住宅整備については、既存の公営住宅においては、建物の老朽化を防ぐとともに予防保全の観点から、今年度は公営住宅ストック総合改善事業により、芦検団地3号棟の改修工事を実施します。

農業集落排水事業については、平成29年度から機能強化更新事業で順次整備していますが、今年度は宇検中央処理場の機械設備の機器交換、電気設備の工事を実施します。

漁業集落排水施設については、機器類の老朽化による故障頻度が年々増加している状況にありま

す。しかしながら、漁港事業で整備した施設に対しての更新補助事業がなく、維持管理費に係る費用が今後も増えていくことが予想されます。加入率向上も図っていかなければならないのですが、一般会計からの繰入金も多いため、今後、施設をどのようにしていくのか、新たに合併浄化槽を整備していくことも視野に考えていきたいと思います。

人権教育及び人権啓発について。人権啓発活動の推進については、各関係機関・団体等と連携を図りながら、人権問題についての理解認識を深め、差別意識を解消し、人権の尊重される村づくりに努め、特設人権相談所開設等、継続した人権啓発活動に取り組んでまいります。

消防防災について。村民が安心して暮らせる村づくりは最も重要な施策の基本とするものであります。災害の頻度でいいますと、台風など大雨によるがけ崩れで通行止めになることが最も多いと考えられますので、防災備品、災害食料の備蓄や迂回路の確保、海上輸送の早期対応に努めてまいります。

避難所となる公民館についても、老朽化の激しい公民館から整備を進めてまいります。令和元年度で村のハザードマップが完成しますので、災害時避難する際の自助・共助の指針となるよう、村内全戸に配布して災害時の危険地域の周知を図ってまいります。有事の際の宇検分駐所の職員の力のもとより、消防団の力も必要不可欠です。消防設備を切れまなく配備するため、消防タンク車を新規に購入、また、各分団車両間の連携強化のため移動系無線を配備し、有事への備えを強化してまいります。職員団員の資質向上のため、積極的な研修受講も引き続き進めてまいります。今後も村民の防災意識の向上を図り、自助・共助・公助のそれぞれの役割と連携を取りながら、村民が安全で安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

教育行政について。人工知能A Iや情報技術の飛躍的な進化、少子高齢化、国際化などによって急速に変化する社会情勢に伴う教育の将来展望や喫緊の教育問題に適切に対応するため、村民憲章や村教育振興基本計画を踏まえ、故郷を愛し、明日へはばたく、心豊かで、たくましい人づくりを宇検村教育行政推進の基本目標とします。そして、その推進にあたっては、故郷の豊かな風土や教育的な伝統を生かし、故郷に立つ教育を視点として取り組んでまいります。これは、本村の自然や文化、歴史、伝統、人材などを教育施策の中に取り込むことが故郷への思いや誇りを持つことにつながり、村民の自立や村の豊かさの基盤になるものと考えためです。

第一に、学校教育においては生きる力を備えた元気な宇検村の子供の育成を目標に、以下の3点に取り組めます。

1点目は、お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進します。そのために、児童・生徒の心に寄り添った道徳教育や生徒指導、人権教育、読書活動などを推進するとともに、引き続き村教育相談員を配置します。併せて、令和元年度に引き続き県の事業を活用して、スクールソーシャルワーカーを委嘱し、児童・生徒及び保護者の様々な相談に対して関係機関の連携を図りつつ対応します。また、平成28年3月に刊行した語り継ぎたい言の葉、英知のゆすぐとう100の冊子を道徳教育等に活用し、豊かな心の育成に努めます。更に、平成28年度から実施している学校給食

費の無料化や部活動の対外競技会出場等への助成については、引き続き行ってまいります。

2点目に、未来を切り開くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育を推進します。本村の児童・生徒の学力はおおむね知識、技能に関しては定着の状況にあります。思考力、判断力、表現力等に関しては一層の改善に努める必要があります。また、児童・生徒の個人差が大きいことも課題です。そのため、更なるICT機器の整備により、テレビ会議システムを生かした交流授業を推進するとともに、校内研修会の指導、助言をとおして教科等指導などの教職員研修の充実を図ります。その上で、特別支援教育支援員の配置によるきめ細やかな支援、ALTの活用による外国語教育の充実、合同宿泊学習や集合学習などの実施、奄美の世界自然遺産登録に関する郷土教育の充実などに取り組みます。

3点目は、信頼され、地域とともにある学校づくりを推進します。校区の文化センター的な役割を持つ学校における教育は、児童・生徒、教師、保護者などの信頼関係の上に成り立っております。そこで、地域に根差した学校経営の充実を図るため、土曜授業などにおいて地域の特色を生かした教育活動の継続、実践を進めるとともに、外部評価を生かした学校経営の改善を図ります。また、服務指導や教職員研修の充実により、教育公務員としての資質や実践的な指導力を備えた教職員の育成に努めます。その上で、学校における教員の働き方改革を推進するとともに、教育環境の整備、充実を努めてまいります。更に、各学校の給食施設の老朽化に対応するため、平成30年度に立ち上げた学校給食のあり方検討委員会の議論を一層深め、田検小中学校の共同調理場の改築計画及び小中併設校の給食運営のあり方について検討を重ねているところです。それに基づき基本設計費を予算計上し、進めていく予定にしています。

なお、児童・生徒減少対策については、阿室校区、名柄校区において、これまでと同様の助成を行い、学校存続に向けて取り組んでいきます。

第二に、社会教育においては、結いの心で生き生きと学ぶ、活力ある宇検村民の育成を目標に、以下の2点に取り組めます。

1点目は、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進します。本村において、子供たちは地域社会の宝として周りから温かく見守られ、すくすくと成長しております。今後とも家庭教育やPTA活動の充実、地域行事への積極的参加を進めるとともに、子育ての機運醸成や支援に努めてまいります。また、青少年の健全育成については、中学3年テーブルマナー教室や新春書初め会等を継続して実施します。

なお、平成27年度から始まった月1回程度のやけうちっ子体験チャレンジスクールは、本年度は実施できませんでしたが、再開する予定です。

2点目は、生涯を通して学び、活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興を推進します。はじめに、スポーツの活性化においては、生涯スポーツを通じた健康づくりと仲間づくりを推進するため、村体育協会を中心とした推進体制の整備、充実を図ります。そして、各種スポーツ大会の工夫・改善に努めるとともに、毎週月曜日夜の体育館無料開放の継続や、村スポーツ指導者母団研

修会の開催などを実施します。また、社会体育施設の効果的な活用に努めるとともに、定期点検を確実に実施し、事故防止に万全を期してまいります。

なお、令和2年度の大島地区大会宇検村会場では、女子バレーボール競技が開催されます。その際は関係団体と連携を図りながら、安全かつ効果的な運営に努めます。併せて、引き続き高校生や大学生等のスポーツ合宿の誘致についても、積極的に推進してまいります。

次に、地域文化及び芸術活動の振興においては、令和2年度夏に世界自然遺産に登録される見込みから、集落の文化遺産や食文化の保存と活用、島唄、三味線の継承活動、けんむんなどの伝承文化の保存と活用、伝統芸能保存グループ育成に努めます。その上で、来訪者へ積極的に宇検村の文化を紹介し、自然、歴史、文化の総合的な体験活動を推進するとともに、歴民俗資料展示室の充実を図ります。

村史編纂につきましては、自然編、通史編を平成29年11月の村制施行100周年記念式典に合わせて発刊することができました。令和2年度以降に民族編の発刊を目指して取り組んでまいります。

以上、令和2年度の村政運営に対する所信と施策について概要を述べましたが、課題山積する中で村政運営は大変厳しい状況であると認識しております。財政の乏しい本村にとりましては、国・県からの依存財源が主で、厳しい財政の中にはありますが、村民のサービスを低下させないことを念頭に、事業の必要性や優先順位を検討しながら、慎重に予算編成に努めたところです。

本年度の予算は、一般会計予算が30億7,861万4,000円で、前年度対比で4.0%の増額予算となっております。

次に、特別会計予算は、7会計で10億1,499万8,000円で、前年度対比で8.0%の減額予算となっております。特別会計については、独立採算制のもと、運営を行っていかねばならないところですが、依然として一般会計からの繰り入れで運営を行っているのが現状であります。

村政運営については、依然として厳しい状況の中ではありますが、これからも宇検村に住み続けたい、行ってみたいといわれる村づくりを目指し、誠心誠意村政運営に取り組んでまいり所存でありますので、議会議員並びに村民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、令和2年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（喜島孝行君）

これで、令和2年度施政方針の説明を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時40分といたしたいと思っております。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

- △ 日程第6 議案第1号 令和2年度宇検村一般会計補正予算について
- △ 日程第7 議案第2号 令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算について
- △ 日程第8 議案第3号 令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について
- △ 日程第9 議案第4号 令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について
- △ 日程第10 議案第5号 令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- △ 日程第11 議案第6号 令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について
- △ 日程第12 議案第7号 令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について
- △ 日程第13 議案第8号 令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第6、議案第1号、令和2年度宇検村一般会計補正予算についてから、日程第13、議案第8号、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算についてまでの8案を一括議題とします。

本8案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第1号、令和2年度宇検村一般会計予算から、議案第8号、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算までの提案理由のご説明をいたします。

議案第1号は、令和2年度宇検村一般会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ30億7,861万4,000円とするものです。

歳入でお主なものは、村税1億3,274万4,000円、地方交付税15億円、国庫支出金3億5,246万8,000円、県支出金2億2,897万1,000円、繰入金3億3,074万2,000円、村債4億2,310万円。歳出で主なものは、総務費4億7,654万6,000円、民生費4億6,178万円、衛生費1億9,660万8,000円、農林水産業費3億2,212万2,000円、商工費1億2,950万3,000円、土木費5億7,849万4,000円、消防費1億9,020万7,000円、教育費2億5,706万1,000円、公債費4億105万円となっており、前年度と比較しますと4.0%の増額予算となっております。

議案第2号は、令和2年度宇検村国保事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億3,265万8,000円とするもので、前年度対比18.4%の減額予算となっております。

議案第3号は、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ7,928万円とするもので、前年と対比6.3%の増額予算となっております。

議案第4号は、令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億3,432万9,000円とするもので、前年度対比14.5%の減額予算となっております。

議案第5号は、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億3,920万2,000円とするもので、前年度対比0.6%の減額予算となっております。

議案第6号は、令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ1,840万2,000円とするもので、前年度対比2.2%の増額予算となっております。

議案第7号は、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億7,619万4,000円とするもので、前年度対比0.8%の減額予算となっております。

議案第8号は、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,493万3,000円とするもので、前年度対比6.8%の増額予算となっております。

以上8件、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

本8案については、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

本8案については、全員で構成する予算審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

これから、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員会の場所を議員控室と定めます。

暫時休憩します

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果をお知らせします。

委員長に松井辰夫君、副委員長に幸 春美君が決定しました。

以上、互選の結果をお知らせしました。

△ 日程第14 承認第1号 令和元年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第14、承認第1号、令和元年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第1号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第1号は、令和元年度宇検村一般会計補正予算についてですが、既定の予算に1,116万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ33億5,061万1,000円とするものです。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番（幸 春美君）

1点だけお尋ねをいたします。2款1項の7の賃金です。これの専決の理由をお願いします。

○総務課長（原田俊昭君）

それでは、お答えいたします。この賃金、9月議会のときに委託業務で行っておりました守衛のちんほうをですね、賃金のほうに移行させました。それからですね、10月に最低賃金の価格の改定とともありまして、また再度見直し、それとまたこれは2月、3月分でございますが、その不足していた分を追加して3名分ですね、2月、3月分をこちらのほうに計上しております。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います、

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号、令和元年度宇検村一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

承認第1号、令和元年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第9号 令和元年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第15、議案第9号、令和元年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第9号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第9号、令和元年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規定の予算に402万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ33億5,463万2,000円とするものです。

補正の主なものは、歳入においては地方消費税交付金34万円、使用料及び手数料100万円、国庫支出金1,807万8,000円、県支出金519万9,000円、財産収入80万円、諸収入215万2,000円、村債910万円を増額し、繰入金3,264万8,000円を減額するため、歳出においては、民生費202万3,000円、農林水産業費648万5,000円、教育費2,150万6,000円、公債費5万円を増額し、総務費1,109万6,000円、衛生費249万8,000円、商工費54万5,000円、土木費1,112万円、消防費78万4,000円を減額するため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（吉永常明君）

13ページ、ごめん、15ページの衛生費、5目ハブ対策費の財源組替とあるんですけど、これがどういふ財源の組替えになるんですか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

これは、ハブ対策のほうで地方債の借入れを行っておりまして、地方債のほうで上げておりました20万円をですね、一般財源に組み替えたということであります。

[発言する者あり]

○総務企画課長（原田俊昭君）

地方債のほうにしたので、一般財源が減額になったということでございます。以上です。

○5番（吉永常明君）

ハブ対策費が財源組替になっているんだけど、これって地方債からお金を借りるから組み替えってこと。

○総務企画課長（原田俊昭君）

過疎対策のほうでこの事業を行っておりまして、過疎対策のほうでこの事業を上げたので、一般財源を減額したということでございます。

○議長（喜島孝行君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第9号、令和元年度宇検村一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第9号、令和元年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第10号 令和元年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第16、議案第10号、令和元年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第10号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第10号は、令和元年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算に81万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7,006万6,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから、議案第10号、令和元年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。
議案第10号、令和元年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第11号 令和元年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第17、議案第11号、令和元年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第11号について、提案理由のご説明をいたします。
議案第11号は、令和元年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算に15万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億9,802万4,000円とするため、議会の議決を求めるものです。
よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第11号、令和元年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第11号、令和元年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第12号 令和元年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第18、議案第12号、令和元年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第12号について提案理由のご説明をいたします。

議案第12号は、令和元年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算に16万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億4,371万2,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第12号、令和元年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第12号、令和元年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第13号 令和元年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第19、議案第13号、令和元年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第13号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第13号は、令和元年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に11万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,492万1,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第13号、令和元年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第13号、令和元年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 議案第23号 大島地区衛生組合規約の変更について

○議長（喜島孝行君）

日程第20、議案第23号、大島地区衛生組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第23号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第23号は、大島地区衛生組合規約の変更についてですが、大島地区衛生組合の共同処理する事務変更に伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第23号、大島地区衛生組合理約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第23号、大島地区衛生組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第21 議案第25号 工事請負変更契約について

○議長（喜島孝行君）

日程第21、議案第25号、工事請負変更契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第25号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第25号は、工事請負変更契約についてですが、防災安全社会資本整備交付金中央橋橋梁補修工事について、工事は指名競争入札の結果、大島郡宇検村湯湾1,086の1、株式会社大友組、代表取締役大友満輝氏と契約をするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（吉永常明君）

変更内容の説明をお願いします。

○建設課長（高田浩志君）

お答えいたします。この工事は部連集落の真ん中に旧県道の中にある橋でございまして、既にもう53年の経過している橋であります。当初、発注をいたしました。それで、工事の施工中において、桁の下のほうが鉄板で覆われているんですけど、その鉄板を外した際に、かなり下端部のコンクリートの状態が悪くて鉄筋が露出している状態でありました。この鉄筋をその腐食している鉄筋を、きれいにケレンをして、そしてその下の下端部に特殊なモルタルを施しております。そのモルタルが当初1橋当たり0.2立米ですむ予定で発注してございましたけれども、1橋当たり1.8立米のモルタルが必要になったということで、このモルタルの単価が非常に高い特殊モルタルでございまして、その関係で増額の変更となりました。以上です。

○議長（喜島孝行君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

これで、討論を終わります。

これから、議案第25号、工事請負変更契約についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第25号、工事請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第22 議案第27号 工事請負契約（令和元年度林道災害復旧事業佐念線（1号箇所）1工区）について

○議長（喜島孝行君）

日程第22、議案第27号、工事請負契約（令和元年度林道災害復旧事業佐念線（1号箇所）1工区）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第27号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第27号は、工事請負契約についてですが、令和元年度林道災害復旧事業佐念線（1号箇所）1工区）について、工事は指名競争入札の結果、大島郡宇検村湯湾2,937の57、株式会社中村建設、代表取締役仲村真典氏と契約するため、議会の 議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第27号、工事請負契約（令和元年度林道災害復旧事業佐念線（1号箇所）1工区）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第27号、工事請負契約（令和元年度林道災害復旧事業佐念線（1号箇所）1工区）について

は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第23 議案第28号 工事請負契約（令和元年度林道災害復旧事業佐念線（1号箇所）2工区）

○議長（喜島孝行君）

日程第23、議案第28号、工事請負契約（令和元年度林道災害復旧事業佐念線（1号箇所）2工区）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第28号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第27号は、工事請負契約についてですが、令和元年度林道災害復旧事業佐念線（1号箇所）2工区）について、工事は指名競争入札の結果、大島郡宇検村湯湾1,086の1、株式会社大友組、代表取締役大友満輝氏と契約するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（吉永常明君）

この佐念線の開通の予定は、この災害によって遅れると思うんだけど、当初予定された開通計画と、今後の開通の予定はどういうふうになりますか。

○建設課長（高田浩志君）

お答えいたします。佐念線におきましては、この今の災害箇所が県道から入ってすぐのところが発生しました。その上のほうも若干工事はしているんですけども、今回の災害復旧工事が発注をしましたけども、当然繰越工事で、来年令和2年いっぱいにかかるというふうに考えております。それで、上のほうからと下の方からと両方で工事をしておりますけども、当初の予定よりも少し、若干遅れる、完了予定としては遅れる予定であります。以上です。

○5番（吉永常明君）

以前にも1回、この件で指摘をさせてもらったんだけど、これ、災害って、もう同じ箇所が2回目ですよ。2回目なんですよ、同じ箇所というか、工事を1回やって、崩れて、ちょっと前に進んで、また崩れているんですよ。前も1回指摘はされたんだけど、これ、多分崩れるだろうというのは、地籍調査班が地籍があったときに、もう山に亀裂が入っているというような、僕、話も聞いていたんで、そういうことを指摘したんだけど、今後、そういうのは大丈夫なんですか。

○建設課長（高田浩志君）

この今の災害箇所につきましては、議員おっしゃったとおり、そういう、大分前のときに、そういう兆候があったということは伺いしておりますけども、今回、林道災害、1億9,000万ほどの災害復旧工事を計上しておりますが、もう査定も終わりました、地滑り災害を認定をするためにいろいろ調査をかけて進んできておりました、その間で上のほうが、かなり上のほうから亀裂が入っておりました。今回の工事で、その影響部分も全て排除すると。その上のほうから法を、勾配を安定勾配で切ってきて、植生基材、そして下のほうは枠で復旧工法でやるということで、この場所については工事期間中にボーリング、水を抜きながら工事をするという工法も採用されておりますので、今回、この災害復旧工事後には、もう大丈夫だと思っておりますのでございます。以上です。

○5番（吉永常明君）

ちなみに、この財源はどこからきているんですかね、財源。

○建設課長（高田浩志君）

今の通常の補助率でしたら50%でございますけども、激甚災害に指定された場合に、その他で98.3%の補助がいただけるということで、今回、前金で年度内に支払いしますけど、その受け入れで今の予定で98.3%の国の予算が来る、入る予定であります。

○議長（喜島孝行君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第28号、工事請負契約（令和元年度林道災害復旧事業佐念線（1号箇所）2工区）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第28号 工事請負契約（令和元年度林道災害復旧事業佐念線（1号箇所）2工区）について

は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第24 議案第29号 工事請負契約（社会資本整備総合交付金（宇検船越線）道路改良工事（2工区）について

○議長（喜島孝行君）

日程第24、議案第29号、工事請負契約（社会資本整備総合交付金（宇検船越線）道路改良工事（2工区）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第29号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第29号は、工事請負契約についてですが、（社会資本整備総合交付金（宇検船越線）道路改良工事（2工区）について、工事は指名競争入札の結果、大島郡名瀬伊津部勝169の1、有限会社緑地建設田畑造園、代表取締役田畑正剛氏と契約するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

これで、討論を終わります。

これから、議案第29号、工事請負契約（社会資本整備総合交付金（宇検船越線）道路改良工事（2工区）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第29号、工事請負契約（社会資本整備総合交付金（宇検船越線）道路改良工事（2工区）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第25 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について

○議長（喜島孝行君）

日程第25、陳情第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情についての陳情書採択の要請については、お手元にお配りしてあります陳情付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

○議会事務局長（松井学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午前11時20分

令和2年 第1回宇検村議会定例会

第 2 日

令和2年3月9日

令和2年度 第1回 宇検村議会定例会
令和2年3月9日(月曜日)午前9時30分開議

1. 議事日程 (第1号)

○日程第1 一般質問

質 問 者

3 番 佐佐木一字 議員

5 番 吉永 常明 議員

○散会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1.出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	海原隆家君	2番	保池穂好君
3番	佐佐木一宇君	4番	杉浦治俊君
5番	吉永常明君	7番	幸春美君
8番	喜島孝行君		

1.欠席議員 6番 松井辰夫君

1.職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 松井学君 書記 ブルマ葉月君

1.説明のため出席した者の職氏名

村長	元山公知君	会計課長	辰島月美君
副村長	松井富彦君	教育委員会 教育事務局長	植田稔君
教育長	村野巳代治君	建設課長	高田浩志君
総務企画課長	原田俊昭君	住民税務課長	柳百々代君
保健福祉課長	栄光男君	産業振興課長	松元五月君

△ 開 議 午前9時30分

○議会事務局長（松井学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（喜島孝行君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 一般質問

○議長（喜島孝行君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

3番、佐佐木一字君。

○3番（佐佐木一字君）

おはようございます。一般質問に先立ち所見を述べさせていただきます。

猛威を振るい拡大し続けているコロナウイルス、奄美も各学校の休校や公的な施設の利用を制限される事態の中、大幅な観光資源の落ち込みで村内経済の先行きも先の見えない昨今です。さて、私たちは戦後75年、これまで村づくりの成果を顧みて、これからの宇検村を築き上げていかなければなりません。施政方針に述べられたことは今年度実施予定の全ての事業で、これからの村づくりに欠かすことのできない重要な事業だと思います。宇検村らしさを大切にしながら歴史に学び、文化を育む、そんな安心・安全な村づくりを着実に実現していくことが村政に課せられた使命であると考えます。宇検村のより一層の発展に向け、雇用主は住民であることを肝に銘じ、村民の視点に立った村づくりに行政、議会が一丸となって取り組んでいかなければなりません。

それでは、通告に従い質問いたします。

1番、施政方針について。定住促進対策、人口減少対策のビジョン、雇用の場の確保、子育て支援、高齢者対策等、地域経済の活性化対策。

二つ目に施政方針の農業振興について。高齢者農家のタンカンを農家からJAや選果場へ出荷時のよこもちの支援はできないのか。二つ目に、EM菌を活用する農業、畜産業、水産業の支援はできないのか。

3番目に学校教育について。小学3・4年生までは外国語活動が、5・6年生からは外国語科が始まると思いますが、専門の先生の配置はどうなっているか。昨年度の全国学力調査における宇検村小中学校の参加状況と学力の評価を伺います。田検小学校も複式学級がありますが、現在の状況と村内各学校の新年度の状況を伺います。

これより先は通告席より再質問させていただきます。

○議長（喜島孝行君）

ただいまの佐佐木一宇君の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

おはようございます。それでは、佐佐木議員のご質問にお答えいたします。

施設方針についての1番目の定住促進対策はとのご質問ですが、村の定住促進対策としては条例規則をホームページに掲載し、Iターン、Uターンの促進を図っています。また、村外への人口流出を防ぐ定住対策として住宅の新築、購入、改修の助成金を村内在住者へも交付するようにして、村内への定住促進を図っております。定住希望者への対応としては、総務企画課が窓口となり説明、案内を行っています。今後は、郷友会などへ積極的に交流を呼びかけ、関係人口の拡大を図りながら定住促進に努めてまいります。

次に、2番目の人口減少対策のビジョンはとのご質問ですが、地方創生第1期総合戦略がスタートして5年、全国で地方創生の目的である人口減少対策と地域活性化への努力がなされているわけですが、多くの市町村で苦慮しているのが現状です。本村においても第1期総合戦略事業の見直しの中で、複数の課が連携することでより効果が期待される事業を重点的に選定しながら、現在、第2期創生総合戦略の作成に取り組んでいる段階であります。

人口ビジョンとして具体的には奄美本島5市町村の広域的な問題として捉え、現在、第2期奄美大島人口ビジョンの作成に向けて5市町村で定期的に会合を持ち作成中であります。

次に、3番目の雇用の場の確保はとのご質問ですが、雇用の場を確保するという考えでは企業誘致、新たな起業者への支援、村内事業所の経済活動支援が考えられますが、企業については引き続き宇検村のPRと情報収集に努め、新たな分野への広がりを視野に検討してまいります。新たな起業者への支援については、9月議会でも申し上げましたが、県や広域事務組合の起業支援事業を紹介し、積極的に取り組んでおり、村内でも事業が利用され店舗展開につながっております。村内事業所についてですが、国勢調査において昼と夜の人口比較がございしますが、宇検村は大島本島で一番昼間の人口比率が大きくなっております。これは昼間に村外からの働き手が多いことを意味し、人口規模で見たときに雇用の場は十分とは言えないまでも近隣市町村と比較し確保されていると考えます。しかし、就職については求人と求職者のマッチングで成立しますので、ネット社会への対応など新たな分野においても雇用の場の確保に努めていかなければならないと考えております。

次に、4番目の子育て支援、高齢者対策等、人口流出を防ぐ対策はとのご質問ですが、子育て支援における対策は、本村では乳児家庭全戸訪問事業、養育訪問事業、子育て短期支援事業、利用者支援事業、乳幼児医療費無償化、子育て支援助成金を実施しているところです。また、令和2年度予算にて放課後児童クラブの実施に向けての準備予算を計上しており、令和3年度からの実施に向けて今後、子ども・子育て会議等にて住民の意見を聞き、多様化する社会に対応していきたいと思っております。

次に、高齢者対策等人口流出を防ぐ対策ですが、平成30年度は本村に65歳以上の方が約23人転入され、約19人の方が転出されましたが、転入される方の理由としては親の介護という理由が大半で

す。現在、村当局としましても村内に居住する高齢者調査を実施し、対策等を計画しております。

次に、通告がありましたので答えさせていただきます。次に、5番目の地域経済社会の活性化対策はどのご質問ですが、一般的に地域経済社会とは生産、物流、消費の活動を通じて形成される社会であるといわれていますが、その点からいいますと、本村ではまず、生産の分野を活性化させ消費につなげる必要があると考えます。そこで今、目に見えて来客数と売上げが伸びているうけん市場の状況から見ますと、農産物などは主に島内で消費されていますので、現在の体制を維持しながら六次産業を充実させ、村内の生産物に付加価値をつけて島外へ販路を広げていくことが新たな消費へとつながり、地域経済の活性化の一助となると考えます。そのためには、観光客や郷友会へ積極的に発信し、人の流れも活性化させる必要があると考えます。

次に、6番目の若者交流会や村づくりへの提言などを聞く場を設けたらどうかのご質問ですが、現在は青年団活動が村内各種会合のメンバーの立場で意見を述べる場が設けられていますが、若者だけの会合や村づくりへの提言の場は設けられていないのが現状であります。しかし以前には、平成27年度に40歳以下で自主的に若者が開催され、第1期の総合戦略に意見が取り入れられた実績がありますので、第2期の総合戦略においても若者の意見を積極的に取り入れていく必要があると考えております。

次に、7番目の若者の夢がかなう村づくりを進める施策はどのように考えるのかのご質問ですが、ここで言う若者の夢というものを村で生活するうえでの仕事と捉えた場合、先の質問の答弁で申し上げましたとおり、若者の声も積極的に取り入れて施策を整えていく必要があると考えます。農林水産業など、各分野の青年部等の活性化や世界自然遺産関連分野や観光、ネット社会での遠隔地勤務の可能性など、新たな分野での若者会議組織の育成など、村の将来を語る会議を支援し、若者の声を村の計画に取り入れるなど必要になってくると考えます。

次に、施政方針の農業振興を問うの1番目、高齢者農家のタンカンを農家からJAや選果場への出荷よこもちの支援はできないかのご質問ですが、今年度、共同選果場への利用と品質向上を図るため、補正予算にタンカン生産者の選果手数料の補助を実施いたしました。今回、選果場やJAまでのタンカンよこもちの助成はできないのかのご質問ですが、現在、JAが収穫時期には毎週月・水・金に共販分を、火・木・土に委託分の共同選果場への集荷を実施しております。タンカンの集荷、運搬、よこもちの助成については、今年度の出荷状況や定数料等を勘案しながら検討していきたいと思っております。

次に、2番目のEM菌を活用する農業、畜産業、水産業の支援はできないかのご質問ですが、平成18年12月に有機農業の推進に関する法律が施行され、鹿児島県においても平成20年8月に有機農業推進計画を策定、公表し、その後の平成27年3月に改訂版を公表しております。県農政部が発行する有機農業の手引きでは、平成31年までに県の経営耕地面積に占める有機農業の割合を1.3%にする目標を掲げております。本村の考えとしては、EM菌に限定するのではなく、有機農業を取り組もうとする農業者、畜産、水産業者への相談体制を整え、支援対策等の仕組みを考えていくように努め

てまいります。

次に、施政方針の学校教育を問うの1番目の小学校3・4年生では外国語活動が、5・6年生では外国語科が始まると思うが、専門の先生の配置はとのご質問ですが、宇検村の小学校には英語専門の教師の配置はありません。県の事業として英語専科教諭加配というものがありますが、週当たり18時間以上、授業を実施するという規定がございます。宇検村の場合は村内全ての小学校の外国語の授業時数を合わせても16時間です。そのため対象外となり、事業の申し込みをしておりません。そこで、現段階では各教職員が研修を重ね授業を行っている状況です。例を上げますと、英語スキルアップ研修や先進校の公開研究会などの参加し、学んだことを各学校の教職員に広げる取り組みです。英語スキルアップ研修への参加者は、村内4小学校全ての学校からありましたので、その研修を積んだ職員が核となって、各学校の教職員の授業の質を高めているところです。ただし、小学校においては平成10年の学習指導要領改訂で総合的な学習の時間が誕生しました。その内容として、国際理解をほぼ全ての学校が実施しております。外国語活動の指導経験はほとんどの教職員が有していると考えます。そのうえ、移行期間である今年度も各小学校において外国語活動、外国語科を既に実施しておりますので、スムーズに新年度の外国語活動、外国語科をスタートさせることができると考えております。また、村内は併設校が多いので、中学校の英語教諭のアドバイスを受けたりと、中学校の英語教諭に小学校の英語の授業をしてもらったりする取り組みも行っております。さらに、授業を補助する形でALTを配置しております。外国語活動は年間35時間、外国語科は年間70時間と決められています。各学校にはALTが週1回訪問しており、訪問日に合わせて授業を行っております。これは学校数の多い市町村や40人学級の児童と比較して、村内の児童はネイティブな英語と触れ合う機会に恵まれていると考えます。特に、小学校の外国語活動、外国語科においては、話すこと、聞くことをとおして英語に慣れ親しむことが非常に重要ですので、今後もALTを配置する事業を継続していきます。

次に、2番目の昨年度の全国学力調査における宇検村小・中学生の参加状況と学力評価はというご質問ですが、全国学力学習状況調査は昨年4月18日に実施されました。村内の各小・中学校の参加状況は全校参加です。具体的に申しますと、対象となる小学校6年生の在籍している学校4校で計13名、中学校3年生の在籍している学校2校で計11名参加いたしました。

学力評価については、児童・生徒数が少なく、個人を特定されてしまう可能性があるため、学校ごとの結果を伝えることはできません。村全体で見ますと、小学校においては県平均の通過率と比較し、国語は8ポイント、算数は2ポイント低い状況です。中学校においては県平均の通過率と比較し、国語は5ポイント、数学は2ポイント、英語は5ポイント高い状況です。おおむね小学校で伸び悩み、中学校で学力を高めていると捉えられると考えます。この結果につきましては幾つかの要因があると考えております。1点目は、母数となる児童・生徒が少なく、個々の能力が占める割合が高いことです。そこで、学力に課題のある児童・生徒に対して村内の学校では小学校から中学校までの長期スパンで学力を高めるように指導していると考えています。2点目は、中学校における個別指導

の充実が上げられます。小学校での個別指導は学級担任が中心となります。中学校では各教科の担当が個別に指導しており、複数の教員が一人に関わることでその成果がでていないのではないかと考えております。

なお、全国学力学習状況調査では、意識調査もあり村内の小学校においては100%、中学校においては65%の児童・生徒が学校に行くのは非常に楽しいと回答しております。全国平均は小学校54%、中学校46%です。学習意欲も含めた広義の学力という点においては、非常に高い結果が出ていると考えております。今後も新学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切な指導を行うことで児童の学力を向上させることができるよう取り組んでまいります。

最後に、3番目の田検小学校も複式学級があるが、現在の状況と村内の新年度の状況はというご質問ですが、現在の村内の複式学級の状況は田検小学校は3・4年生が複式学級です。久志小学校は1・2年生、3・4年生が複式学級です。5年生がいないため6年生は単式学級です。名柄小学校は3・4年生、5・6年生が複式学級です。2年生の在籍がないため1年生は単式学級です。阿室小学校は1・2年生、3・4年生、5・6年生、3学級が複式学級となっております。

新年度の状況は、現在のところ大きく変わることはありません。田検小学校は3・4年生が複式学級です。久志小学校は1・2年、3・4年が複式学級です。6年生の在籍がないため5年生は単式学級です。名柄小学校は1・2年、5・6年が複式学級です。3年生の在籍がないため4年生は単式学級です。阿室小学校は1・2年、3・4年、5・6年、3学級が複式学級となる予定です。以上です。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○3番（佐佐木一宇君）

今の回答の中で、起業支援事業を紹介し、村内でも事業が利用された店舗展開につながっているとありますが、村内で起業支援を受けている店舗というのはどういうところがありますか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

お答えいたします。これは起業するときにあたって支援を受けた店舗でございますが、二つ店舗がございまして、それは飲食業でございます。以上です。

○3番（佐佐木一宇君）

飲食業が2店舗ですね。了解しました。それからもう一つ、この中、生産の分野を活性化させ消費につなげる必要があるという答えの中で、うけん市場のことが書いてありますけれども、現在のうけん市場の状況を教えてください。

○産業振興課長（松元五月君）

正確な数値は後で報告いたしますが、前年度に比べて、やっぱり売上も伸びている状況でございます。以上です。

○3番（佐佐木一宇君）

じゃあ、それは後でお知らせください。それではですね、先ほど農家のタンカンのよこもちこの

ことでご相談差し上げたんですけれども、今やっているのはJAから選果場への出荷についての支援はされていらっしゃるんですよ。いわゆる農家からJAまでのよこもちの支援というのはないわけですよ。それについては前向きにやっつけていかれるのかな。ちょっと回答をお願いします。

○産業振興課長（松元五月君）

現在、旧選果場のほうにタンカンを持って来ればJAのほうを選果場のほうへよこもちして運搬しております。その分、キロ当たり幾らという手数料もかかりますので、それを補助するのか、それとも車等を準備して、こちらが各集落を回って、選果場なり、タンカンを持って行くのかという、そういう方法は二通りあると思いますので、その辺を今後、金額等、予算等を考慮しながら検討していければと考えております。以上です。

○3番（佐佐木一宇君）

それでは、今の質問の中に関連する項目なんですけれども、今新しくですね、改正法が成立して単純労働を含む外国人労働者の受け入れが始まりました。14の業種で就労を認める特定技能1号の中には農業が含まれていますが、この特定農業単純労働の外国人の採用についての検討はなされたことはありますか。

○産業振興課長（松元五月君）

外国人労働者の雇用という形ですが、大規模な農家ですね、そういう形がこちらのほうには今ございませんので、そういうところであればサトウキビの収穫等、いろんなことができると思いますが、現在、議員がおっしゃったようによこもちままならない方が結構いるわけですから、そういうところが雇用まで結びつくかということ、ちょっと問題があるかと思うんですが。以上です。

○3番（佐佐木一宇君）

外国人労働者の受け入れはね、言葉の違いとか文化の違い、生活習慣などが違いがありますけれども、今お話のように大規模農家がないので、そこまでは需要がないのかなというお話も、若干わかります。わかりますけれども、今、村内でもですね、例えば、農業じゃなくてほかの企業のほうで外国の方が何人か入って働いていらっしゃるという現状もありますので、例えば今、農業をというかな、そういう支援のための、やっぱり外国人の受け入れも、今、私たちの宇検村の中でのね、全体の人口が1,700人ぐらいですよ。その中のいわゆる生産できる人間、年齢、20歳から70歳とすると、その方々が大体1,700人の中の30%なですよ。そうすると、非常に少ない労働人口の中で、皆さん高齢になられても非常に頑張っている状況があります。その辺がなんですかね、外国の方をどこかの農家のためではなくて、宇検村全体の農家を捉えて、収穫だけじゃなくて普段の農業活動に関するサポートができるような採用の仕方といいますかね、そういう方が、例えば宇検村の自治体としてそういう方が何人か雇用できたりだとか、そういうことはできないものでしょうか。

○産業振興課長（松元五月君）

議員のおっしゃることも分かります。2015年農業センサスでですね、宇検村の平均年齢が69歳、

全国で67歳、県で66歳となっていますので、高齢化して、あと担い手もないのが、今現状でございます。ですから、あと方法としては現在元気の出る公社が大型機械の受託作業というのを行っておりますので、ゆくゆくは農地中間管理機構等を使って農地がうまく若い方に転用とか、次の方に使かっていただければいいのですが、それがそのまま放置されるといけませんので、そういう元気の出る公社等で農作業の受託作業ができるような形とか、そういう方法で一般の方とか、また外国人の労働者等を活用できればということも、一応考えてはおります。今後検討していきたいと思えます。

○3番（佐佐木一宇君）

課長がおっしゃるとおりです。元気の出る公社があって、例えば農家の方の田畑を耕したり、耕運機をかけたりするのを公社の方が一生懸命、少ない人間でね、日曜も休まずに割り振ってやっていらっやいますけども、あの方々は今、田畑を耕地するので今、それだけでも精一杯なところなわけですよ。だからこれは収穫するだとか、植えるだとかということになると、そこまで手が回らないのが現状なので、今おっしゃったように公社のほうでそういうことのできる人を、たまたま外国人であれば外国人の方をそういうところでもう少し増やして、農家の方へアピールされて、今、田畑の耕作だけでなく農家のための植付けだとか、収穫だとかについてもやりますよとおっしゃっていただければ、多分農家の方々もね、そういうのを利用する頻度は上がると思いますので、ぜひその辺はですね、検討いただければありがたいと思います。

それから、たくさんの施策がございました。施策の1番ありませんけれども、人口減少対策が一番の大きなテーマだと私は思います。今このままでいきますと、先人が100年築いた宇検村がですね、消滅してしまうんじゃないだろうかという非常な危機感を持っておりますけれども、人口減少対策のビジョン、すみません、村長、もう一遍聞かせてください。

○村長（元山公知君）

先ほど人口減少対策というのは一つではないと思っております。総合的に私が述べたものが農業対策もそうですし、先ほど公社を活用するという話もありましたけれども、課長のほうからありましたけど、それはやはり我々も公社をうまく活用して、そこでお金を稼ぐ、そういうふうな形を進めて、そこで雇用を増やしていきたいと考えております。また会計年度任用制度というのがあります、なかなか公募をして、また面接をしてという、今その制度の中で、なかなか以前みたいに3日間、この方のかわりにちょっとそこをしてくれないかと、そういうのもまたできない状況がありますので、しっかりと今度は公社の方を生かしながら、雇用の拡大に向けて我々は取り組んでいきたいと思っております。人口ビジョンについてありますけど、子育て支援もそうです、高齢者対策もそうですけれども、総合的にしっかりと取り組んで、それが私は人口の減少対策につながっていくと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○3番（佐佐木一宇君）

先ほどの話の中でですね、前年度の転入者が23名、転出者が19人とありましたけれども、その転

出者の19人の中には中学校の卒業生も含まれていますか。

○保健福祉課長（栄 光男君）

今の質問にお答えします。65歳以上の方が約23名転入されて、約19名の方が転出されたという事です。以上です。

○3番（佐佐木一宇君）

昨年度のですよね、令和元年度、平成31年とか令和元年度12月までの1年間の人口減がですね、38名なんですよね。これは高齢者だけに限りませんが、人口減として38名いらっしゃるんです。そうするとその19人の転出者が65歳以上であるとすれば、あと19人が卒業生だと考えてよろしいわけですよね。ほぼそんなもんです。じゃあ、結構です、あとまた教えてください。今その人口減少の一つにはですね、出生率の低下と、今言った人口の移動のアンバランスがあると思うんですけども、これについては人口移動の対策は何かありますか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

これは、ただいまの質問は人口減を止める施策はないかということでしょうか。これは、村で施政方針でもさまざまな施策を申し上げておりますが、それ全てが宇検村を活性化させるという目的でありまして、ひいては人口対策、経済活性化対策につながると思っておりますので、どの事業というわけではございませんで、全てがつながると捉えていただきたいと思います。

○3番（佐佐木一宇君）

とかく行政、私たちがする施策はね、非常に抽象的で具体的な中身が乏しいので、なかなか分かりにくいと思うし、なかなかそれが結果としてね、例えば施策を出したけれども、その結果を評価するに、評価は非常にしにくいんです。もともと何をどうします、どうしますって、細かい具体的な提案がないもんだから。そういう意味ではですね、人口減少の要因は今お話のような要因がいろいろあって、自然減少もあるでしょう。けども、雇用の場が少なくて高校・大学を卒業しても地元に戻らないというのが大変大きいと思います。そこで、人口の目標を誤るとですね、先ほどおっしゃってました創生総合戦略もですね、根本から覆ると思うんですが、戦略の見直し修正というのはどのようなタイミングで、どういう方々が行っていらっしゃるんですか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

それではお答えいたします。現在、令和2年度からの5カ年の第2期創生総合戦略へ向けての改訂作業を行っておりますが、それは役場の中のプロジェクトチームというのがございまして、若手を中心にしております。その中で、その見直しをただいま行っているところでございます。以上です。

○3番（佐佐木一宇君）

そうすると、この見直しというのは毎年行われるんですね。

○総務企画課長（原田俊昭君）

今回の見直しは先ほどの第1期の総合戦略が元年度で終了しますので、第2期の向こう5年に向けて

の見直しであります。毎年見直しを行う、今回のような作業で見直しを行うことはございません。その事業を進めるうえで、その部署部署で見直しは行っておりますが、今回のようなプロジェクトチームを組んで行う作業は5年に1回というふうになります。以上です。

○3番（佐佐木一宇君）

5年に1回の見直しとおっしゃいましたけれども、今、5年前のですね、長期総合戦略の中での人口目標がですね、昨年度末で当初は1,800人と書いてございました。それが現実にはもう1,703名なわけですよ。そういうふうにはですね、長期総合戦略というのは5カ年先を見ると数字的にはうんと現状は変わってくるわけですね。これから先はお子さんも少ないしするから、なかなか人が今までのようにどんどん減ることはないと思いますけれども、そういう意味では総合戦略というのは5年計画なので5年経ったら見直すのではなくて、毎年、これは見直していかなかったら、実際ですね、地域の今回のコロナウイルスのようなこともありますし、地域経済というのはその時の状況で大きく変わります。そういう意味では5年経つまでほっといたら、いわゆる絵に描いた餅であって、実際5年経ってみたらできませんでしたということがあられるかもしれません。この総合戦略の見直しはですね、やはりこれは毎年すべきだと考えますけど、いかがですか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

お答えいたします。もちろんこの総合戦略の中には各部門四つほど部門があります。人を呼び込む部門とかございます。その中で毎年行ってはおります。ですけど、今回のようなプロジェクトチームを組んで、向こう5年の計画を見直しているというのは今回のようなプロジェクトチームをやっているというわけでございます。毎年、それぞれ事業を進めるうえで見直しをおこなってはいると思います。以上です。

○3番（佐佐木一宇君）

よく理解できないんですけども、要は先ほど申し上げたように、5年前の状況と今回見直す状況とはあまりにも情勢が変わり過ぎている。これからの世の中はですね、もっと僕は変わってくると思うんです。そういう意味では、各担当者が見ていると思うとかじゃなくて、やっぱり具体的にその数字を必ずチェックして、事業は大体ね、勘定ではなくて数字で表れるんですよ。数字の見直しが絶対必要だと思います、私は。そういう意味で、私は特に私たち行政の中が住民の命を預かるわけですから、住民の未来を預かるわけですから、そういう意味でははっきりとですね、1年に1回、状況をもう一遍見直して、直すべきは直す、正すべきは正すということが必要だと思いますが、その辺、いかがでしょうかね。

○総務企画課長（原田俊昭君）

今後は毎年ですね、このプロジェクトチームをむだにせずですね、続けていって、また年度末にはまた次の年度に向けてですね、見直していってまいりたいと思っております。

○3番（佐佐木一宇君）

ありがとうございます。そこでですね、今、宇検村でも結婚できていない若い方が大勢いらっし

やいます。若い人が結婚できる施策を考えないとですね、少子化対策の一步ができないというふうに私は考えますけれども、そういう意味ではですね、例えば、若者に出会いの場を設ける婚活イベントなんていうものをですね、企画して結婚、出産、子育てなどのですね、切れ目のない少子化対策はね、考えられませんか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

お答えいたします。今このプロジェクトチームでいろんな検討をしております。その中でですね、今議員がおっしゃられたその婚活プロジェクトですか、そういったいろんな計画もですね、実際、話に上がっております。ですから、それをあとはどのような方法でやっていくか、また具体的にしていくのが、またこのプロジェクトチームと私なんかの仕事だと思っております。以上です。

○3番（佐佐木一宇君）

ありがとうございます。ぜひですね、その婚活イベントなどを進めることで、宇検村はおもしろいよとかですね、周りから見た目に、やっぱりアピールにもつながると思いますから、ぜひその辺は積極的に進めてほしいというふうに思います。

それからですね、人口減少対策の、僕は大変大きな目玉になると思うんですけども、先般、私たちは所管事務調査でですね、宮崎の西米良という村に行きました。向こうはいわゆる宮崎と熊本の市に挟まれた山の中の1,000人規模の小さな村です。そこで向こうは学校も小学校が1校、中学校が1校しかありません。それでもですね、お子様方の人口が毎年平均して産まれているという、その状況の中にはですね、その施策の中にですね、行政側が学習塾を行っているんですね。基本的に言うと彼らは宮崎県の中で一番優秀な子供たちを育てていきたいと。それを優秀だよということでもって、その周囲の方々がその情報で西米良のほうに住まわれるだとかいうことで、人口がほぼ1,000人をずっと維持して、それからお子様方の出生率も高いという状況があります。私たちもですね、宇検村で今、子供たちがどんどん減ってきてあります。今、阿室校区のほうではお子さん方の定住のための対策をやっていらっしゃいます。そういう意味ではですね、ただ定住を、そういう意味での定住ではなくて、お子様方の学力が、先ほどお話があったように、低学年では小学校では5ポイントほど低いよと、中学年では逆に5ポイントぐらい高いよというお話がございましたけれども、この5ポイント高いよというのは、これはもっとね、もっと外へ発信すべきだと思います。そのためにはさらにそれをですね、皆さんにアピールする、それから理解してもらうためにはですね、宇検村には学習塾がなくて、皆さん、中学校になると名瀬の方の学習塾に行かれる方もいらっしゃるし、私はやっぱり中学、高校、大学に行くための勉強する意欲は、皆さん大変お持ちでいらっしゃいます。宇検村でもですね、施設の送迎の学習塾など検討されてはいかがかと思うんですけど、どんなものでしょうか。

○教育長（村野巳代治君）

ありがとうございます。ただいまの公設というか、行政関わった学習塾の創設というか、そういうのはないですかというご質問ですけれども、現在、ほかの市町村でも公設、市町村が立ち上げ

て子供たちを集めてい学習指導をやっている自治体があるのも承知をしております。本村でも過去に、夏休み等に学習塾という名称ではありませんけれども、勉強したい子供たちはどうぞ元出るのほうに行きませんかという事業も5・6年前まではあったようです。中にはまた、本村でも本村出身の方がネットで大学生が講師となって、ネット塾というんですかね、そういったところを進める出身者の方もいて、それにしばらく参加していた家庭のお子さんもいるというふうに伺ってはおります。一つはですね、本村で行政が関わった学習塾のことについて申しますと、現在、私、教育長の立場としてはちょっと難しいのかなと思っております。一つは、その理由の一つはある自治体の情報など聞いてみますと、学校の教職員以外の方々が講師をしていらっしやると。これは過去に学校に勤めた方などを募集してした場合に、本村の場合はなかなかそういう環境になくて、もしするとしたら村外からそういう方々をまたお呼びしないといけない状況もありますし、ですね、一番はそのことがネックになっているので、もう一つはですね、学校教職員の、これは私の全く個人的な危惧なんですけど、そういうことをしたときに、学校で子供たちに勉強を教えるのは学校の教員の僕たちの仕事だけれども、それをよその人に任せるといのはどういうことだみたいな、そういう何というんですか、モチベーションというか、そういうのもちよつと心配、これ、私、全く個人的な心配で、子供にとってみれば誰が教えたって学力が伸びるのは、それにこしたことはないと思うんですけども、学校を預かる今の私の立場としては、そういう危惧もちよつと持ったりして、積極的に踏み切れないところであります。以上です。

○3番（佐佐木一宇君）

お気持ちよく分かります。いわゆる学校の先生方のモチベーションのこともよく理解できます。でも今はですね、そういうことを言って、皆さん、そういうことをおっしゃっていると、なかなか学力を著しく向上させるだとか、よその自治体に対してのですね、アピールもなかなかできない部分もあると思いますので、そういう意味ではですね、行政が知恵を絞って血を流さなければね、人口減少に歯止めはかからない現状であることだけは、皆さんにもやっぱり理解してほしいと思います。ぜひですね、これについてはやはり何らかの形で、学校の教育の先生方は先生方、現実の問題として都会に行けば、全部大きな学習塾があつて、学習塾でも勉強するし、学校で勉強するというのは、それはもう当たり前の状況なわけですよ。それを私たち過疎の地域なので、先生方とか、周りを危惧するあまり、やらなければいけないことをですね、見誤ることがあると思いますので、そういう意味ではぜひですね、これは僕は検討するに値すると思いますけども、村長、いかがですか。

○村長（元山公知君）

佐佐木議員のおっしゃるとおり、学力というのは大変重要なことでありますので、そこを伸ばしていくために今、学校の教職員と教育委員会、しっかりと連携して取り組んでいるところだと思えますが、その学習塾の件に関しては、やはり私も学習というのはずっとずっとやってこなければいけないと思っています。例えば、部活動が終わってから塾に行くとかじゃなく、やっぱりしっかり

とそこを積み重ねていくのが、私、しっかりとした学習だと思っていますので、やはり、ニーズがですね、村民からもニーズが、ぜひこの学習塾は必要なので、自分たちの子供たちの学力が必要なのでということがあれば、それはちょっと検討していきたいと思います。まだそういう声というのが、なかなかちょっと、まだここに届いていないもんですから、今議員がおっしゃっていたのが、また声として真摯に受け止めますけれども、そういうのが上がれば、機運が高まれば、しっかりと検討してやっていきたいと思っています。

○3番（佐佐木一宇君）

今、住民からのニーズがあればというお話をいただきました。現実、ニーズがあるかどうかというよりは、宇検村でそういうことをやろうと、やるかもしれません、やりたいと思うけれども、そのとき皆さんが希望されますかという、例えばそういうアンケートだとか、実態調査をしないことには、ニーズというのは多分生まれて来ないですよ。そういう意味ではですね、その辺は待つのではなく、やっぱり行政側のほうが能動的に動かなければね、待っている行政ではやっぱり前に進まないと思いますから、ぜひこれはですね、何らかの形で、例えばPTAの方々からご意見を伺うだとか、何らかの形でですね、これはアンケートを取って、それが必要であれば進めると、そういう要求が多ければ進めるという形を、ぜひ取っていただくことで宇検村の学力が向上し、しいては宇検村へ子供が学校の間だけでも住みたいなとかいうような形が作ればというふうに、私は思いますので、ぜひこれはですね、検討していただきたいというふうに思います。

それから、次の質問を申し上げますが、過疎地域ですね、自立促進特別措置法というのがですね、これは時限立法で2017年度に改正されて、来年度令和3年の3月末には、これは期限切れになります。そうすると、この現法ですね、期限切れを前に宇検村としてもですね、今、自立促進特別措置法というのは、これは僕たちが過疎のためのお国からたくさんのお金をいただいたりとかするための基本になる法律ですから、これは宇検村として要望書などをですね、県などに提出することが必要だと考えますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○村長（元山公知君）

その過疎地域自立促進法ですね、延長をですね、去年ですか、私の行政報告の中にもあったと思うんですけども、そこには全国の大会がありまして、奄美大島の参加できる首長方と一緒にそこに参加して、また国のほうにも要望しているところでございます。そのような活動をやはり続けていきたいと思っています。

○3番（佐佐木一宇君）

はい、分かりました。それはですね、先ほどの施政方針の中にあっただので、今度、定住人口ではなくて交流人口を増やすために体験観光多目的交流施設を造るというふうな計画があっただけで、そういう話が進んでいるという話、今、お話がありましたけれども、これは具体的にはですね、どんな規模ぐらいのものを考えていらっしゃいますか。

○産業振興課長（松元五月君）

お答えいたします。次の吉永議員からもその質問が来ておりますが、よろしいですか。あとで回答いたします。

○3番（佐佐木一宇君）

それから、じゃあ、もう一つ伺いますが、今、私たちはホームページでですね、ふるさと納税というのを開けて、よく見るがあります。それで今年の予算書の中でも、ふるさと納税の納税金額が前年度とほぼ変わらずの、計画がされております。ホームページを見たときにふるさと納税で出て来る対象になる品物といいますかね、産品がほとんど例年変わらずに、お酒であったりだとか、タンカン、マンゴー、エビ、いずれも季節商品なんですよね。季節を外れたときには、一般の方々には皆さんが買いたいとか、ふるさと納税しようかなというような意欲にかられる商品でない部分がたくさんあります。そういう意味ではですね、私たち宇検村では生活研究グループの方々が毎年、年末にはお歳暮用品としてあるセットのものを作って出されたりしています。それから、宇検村には一年中作れるよもぎ餅などもあります。ほかにもですね、宇検村であれば年間通して出せるものというのはあると思うんですけども、ふるさと納税の品目をですね、1年間通して皆様方が、一般の方々ですね、期待できるような品揃え、中には私が思うのは、やっぱりジビエ、宇検村ではですね、イノシシを獲って、昨日現在でね、村内で184頭、イノシシが1年間で捕獲されております。この184頭というのは、多分皆さん、獲られた方々は名瀬のお肉屋さんに出されたりしていらっしゃるんですけども、そういう商品がね、ジビエなんていうのは、非常に全国的には、非常にこれは人気がありますので、そういう商品などもふるさと納税のですね、対象品目にするなどはいかがでしょうか。

○産業振興課長（松元五月君）

お答えいたします。そのジビエ関係でございますが、やっぱりその処理方法が一番問題だと思えますので、そういう施設をですね、造って、また、各個人個人で解体して処理するということでは、ちょっと無理がございますので、現在、徳之島のほうでジビエ加工処理施設がございますので、その状況等、また先日、イノシシの先進地、そういうジビエ加工所の先進地の島根県に行って来ましたが、そちらのほうでは、その加工施設が捕獲したイノシシも全て生きたまま、そちらに持って行って、そこで統一して処理をするということで缶詰を作ったり、皮まで全部活用しております。そういうところを参考にしながら、今後そういうことができるイノシシですね、それとまた加計呂麻でも今回、ジビエ研究会なるものがあると新聞に載ってましたので、そういうところも一応視察して、今後の方向性を決めていきたいと思えます。以上です。

○3番（佐佐木一宇君）

そのジビエについては、先般私たちが所管事務調査をやって、宮崎の方でも800万円の投資でジビエ処理施設を造ったという話なども私たち聞いて来ておりますので、ぜひその辺もですね、今おっしゃった加計呂麻とか、いろいろ研究していらっしゃるようなので、ぜひその辺は研究を進めてですね、その中に取り組んでいただければいいと思えます。

それからですね、総務省の取り組みにですね、ふるさとワーキングホリデイとあるのはご存じでいらっしゃると思いますよね。これは、ある時期に奄美大島に観光に来たい方々が働きながら、作業を手伝いながら観光しようと、その間の作業期間中は作業を手伝ってくれますので、作業期間中の宿泊などの費用については、全部地元で負担しますというようなワーキングホリデイ制度というのがあります。これは先ほど、一番当初、話の中であった農業振興の中で、高齢者の方々がなかなかミカンをつむときは人が足りないよということがありますけれども、例えばそういうのをですね、ホームページで公募して、ワーキングホリデイ制度は、これは総務省から助成金もありますので、ワーキングホリデイ制度を導入してですね、農家の方の労力をそれでもってカバーし、また、そのときにそういう観光の方々が入込客として増えるというようなことができると思うんですけれども、その辺をですね、ワーキングホリデイ制度などを取り組もうなんていうような検討はしていただけないでしょうか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

お答えいたします。これも需要と供給のような形だと思います。農家の方がそうやって手伝いを欲している。そうした場合に、今度は奄美大島宇検村に来て働きたい、そういう方々がマッチングして成立することだと思っております。ですから、調査等がこの事業を進めるうえでは、まずはそういうニーズがあるか、それを調べてワーキングホリデイ制度ですか、そういうのを勉強してですね、進めていきたいと思っております。

○3番（佐佐木一宇君）

最後の質問になります。先ほど田検、久志、阿室でもですね、複式学級が大変1年生・2年生、3年生・4年生、5年生・6年生というふうに変多くなっていることを伺いましたけれども、田検小学校と久志小学校でもですね、山村留学制度をですね、導入するようなお考えはないでしょうか。

○教育長（村野巳代治君）

お答えします。今、議員から質問のあった中身については、この議会の場でも何度か過去にもありまして、そのときの答と、すみません、変わりませんが、一応、校区でですね、そういう動きがあって、どうしても自分たちの校区にもその制度をとというようなことであれば、行政のほうとしても、またそういう活性化対策委員会とかですね、そういったことへの支援とかですね、そういったものはしていこうと考えております。現在、この山村留学制度を実施していない二つの校区につきましては、100年後とまではちょっと大袈裟ですが、10年後ですね、学校がなくなるというまでは、今のところはない状況でありまして、少なくとも5年おき、5年後ですね、例えば一つの校区など、固有名詞を出しますけど、久志の学校などはですね、今の数よりもっと増えてにぎやかになってきますし、田検の小中学校についてもですね、現在の5年後ぐらい先までですね、今生まれた子供さんが入学するぐらいまでの年度では、現状の規模を維持できそうな、現時点での調査であります。その二つの校区については、さっきの繰り返しになりますが、校区のほうからそういう声が上がってきまして、こちらでも対応を考えたいと思っております。以上です。

○3番（佐佐木一字君）

今、先生のお話がありました。校区から意見が、要望が上がって来ればという、これはやっぱりまちの姿勢ではなくて、現実の問題としてお子さんが減っているという現状を一番知っているのは行政側ですよ。地元の方々は具体的に、どこの学校に何人の人がいて、複式学級がどれだけあるということは、多分皆さんご存じないと思いますよ。そういう意味ではですね、現実の問題としてこれだけ人が減っている。例えば田検について言うと、学校の教員の先生方がほとんど田検校区にお住いの先生方がお子さんを連れていらっしゃる。そういう方々のお子様方がいて学校が複式学級であるけれども、そういう少ない7名とか8名の学級でもやっていたら現実には、受け止めないといけないと思いますね。これはだから校区から要望が出るのではなくて、実際やっていて、実際行政としてやっていたらあれですので、ぜひその辺はですね、待つのではなくて具体的に、もうこれは行政側としてですね、それに取り組んでほしいというふうに思います。以上で質問を終わります。

○村長（元山公知君）

親子山村留学制度というのは、まず地域の活性化委員会でも立ち上げたうえで、学校存続の一つとして親子山村留学制度というのをやっていると思います。議員さん方も知っているように、親子山村留学を継続していくということは、結構大変なことです。地域のしっかりとした最初の話し合いがあったもとの、それをやっていたらこうというのにつながっていくと思いますので、やはりですから、私たちは地域のほうのまとまり、校区のほうのまとまりというのを、ぜひ大事にしていきたいなという考えで、その校区からの声が上がればということをお願いして、その提案していないとか、そういう話ではなくてですね、皆さん、それぞれ考えていらっしゃって、今現在、親子山村留学をしてない校区があるということだと、私は理解しております。

○3番（佐佐木一字君）

ちょっと待ってください。今の話、もう終わっていますよね。今その地域からそういう提案があったという話がありましたけど、あれは当初は行政側のほうと地域のほうで親子山村留学に関して定住人口を増やそうとかいう話で、多分スタートしたと思います。あくまでも地域のほうでそういうことを考えてやった話だけではなくて、

○議長（喜島孝行君）

すみません、時間がきておりますので。

○3番（佐佐木一字君）

その辺はですね、ぜひ検討してください。お願いします。ありがとうございました。

○議長（喜島孝行君）

これで、3番、佐佐木一字君の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は45分といたしたいと思います。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、吉永常明君。

○5番（吉永常明君）

おはようございます。令和2年第1回定例会にあたり、3月6日元山村長より今年度の施政方針が示されました。通告している一般質問の中から、施設方針について何点か伺っていきたくと思います。

まず最初に、令和2年度の予算編成についての財政状況と主な予算編成の基本的な考えを伺いたくと思います。

2点目に、行財政改革の推進について、今年度より会計年度任用職員が新規に採用となります。そうした中で、新たに企画観光課を設置された考えをお伺いたくと思います。

3点目に、商工振興について、やけうちどんと券の利用期間の拡大について、お考えをお伺いたくと思います。

4点目について、観光振興についてですけれども、今年度体験観光多目的交流センターを設置する予定になっていますけど、その具体的な内容を伺っていきたくと思います。

5点目に、交通・通信基盤の整備についてですが、今回もこれ、新しい事業として多利用施設巡回車の具体的な内容について、伺っていきたくと思います。

もう1点は、県道曾津高崎線の平田工区の完成予定と、佐念タエン浜間の改良計画の予定はないか、伺っていきたくと思います。

次に、阿室保育所についてなんですけれども、現在、阿室保育所においては土曜日の保育は休んでおられます。地域の皆さん方から土曜保育は必要じゃないかという声が出ていますので、その点、伺っていきたくと思います。

7点目に、行政方針についてですけれども、区長報酬、海岸清掃報奨金の平等について伺っていきたくと思います。

あとは通告席で伺います。

○議長（喜島孝行君）

ただいまの吉永常明君の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

吉永議員のご質問にお答えいたします。施政方針についての1番目の質問の令和2年度予算編成についての財政状況と主な予算編成の基本的な考えはとのご質問ですが、財政状況については平成30年度決算で実質公債比率は10.2となっており、地方債の借入れに制限がかかる状況にはなっていませんが、今後の公債費上昇が見込まれることから、ふるさと納税など歳入の確保と経常経費の削

減を念頭に予算編成に努めていく必要があると考えております。

予算編成の基本的な考えについては、依存財源が主の厳しい財政状況であります。現在の村民に対する行政サービスを低下させないことを念頭に、継続事業及び新規事業の必要性や優先順位を検討しながら慎重に予算編成に努めたところであります。

次に、2番目の行財政改革の推進についての会計年度任用職員の導入により人件費が増加すると思われる中で、今年度新たに企画観光課を設置した考えはとのご質問ですが、これまでも庁内組織の再編については時代のニーズに対応するため課の統廃合を進めてきましたが、国の地方を重視する施策やスポーツ合宿、交流事業、観光関連業務が増える中においては、対外的な関連業務の窓口を一本化して臨むのが最善であると考え、企画観光課を設置するものであります。

また、観光関係は近隣市町村と広域的に行うことが多く、世界自然遺産登録ともなればその広域的な対応の流れは今後も続くと考えられますので、関係交流人口の拡大と地域活性化のためより効果的な人事配置を行うものであります。

次に、3番目の商工業の振興についてのやけうちどんと券の利用期間拡大の考えはないかとのご質問ですが、村内消費の推進を目的にやけうちどんと券の販売を平成21年に実施してから11年が経ちますが、その間、販売期間の延長や利用金額の見直しを何度か実施してまいりました。今年度も村民の皆様からの販売期間延長の要望が多いようであれば、委託先の村商工会と協議し、村民の皆様が利用しやすいよう改善したいと思います。

次に、4番目の観光振興についての体験観光多目的交流施設の内容について伺うとのご質問ですが、体験観光多目的交流施設は木造平屋建て132.5㎡、約40坪の建物です。うけん市場側の正面スペースには張芝の広場とうけん市場の利用者も利用できる駐車場を整備する計画です。施設の機能として体験観光と多目的交流を主軸に五つの柱を設定し、計画を進めております。一つ目の機能が宇検村ならではの特色を表現できるさまざまな分野に対する情報提供の機能、二つ目が国や県が推進する体験観光をメインとする観光プログラム利用の斡旋、三つ目が山・川・海のアクセス利便性に特化し、さまざまな体験が可能なプログラムを提供できる体制基盤として、体験観光に必要な備品の貸し出しサービス、四つ目が国立公園や現在、国が申請中の世界自然遺産を主眼に置く自然保護啓発や啓蒙活動の拠点と各種愛好家が開催する小規模イベント会場、五つ目が多目的用途の観点から子供たちが楽しめる遊具を室内オープンスペースに配備し、子育て世代を支援することで保護者の負担軽減や友好的な時間活用を可能にする施設を柱に、計画を進めております。

コンセプトとして、決して数を求めるものでなく、持続可能で本村の環境を生かした深い知性と感性に触れられる質の高い観光地の確立とEQ上がる、心の知能指数が上がる宇検村をコンセプトに、宇検村ファンとリピーターの獲得を目標にしています。

次に、5番目の交通・通信基盤の整備についての1点目の多利用施設巡回車の具体的内容について伺うとのご質問ですが、交通基盤の整備はより住民に身近な市町村が行わなければならない行政サービスであり、村民の生活を支えるうえで大変重要であると考えます。施政方針

に示した交通体系に整備の内容としては、多利用施設巡回車として上限速度20キロの電動車、グリーンスローモビリティ車両を導入します。あらかじめ定めたポイントを30分間隔で巡回し、村内バス停とも直結します。昨年10月に実施された村内屋鈍線、宇検線の増便とも直結し利用できるため、より利便性が高まると考えます。

次に、2点目の県道曾津高崎線の平田工区の完成予定と佐念タエン浜間の改良予定はあるのかのご質問ですが、平田工区は屋鈍工区の完成に合わせ、平成22年度より新規事業として着手しており、現在の完成予定年度としては令和5年度です。当初は屋鈍工区に合わせて1.5車線整備で計画していましたが、平成24年度に発生した台風15号の土砂崩れにより6日間の通行止めとなり、平田、阿室、屋鈍の3集落が孤立してしまいました。そのため、災害時緊急時の集落の孤立を防止する目的で、平成28年度に2車線整備へ方向転換し整備を進め、令和元年度に平田橋の下部工に着手しています。

今後、相続人多数の未取得用地の取得や、平田橋の上部工や補強度筆耕など、事業費が多額となる構造物が残っており、瀬戸内事務所管内の他工区との調整を行い、早期の完成を図っていく考えですが、完了予定年度が遅れることも予想されます。

また、佐念タエン浜間は線形不良かつ幅員狭小で隘路区間となっており、道路改良の必要は認識しておりますが、同一路線で隣接する平田工区を整備中であり、この完了時期に合わせ改良計画を検討していく考えであります。

次に、阿室保育についての阿室保育の土曜日保育の考えはないか伺うのご質問ですが、現在、阿室へき地保育所は6名の児童が入所しております。土曜保育についての要望は保護者の方からも来ておりますので、対応していきたいと考えております。しかし、田検保育所、阿室へき地保育所の保育士の人数も限られている状況の中、保育士の募集をかけているところですが、応募者が少なく十分な保育士の確保に至っておりません。土曜保育や延長保育を実施していくためには、保育士の確保ができ、安全な保育ができる環境整備が重要と考えますので、環境整備が整い次第、土曜保育について対応していきたいと考えております。

最後に、行政報酬についての区長報酬、海岸清掃報酬の平等性について伺うのご質問ですが、区長報酬とは事務連絡員報酬と理解して説明いたしますが、事務連絡員報酬は地方公共団体の非常勤である職員が一定の勤務に従事した場合にその対価として支払われるもので、法律報酬条例によらなければならないとなっております。海岸清掃報酬とありますが、報償費として説明いたしますが、役務の提供に対する代償であり、行政への協力、役務の提供などに対する謝礼的意味のものです。海岸清掃報償費は宇検村内海岸一斉清掃、焼内湾クリーンアップ作戦実施要領に基づき、活動実施後に海岸清掃活動へ寄与していただいた謝礼として各集落へ支給されております。支給後の報償費の使途は問いませんが、各集落の活動に活用していただいております。

海岸清掃の目的としては、村内一斉清掃を実施することにより海岸の持つ重要な役割について、村民の理解と関心を深め、環境保全の意識の高揚を図るとともに環境資源の保全及び活用を推進

し、真の豊かさを実感できる快適な村づくりに寄与することを目的としています。

平等性ということですが、この海岸清掃作業は集落ごとをお願いしているので、集落ごとの活動実績の違いや参加人数、場所の選定、ごみの回収量等の違いを指していると思いますが、あくまでも個人ではなく集落への報償費であり、集落単位での海岸一斉清掃活動への奉仕、協力への報償費であることをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○5番（吉永常明君）

まず最初にですね、予算編成についてちょっとお伺いします。施政方針の中で財政状況について、平成29年度決算で起債残高が36億、基金が18億と改善されているというふうに記載しております。確かに平成10年度66億あった起債が現在36億ぐらいになっているんですね。それも現在のこの起債の残高は36億というのは平成23年度からほとんど変わっていないです。ということは、この10年近くほとんど改善されていないと。だけど、基金については若干当初の目標としたら改善されているかなというふうに思っていますけれども、そこら辺についてどういうふうに捉えているんですかね。

○総務企画課長（原田俊昭君）

お答えいたします。起債の残高につきましては、起債のほうは予算のほうで地方債で借入れをして公債費で返済いたしますが、そのバランスにおいて返すほうが多ければだんだん少なくなっていく、借りるほうが多ければ上がっていくということがあると思います。その中で、上がっていった義務的経費が多くなって経常収支率が上がってですね、硬直化してくるような状態にある場合は繰上償還とか、そういったことをやって制限をしていくというふうにやっております。そういった考えでですね、残高が上がっていかないように工夫をしながらきているのが現状であります。

基金のほうにつきましては、やはり庁舎建設とかはちゃんと目的がありますので、その都度計画的に積んでいるわけでありまして、あと財政調整基金とかにつきましては、大体その基金の大きさにつきましては標準財政規模の10%から20%ぐらいが妥当だというふうな、一般的に見られておりますが、そういった考えで余り多くを持ち過ぎても行政サービスがちょっと低下する。ですから少なくとも財政を圧迫するというふうな考えで、そういうのを念頭に置いてやっておりますので、残高は財政調整基金は一定で、あと目的基金は積みあがっていく、そういった状況がありますので、基金は少しずつ伸びていって、残高は大体一定になっているというふうな状況であります。

○5番（吉永常明君）

これって次の行財政にもちょっと関わってくるので、平成11年度に63億ぐらい残が残っているんですね。それが平成23年の間に20億近い金額に減っているんです。だけど、さっき言ったように平成23年から令和元年までの間はほとんど横ばいの起債の残高なんだよね。そうしたら、ほとんどが改善されていないんじゃないかなというふうに捉えるんですけど、当然、借入れをしないと事業と

というのは多分進められないというのは理解をしています。そうした中で、基金は若干上積みにはなっているんですけども、やっぱりそこら辺は減らす努力というんですか、この10年間、ほとんど変わってない起債残高でありますから、やはり減らす努力も必要じゃないかなというふうに思っています。これ、一般財源で話す起債残高はこれだけですけれども、実際は特会を入れたらもう50億近い起債残高になりますよね。そこら辺の兼ね合いはどうなんですかね。

○総務企画課長（原田俊昭君）

先ほど答弁の中で、実質公債費比率ですか、それが10.2%というのがありますけど、その財政診断をする中で、その実質公債費比率のほかに将来負担比率とか、赤字比率とかございます。その四つで財政が診断されてですね、それが基準を上回ると制限がかかってきます。その中において、この将来負担比率というのは特別会計も、あと第三セクターもみんな含めて、将来圧迫して来たら比率が出てきます。ですが、今のところその数字は上がってきていません。ということは、その財政診断の指標でいいますと大丈夫というふうな状況になっております。ですから、その制限がかからないように予算をちゃんと組みながら、行政のサービスが落ちないように予算を組んでいければと考えております。

○5番（吉永常明君）

課長から実質公債比率と将来負担率はかなり軽減されて改善されているんですよね。そうした中で、その起債残高だけはほとんど横ばいという中で、これ以上起債残高を減らした場合、何か、国からの借り入れが減るとか、そういうあれがあるんですかね。これこれが適正な起債残高ですね、本村の規模では。どうなんですか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

お答えいたします。地方債の借り入れ、今、毎年行っておりますが、より元利償還のうえにおいて特別交付税措置のある元利償還、地方債ですが、それを念頭に事業をしております。それでもやはりですね、事業を進めるうえでは単独の事業もあって、一般財源がありますので積もってきているとは思いますが、その中においてもやはり有利な地方債を見ながら予算編成に努めているところで、今後もその状態は続いていくと思っております。

○5番（吉永常明君）

地方債をやはり借り入れないと、本村単独での事業というのはなかなか難しいというのは理解します。この予算については、またその後予算委員会がありますので、予算委員会の中でまたいろいろちょっと聞きたいと思います。

次に、庁内の行財政についてちょっとお伺いしたいと思います。今回新たに企画観光課が設置されるわけなんですけれども、平成20年の3月の定例で2局7課あった課を2局5課に減らしているんですよね。それから、平成27年の3月定例で2局5課から今の2局6課に増えて、今度、今回また1課増えている、もうほとんど元の形に戻るんですけど、そうした中で今回、答弁の中にもありますが、任用職員を採用するという事で、当然経費がアップすると思うんですよね。財政の厳しい中で、また

新たに課を設置するという事は人件費アップにつながると思うんですけど、そこら辺はどうか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

これまで賃金で雇用されていた方をですね、今度、そっくりそのままではないんですが、会計年度任用職員ということで採用することになりまして、差額で言いますと4,500万ほどですか、上がっている状況であります。一応考え方としまして国の施策で同一労働同一賃金ですか、というのがありまして、賃金から報酬に変わったんですが、その分については財源措置はなくて、新たに生まれた期末手当、それに対して財源措置があります。ですから、そういう同一労働同一賃金という考え方で期末手当以外のものには財源措置はありませんので、それはもう受け止めて、金額は上がったんですけども、それで今後やっていく、行政サービスが落ちないようにですね、予算を組んでいかなければいけないと考えております。

○5番（吉永常明君）

今、その財源の元を聞いたんですけど、先に課長がおっしゃったんで、結局、時間的には金額については、要は本村が負担ということですよ。期末手当としては財政があるということなんですけれども、そうした中で、今回新たに課を設置するとなると、当然課長級が増えるわけですから人件費アップになるわけですね。そうした中で、課を増やすんじゃなくて、例えば今回これは企画観光課ですから、今、観光部門は産業振興が担当されていると思うんですけども、そしたらその今の部内で、その観光課の部門を総務企画課に入れて人員の移動だけでそれは済むんじゃないかなというふうに僕は思うんですけど、そこら辺はどうなんですか。

○村長（元山公知君）

この企画観光課を設けてですね、今、観光を産業振興課でしているのと、あと世界自然遺産は企画かです。それが今進めていく中で、もう課をまたいで、ですから連携がいまいち取れていないというのを私が感じて、またちょっと周りの方、職員、いろいろまた幹部の課長辺りにも話したときに、やはりそれはどうしてもまた連携しやすいとか、同じ課で進めていったほうがしやすいんじゃないかというのがありましたので、こういうふうに企画観光課というふうに設置しまして、それでその会計年度任用制度は企画観光課を設けたからということで、一人課長は増えるんですけど、全体的な職員の人数は増えたわけじゃなくて、逆に会計年度任用制度でいろいろやっぱり同じ待遇になるんですから、その会計年度任用制度の方にも職員と同じような仕事を、やっぱり与えなきゃいけないということで、やっぱりその会計年度任用制度で職員としては減って、賃金でやっていた方より、もう本当厳しいことなんですけど雇用が少し減っている状態なもんですから、そこはまた課を設置することで、その分の人件費が増えるのは、それは制度の人件費があって、職員の数が増えたわけじゃなくてですね、それは理解していただきたいと思います。

○5番（吉永常明君）

村長がおっしゃることはよく理解はしています。だから、課長級が一人増えるわけだから、若干

の多分人件費のアップがなると、僕は理解しているんですけども、そうした中で、平成20年度には村内の人口は2,000人超だったんですね、現在1,700人超。そうした中で、職員の人数はほぼ横ばいですよ。そうした中で、庁内の職員のレベルアップを図っていくのが、僕は先じゃないかなというふうに思いますけど、なぜそういうことを言うかということ、普通のサラリーマンというか、の世界では、ある程度のやっぱり個人個人が目的を持った数字に対して必ず実行していかないと、やっぱり会社は成り立っていかないですよ。そうした中で、やっぱり行政の独特の縦割り社会の中で、結局もう決まった範囲でしか僕は仕事をしていないんじゃないかと。もうそれだったらもうちょっと職員を叱咤激励して、やっぱり能力を上げるのも一つの方法じゃないかと思うんですけど、そこら辺どう思われるんです。

○村長（元山公知君）

吉永議員のおっしゃるとおり、職員の能力を上げるのは大変必要なことでありまして、いろんな研修等を行いながら、今後は例えば一つのものに対して、今まではその課の方、例えば課長会などです。全部情報を出し合ってそのことについてこの課の人は知らないとかならないようなことを、今取り組んでおります。ですから、それをしっかりとまた職員全体に、全庁体制広めていくようにして、やはり今、保健福祉課の事業で地域共生社会に向けた包括的支援体制に向けての事業というのがあります。その事業の中では、やっぱり今までのとは違って、横に広げていくような、全部の課で連携して取り組んでいくような、また事業でありますので、それをこのきっかけに、しっかりとまたその全庁体制で、しっかりと職員のレベルを上げていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○5番（吉永常明君）

今、この前に座っている課長さん方は、本当は仕事はしなくていいんですよ。もう決裁の判子だけ押してくれたらいいんですよ。そのかわり、下の職員が仕事をしやすいようにもっていく体制を、ぜひ作っていただきたいなというふうに思います。

次に、商工業について、以前から決算審査などで、私、ずっと提案、提言をさせてもらっているんですけども、やけうちどんと券の使用期間の拡大についてなんですけども、やはり今、11月に発売して1月末で使用期間は終わりです。そしたら一般の地域で購買される方なんかは、やっぱりずっと地域の商店街を利用されるわけです。そしたら、普通の生活用品を買うわけですから、短期間でそんなに買うということは、高齢者はないんですよ。だから、より高齢者が利用するには、それを例えば3月だったら3月、5月だったら5月とかというふうに伸ばしてやらないと、せっかくいいことをやっているんだけど、それがなかなか見いだせないというふうに思うんですけど、そこら辺、課長、どうなんですか。

○産業振興課長（松元五月君）

やけうちどんと券についてですが、平成21年に開始いたしまして、当初は7月1日から8月31日2カ月間の販売、それで20万ぐらい、金額にしては1カ月に20万買えるとかですね、それから現在までに

いろいろとその時期が変動しまして、10月から2月までの4カ月間とかですね、そういうことがありました。ですので、皆さんの要望を聞きながら、ある程度、この10年間で販売期間の延長をしたり、販売金額の見直しを行ったりしております。ですから、今回また区長会等ですね、その辺に投げかけて、皆さんの各集落でどのくらいの期間がいいのかとか、そういうことを聞いて、それを課内で検討とか、商工会、委託先の商工会と検討しまして、販売期間の延長等を考えていきたいと思っております。ただ、今、商工会のほうに問い合わせしたところ、3月4月は確定申告が商工会のほうの事務があつて、後ろのほうに伸ばすのはちょっと難しいんじゃないかという意見も出ていますので、その辺はまた今後、商工会といろいろと協議しながら、その期間延長については考えていきたいと考えております。以上です。

○5番（吉永常明君）

やけうちどんと券の使用される年齢層というかな、年齢層とか、村内の大体何世帯というか、が利用されるとか、そういう統計が取られているんですか。

○産業振興課長（松元五月君）

一応、その売り上げというか、その換金にきた名簿等はございますので、それを一応分析すれば、そういう形でどういう方がどれぐらい使っているというのは分かると思っておりますので、一応10年間のもの、データはありますので、その辺はちょっとまとめたりして、今後お示しできればと思っております。以上です。

○5番（吉永常明君）

このどんと券は購入されるときには、各集落の名前と、名前を書くことになっているんですよ。そしたら、やはり商工会に最終的には全部集まっていくわけですから、やっぱりこれ、将来どういうやり方がいいかというのを検証するためには、やはりどういう人なんかが、やっぱり多く利用されているかというのもきちんと調べて、今後、方向性を出していったほうがいいと思うんですけど、そこら辺はどうですかね。

○産業振興課長（松元五月君）

議員のおっしゃるように、そういうふうにデータを整理して、今後、使用期間なり販売限度額なりを決めていきたいと思っております。

○5番（吉永常明君）

ずっとこういろんな話をする中で、行政側としてはいつも検討検討、前向きに検討されるんですけど、なかなか実行に至ってないんで、ぜひ深く検討していただいて多くの方が利用されるようお願いしておきます。

次に、観光についてなんですけれども、今回新たに体験観光多目的交流施設が建設されるわけなんですけれども、その運営についてちょっとお伺いしたいんですけど、どういう形で運営されるのか。

○産業振興課長（松元五月君）

お答えいたします。現状ではですね、先ほど村長が答弁しましたように、そちらのほうに体験観

光を主眼に置くためにガイド、案内ガイドの、村内の観光をいろいろするためにスタッフを配置する計画はしております。ただそれがどこに委託するのか、それとも村で職員を採用するのか、ガイド協会なりに委託するか、今後協議していきたいと思っております。

○5番（吉永常明君）

この五つの柱があるわけですけど、それをこう見ていったら、何人かスタッフが要るなというふうに思いますけれども、実際やっていったときに、これは村じゃなくて、どこか委託する考えでおりますか。

○産業振興課長（松元五月君）

はい、委託を考えております。五つ目の多目的交流を主眼に置いた計画なんですけど、これは保健福祉課と連携してやっていきたいと思っておりますので、保健福祉課の事業等を活用して、子供の子育て世代の一時預かり保育機能も、そっちのこの観光多目的交流施設のほうでやっていきたいと思っております。観光に来た若い家族連れですね、がいらっしゃったら子供をそちらで一時預かりして、お母さん、お父さんは観光するという形を取ったり、また反対に村内の子育て世代の方々の子供の一時預かり等も行っていきたいという計画をしております。以上です。

○5番（吉永常明君）

この今、課長がおっしゃったものに対しては、今回、施政方針の中で今年度より国語教育を何か考えて、来年度から実施をするということになっているんですけど、それも含まれているんですか。全く別。

○産業振興課長（松元五月君）

それとは別でございます。

○5番（吉永常明君）

本当に宇検村にはあまり見る場所も少ないし、そういう体験できる施設ができることは本当いいことだと思うので、スムーズに運営ができるようにやっていていただきたいというふうに思います。

次に、交通・通信基盤についてですけども、まず、多利用施設巡回車について聞いていきたいと思えます。これは、さっきと同じでどなたがどういうふうにするのか、村が単独でやるのか、そこら辺をまず最初お願いいたします。

○総務企画課長（原田俊昭君）

それではお答えいたします。これは一応運営はですね、市町村運営の有償利用サービスみたいな体系がありまして、市町村が運営するというところで考えております。よろしいでしょうか。以上です。

○5番（吉永常明君）

その車を扱うのは行政の方がやられるということですか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

この市町村営でやった場合、例えば多利用施設巡回車グリーンスローモビリティ車を利用導入しますが、例えばその車が車検とか、故障とかあった場合、公用車で対応できるようになっております。市町村営でいたしますと。その場合には、運転手さんは今からお願いする場合、どういう雇用の仕方になるかは今からなんですけど、職員が運転することも可能でございます。ですから、多利用施設巡回車を運転する方を今から決めるのは、それが会計年度任用職員になるのか、またどういった一番いい方法をですね、今から考えるというふうにしております。

○5番（吉永常明君）

具体的に何人ぐらい乗れて、週何回ぐらいというか、1日何回ぐらい運用される計画ですか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

一応今、考えてございますのが、このグリーンスローモビリティ車という位置づけが、電動で20キロ未満で公道を走る車で、しかも4人乗り以上の車両というふうになっております。それで、予算に上げてございますが、その金額は一応7人乗りの車を予定してございます。そして、巡回するのは村内の一応多利用施設としまして、一応9カ所を考えておりまして、1周計ってみましたら25分ぐらいですので、一応30分に1回回せたら、ちょうど利便性も向上するんじゃないかと思って計画してございます。

○5番（吉永常明君）

今、課長が1周25分ぐらいだということは、これは北回りと南回りと2台用意されて運用するということですか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

いえ、これは1台でございます。1台でこの湯湾集落の中の診療所とか郵便局、金融機関とか、そういったところを回ってですね、1周回れば30分でございますので、1台を考えております。

○5番（吉永常明君）

ちょっと勘違いして、村内をずっと回るのかなと思ったら、村の湯湾地域を回るということ。そしたら、利用される方は限られるんじゃないんですか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

これは多利用施設巡回車ということで考えてございまして、その答弁の中にもございましたが、昨年の10月から村内のバスを毎日じゃないんですけど、増便してございます。それは湯湾集落から屋鈍方面、宇検方面に3時過ぎにですね、出るバスでございます。ですから、朝来てですね、いろいろな用事をされて帰られるように、そのバスに直結するような考えで、今回の多利用巡回車を進めていきたいと考えております。ですから、村内を回るという考えではなくて、屋鈍方面、宇検方面から来た方が利用しやすいように、帰りの便も増便で一応考えてございます。そういうことでございます。

○5番（吉永常明君）

いや、もっと利便性があるいい考えかなと思って、これは期待していたんだけど、あまり、何

か、もうちょっと具体的に考えて、多くの村民の方が利用される方法を模索していったほうがいいんじゃないですかね、村長、どう思います。

○村長（元山公知君）

まずはこれを第一弾として、まず導入して、やはりちょっと、湯湾の、湯湾集落の多利用施設、診療所から役場と、例えばうけん市場、回ってですね、最後は、最後というか、うけん市場周辺に例えば社協とかを利用しながら、そこにバスを待つ方々が、そこで待ってられるようなことをしたいなというのもありまして、まずちょっとここをどのような感じで使えるのかとか、今回、これを柱にしてどのような利用客がいるのかとか、そういうのをちょっとまた実験したいなというのもあり今回これをまた走らせたいという考えで、本当は全宇検、屋鈍まで走らせたいんですけど、そういうことはいろいろとまた新しいのを考えながら取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○5番（吉永常明君）

導入するのは結構だと思います。今回、村長が答弁されたように、今回、試験的に行われると思うんですけど、最終的にはやっぱり宇検方面、屋鈍方面からも直接乗せて来て、それを利用する方向に持っていければいいなとかというふうに思います。

次に、曾津高崎線の県道について伺っていきたいと思います。県道曾津高崎線の平田工区について、今、工事を進行中なんですけども、答弁によりますと完成が令和5年ということなんで、当初の計画としたらちょっと伸びたかなというふうに思っているんですけども、あと何カ所工事予定が残っているんですかね、課長。

○建設課長（高田浩志君）

お答えします。これは平成22年度から全体計画が1.8キロを整備をするという形で全体計画が上がっておりまして、今の全体事業費が総事業費で16億余りでございます。現在、令和2年度、そして令和3年度、事業費で1億、1億予定されておりまして、その全体事業費の中で令和5年度まで完成予定がずれ込むというような形で聞いております。以上です。

○5番（吉永常明君）

これ、瀬戸内事務所から出された資料によると、平成で言うと34年度ということは、令和2年からあと2年、2年後で発注がみんな終わる予定になっていると思うんですけど、その計画どおり、今のところ進んでいるということですか。

○建設課長（高田浩志君）

この資料につきましては、以前、信号待ちがちょっと長い、長く、3カ所連続あるということで、そのときに私もいただいた資料でございまして、それでいくと確かに令和4年度完成予定なんです。そこで今、当初1.5車線改良ですので、それが途中で2車線改良になったということになると、要するに車道幅が広がった関係で、もう少し上の、山の上の切り口がちょっと奥のほうにずれ込む。それで今現在、用地補償関係で用地のほうがちよっとずれ込んでいるということで、工期のほ

うが若干遅れ気味ということで聞いております。以上です。

○5番（吉永常明君）

今、村内で瀬戸内事務所が管轄する県道の改良工事というのは、今の平田工区と赤土山工区だけですかね。

○建設課長（高田浩志君）

はい、その2カ所です。以上です。

○5番（吉永常明君）

そうした中で、赤土山工区は今改良している工事で、多分当面というか、もうないはずなんですよ。そしたら、来年度以降はこの平田工区だけになっていくわけですけども、そうすると鹿児島県の大島地区で使える金額というのは、ほぼ例年多分同じ金額で、それが各市町村に多分割り振りをされて使われると思うんですよ。そしたら、本村ではもう平田工区だけになっていきますから、改良工事が。そうした中で、以前から佐念とタエン浜間が非常に道が狭いということで、かなりの住民の方からも要望が出ています。今、本村では本当に通りづらいところは佐念タエン浜間、この北側の拓洋の資料センターがあるあの地域だと思うんですけど、やはり常に行政側としては県に次のことを打っていかないと、必ず先に今の赤土山の工区じゃないけど、赤土山も本来だったら、もうやるということで決まっていたことなんですよ。それをやはり押し切れないうために、僕は今の状態になっていると、こう思っています。だから、やはり行政としては常にやっぱり県道あとの話しの中で次の次の手を打つ必要があると思うんですけども、この答弁を見ましたら、佐念タエン浜間は平田工区が終わってから要望をするようなことを答弁されていますけど、そうじゃなしに、同時にやっぱり要望をして、もうその間が終わったら、次はすぐそこを着工しますよというような要望の仕方も、ぜひ必要だと思うんですけど、課長、どうですか。

○建設課長（高田浩志君）

お答えします。県のほうに県の今後10年間の予定の工事がありますが、その中で確かに宇検村のほうの県道改良につきましては、今の平田工区が終わって、そして引き続き佐念工区の整備をするという計画であります。県工事が確かに少なくなってきました。その中で現在、生勝と芦検の間の伊仁工区ですか、これがもう10年以上、もうそのままの状態、200mの改良が終わっていないというのがありまして、現在、拓洋さんといろいろ詰めをしている中で、その中でまた県のほうにめどが立ったから村のほうからも要望を出したりしておりますので、これも今のその10年の計画の中で、今の予定では令和3年度ですか、そこに入れ込む形で進めております。それと合わせて阿室の阿室と屋鈍間の整備についても、当初1.5車線改良は終わりましたということでやっておりますけれども、今現在、去年の大雨で崩れている場所もあります。1.5車線終わったから道路改良終わりじゃなくて、1.5車線を今度2車線にする計画で3校区のほうから区長名でそういう要望が出て来ておりますので、それも県のほうに要望したりしておりますので、今後また県工事を増やすような形で考えていきたいと思っております。

○5番（吉永常明君）

課長も後2年ほどで退職になるので、課長がいる間に何とかめどをつけていただきたいというふうに思います。

次に、阿室保育所についてなんですけども、現在、土曜日は保育を休んでおるんですけども、今後について、答弁では考えていくということで、保育士が足りないのが現状ということなんですけど、やはり現状の人数の中で何とか対応するという方向には持っていけないんでしょうか。

○保健福祉課長（栄 光男君）

では、お答えします。阿室へき地保育所ですけど、確かに6名の児童が入所しております。現在、3月までの補助員のほうは労働基準法の中で忙しかつたら雇用していたんですけど、今度4月からは地方公務員法でよくよく出る会計年度任用職員ということで募集をいたしました。その中で、両方合わせて10名の保育士を募集したところ、今のところ8名です。2人減なもんですから、それに対して2回目の募集を今かけてる最中でございます。いなかったら随時募集を掛けるんですけど、田検保育所のほうがですね、所長が1人と保育士6名なんですけど、6名のうち1人が育休で休んでいます。今、国の基準でいけば最低で7名、田検保育所、必要なんですよ。それがぎりぎりいっぱいなんです、今、とにかく今、2回目の保育士の募集を、入ってくれることを祈っている段階でございます。以上です。

○5番（吉永常明君）

この3月になると阿室の定住促進住宅に、またIターンでちっちゃな子供が2名の方が入られるんです。そういうこともあってIターン者が、若いIターン者が来て子供を、地域に知り合いもないし、子供を預ける場所がなかったらなかなか仕事もできないと思うんで、ぜひそういうのも含めて地域の要望もありますので、ぜひ前向きに考えて、今の保育士がいる今のメンバーの中で、何とかやりくりする方法で、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、区長報酬と海岸清掃の報償ですよ、についてなんですけど、の平等性についてということなんですけど、僕は前も確か決算委員会で区長手当は条例によって人数割で若干の差がついているんですよ。それもその条例も昭和41年にできた条例なんです。昭和41年と今とは全然違うんで、僕は事務連絡員、区長さんの各集落の仕事というのはほとんど変わらないと思います。多分、このころは人数にかなりの差があって人数割で差をつけていると思うんですけど、今の世の中、仕事もほとんど変わらないのに、14集落の区長の手当が変わるとというのが不思議とっているし、海岸清掃は、これは作業に対してのあれですけども、各集落、海岸のない地区もあります。小さいところもあります。宇検とか、崎原方面は非常に広範囲です。そうした中で、参加する人数も違う、それなのにそれは一律で払いましょうというんですよ、そうでしょう。だから、違うような気がするんですけど、それだったらそれも一緒に、例えば人数割じゃなくて作業範囲でやるべきじゃないかなというふうに常々思っているんですけど、そこら辺はどうなんですか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

お答えいたします。先ほどの区長報酬の件、長い間条例が変わっていないということは、その点につきましてはいろいろやはり見直しとか、考えていかなければいけないとは思いますが、その分け方ですね、平均割と世帯割ですか、この考え方は変わらなくていいと思います。結局は平均割でして、残りを世帯割でやっているわけだから、時代は変われどもその考え方は変えずに、今後もやっていきたいと考えております。あと、その海岸報酬の考えは、それとは別に答弁でも述べておりますが、その仕事に対して集落に払われる報償ということでございますので、受け止めていただきたいと思えます。

○5番（吉永常明君）

課長が世帯割と言ったんですけど、世帯が多いからといって区長の行政からの仕事というのが多いかといたら、そうでもないんですよ、実態を調べたら。ほとんど同じような仕事範囲内ですよ。そうした中で、世帯数が違うんだったら世帯数が違う分は各集落が負担しているんじゃないですか。世帯が多いところは多いなりに。だから、行政から出すのは全部一緒にいいんじゃないかね、というふうに僕は思います。そこら辺を、昭和41年度条例をいつまでも、今こうずっと続いてきているわけですから、やっぱり見直すところは見直して、やっぱり検討していくべきじゃないかなと思うんですけど、村長、すみません、そこら辺どう思いますか。

○村長（元山公知君）

その見直す、今、話ですけども、やはり先ほど言ったみたいに、我々行政としてもある一定の規則の中で、やはり平均割、世帯数の数がありますので、やはりそれはきちっと変えないといけないうのかなと思った判断で、現在もこの報酬になっていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○5番（吉永常明君）

時間になりましたので終わりますけども、いろんな条例も含めて、やはり条例を見直すところは、やっぱり積極的に見直して、現代に合った条例を作っていくべきじゃないのかというふうに思っています。ぜひ検討していただきたいなというふうに思っています。これで終わります。

○議長（喜島孝行君）

これで、5番、吉永常明君の質問を終わります。

これで、本日の一般質問を終わります。

これで、本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○議会事務局長（松井学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午前11時44分

令和2年 第1回宇検村議会定例会

第 3 日

令和2年3月13日

令和2年度 第1回 宇検村議会定例会
令和2年3月13日(金曜日)午前9時30分開議

1. 議事日程 (第1号)

○日程第1 一般質問

質 問 者

7 番 幸 春美 議員

4 番 杉浦 治俊 議員

2 番 保池 穂好 議員

○日程第2 議案第14号 宇検村課設置条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)

○散会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	海原隆家君	2番	保池穂好君
3番	佐佐木一宇君	4番	杉浦治俊君
5番	吉永常明君	6番	松井辰夫君
7番	幸春美君	8番	喜島孝行君

1. 欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 局長 松井学君 書記 ブルマ葉月君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村長	元山公知君	会計課長	辰島月美君
副村長	松井富彦君	教育委員会 教育事務局長	植田稔君
教育長	村野巳代治君	建設課長	高田浩志君
総務企画課長	原田俊昭君	住民税務課長	柳百々代君
保健福祉課長	栄光男君	産業振興課長	松元五月君

△ 開 議 午前9時30分

○議会事務局長（松井学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（喜島孝行君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 一般質問

○議長（喜島孝行君）

日程第1、一般質問を行います

順番に質問を許します。

7番、幸 春美君。

○7番（幸 春美君）

おはようございます。一般質問の前に一言所見を申し上げます。

連日、テレビ等で新型コロナウイルス感染拡大が報道されており、スポーツ大会やイベントは中止や無観客試合で行われております。そして、昨日、春の選抜高校野球大会の中止が決定されました。見えない敵に負けたんだと、高校球児に中止を伝える無念さいっぱいの監督の言葉が、大変印象的でした。また、経済への影響も大きく、特にサービス業、観光業のコロナ倒産も出ており、状況は大変に深刻です。奄美もこの夏には世界自然遺産登録を目指しており、観光への影響を懸念するものです。新型コロナウイルスの一刻も早い終息を願うばかりです。明けない夜はないと言います。終息へ向けて村民も一人一人が手洗い、うがいの徹底をしっかりとやりましょう。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。同僚議員と重複する点もございますが、なるべく視点を変えて質問してまいりたいと思います。

令和2年度施政方針が述べられました。特に高齢者福祉、農業振興についてお伺いをいたします。

まず、新年度の高齢者等弱者対策についての考えを伺います。

次に、昨年6月定例会で同僚議員からも質問がありましたが、在宅介護支援センター設置の必要性について、そして交通基盤整備事業について伺います。

次に、会計年度任用職員制度が新年度から開始されます。既に募集、面接も終え、採用者も決定していると聞いております。採用基準について伺います。

次に、農業振興については前回の定例会に引き続いてですが、昨年はイノシシ、カラス、ヒヨドリ等被害で農家は死活問題でした。その被害状況は把握できているか。農家への指導、対策はどのようにされるのか。令和2年度鳥獣被害対策の具体策について伺います。

再質問は通告席にて行います。

○議長（喜島孝行君）

ただいまの幸 春美君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

おはようございます。幸議員のご質問にお答えいたします。

施政方針についての1番目の質問の保健福祉についての1点目、高齢者等弱者対策についての考えを伺うのご質問ですが、現在、高齢者等弱者対策としては、村内に居住されている高齢者70歳以上の高齢者の方が村内で使用できる無料バス券の発行をしております。また、高齢者の方で免許返納された方には商品券等も発行しております。昨年度から村内の高齢者・弱者対策として株式会社グリーンストアと村当局との間で高齢者見守り協定を締結しております。高齢者や体の不自由な買い物弱者等への火曜日、金曜日に村内の8集落の高齢者宅を訪問して移動販売しながら見守り活動しております。今年度は多利用施設巡回車を導入し施設間を巡回し、高齢者の利用促進にもつなげていきたいと思っております。また、各集落には高齢者見守りネットワークが組織されており、集落ごとに高齢者・弱者等の対象者名簿を作成しており、集落の高齢者への給食配送もしております。また、年に1回、社会福祉協議会や消防分駐所も参加し、協議会が開催されております。

次に、2点目の在宅介護支援センター設置の必要性についてはとのご質問ですが、在宅介護支援センターは平成元年に制度が開始され、保険・医療・福祉の専門職を配置し、生活上の支援を望む高齢者に対して総合的な相談、調整を図ってきました。また、直接には介護報酬に結びつかない介護保険関連の相談や、相談機関が分からないケース、虐待・介護放棄への対応、公的保険福祉サービス等の利用申請手続の受付代行などの便宜の提供、家族介護の指導・助言等を業務としてきました。平成18年度に改正介護保険制度が創設され、各市町村に地域包括支援センターを設置し、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を社会全体で支え合う仕組みが導入されました。専門職を持った職員等が高齢者の住み慣れた地域で生活できるように、介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じており、介護保険の申請窓口も担っております。各市町村が設置主体で人口2万から3万人の日常生活圏域を一つの地域包括支援センターが担当しております。村としては在宅介護支援センターの役割を地域包括支援センターが補っているため、設置の必要性は考えておりません。

次に、3点目の交通体系の整備についてのご質問ですが、交通基盤の整備はより住民に身近な市町村が行わなければならない行政サービスであり、村民の生活を支えるうえで大変重要であると考えます。しかも高齢者においては、日常生活における買い物一つをとっても移動に不便をきたし、積極的な外出を控える傾向にあると考えます。そこで、村民が多く利用する施設を巡回する車を導入し、高齢者の積極的な外出を助け、日常生活の利便性を図るものであります。

次に、2番目の会計年度任用職員についての採用基準について伺うのご質問ですが、まず、地方公務員法第13条の規定により年齢・性別に関わらず地方公務員法第31条から第37条までの服務に関する規定を守れる方で、募集要項にある職務の内容、責任において職務遂行上の資質を考慮し、総合的に判断しております。

次に、農業振興についての1番目の農業振興についての1点目、令和元年度の鳥獣被害状況は把握できているかのご質問ですが、現在、鳥獣被害状況については農政担当部署と農業委員会において聞き取りや情報整理を行っている段階で詳細については把握しておりませんが、昨年と比べると農作物全般、被害状況は多く被害額も増加傾向にあると予想しております。被害の状況につきましては毎年4月中旬に被害状況報告書を作成し県に提出しますので、その時点で報告したいと考えております。

次に、2点目の令和2年度の鳥獣被害対策の具体策はとのご質問ですが、令和2年度の具体策としては新たに宇検村鳥獣被害対策実施隊を村猟友会の協力のもと編成いたします。迅速に動ける民間の方を隊員に任命し、捕獲活動を強化していきたいと考えております。また、農家の皆様が活用している畑を守るため、鳥獣被害対策用資材購入に対して一部助成を実施し、負担軽減を図る予定でございます。併せて、鳥獣被害対策研修会を開催し地域で農作物を守るという意識醸成を図り、鳥獣被害の減少につなげていきたいと思っております。また、年度ごとに実施している国の交付金事業、鳥獣被害対策実践事業では令和2年度は新古賀地区のイノシシ防護柵の整備を予定しております。以上です。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○7番（幸 春美君）

まず、前回は質問をさせていただきましたけれども、農業振興について先にお伺いをしたいと思っております。担当課長にお伺いします。村長の答弁で報告書を作成してからということですが、数字的なものは結構です。昨年度の状況でタンカン、もう既に取り入れは終わっていますし、それからサトウキビ、その状況、鳥獣被害の状況はいかがですか。

○産業振興課長（松元五月君）

お答えいたします。現在、産業振興課で把握している鳥獣被害ですが、タンカンについては昨年の生産量が160 tで今年が140 tの生産量になっております。原因としては裏年で生産量が減少したこともありますが、またそれとヒヨドリ、イノシシ等の被害、両方あると思っておりますので、今後、聞き取り調査を実施し、その割合を算出して被害額を算出したいと思っております。サトウキビにつきましては、今期、収穫面積が14haで354 t、昨年が13haで346 tの収穫量がありました。収穫面積が1ha増えているんですが収穫量が同じということで、その1ha分が減っている分がイノシシなりネズミなりの被害と考えておりますので、その辺を勘案して報告書には提出したいと思っております。以上です。

○7番（幸 春美君）

タンカンと、それからサトウキビは目視でも相当な被害を受けているというふうに私も感じました。また、サトウキビはイノシシだけではなくネズミの被害も多いみたいで、その辺、イノシシは網とか防護柵とかということで、また今後対応できる、ある程度の対応はしていかなきゃいけない

かと思うんですけども、そのネズミについてはどのような対策といたしますか、考えていらっしゃるでしょうか。

○産業振興課長（松元五月君）

今年度もそのサトウキビ農家の皆様に殺鼠剤を一応無償配布して、それで10月頃に一斉に防除してくれという形で一応お願いしながら、そういうのを一応うちの課のほうで提供しております。それでやっぱり自分の畑の周りにその殺鼠剤をうまくつける設置の仕方とかが考えてですね、自分でネズミに対しての管理はやっていけばと思いますので、また来年度も同じように殺鼠剤の提供はやっていきたいと思っております。以上です。

○7番（幸 春美君）

その被害対策として、今年度村単独事業で被害防止用資材購入の一部助成ということで、補助金として5万円の20戸分、予算書に上がっているんですが、これはどのような形で助成をしていただけるんですか。

○産業振興課長（松元五月君）

国の事業で鳥獣被害防止の対策事業で、地区ごとのイノシシ防護柵とかは回せますが、やっぱり、それでもイノシシの被害というのはいたるところから入ってきますので、今年度はやっぱり自分で自分の畑の周りを柵とかですね、普通の柵を買って防止対策をやっている方もたくさんいました。その方のところは、やっぱり被害も少なかったものですから、それができない小さな畑、1戸で1畝もないような畑だとちょっと難しいですから、2・3戸の方が隣り合わせている畑の方々と共同で、イノシシ防護柵とか、そういう捕獲用の資材を買った場合、その領収証を添付してうちのほうに持って来てもらえれば、それに対して今のところ5万円ぐらいの上限で2分の1補助ですね、もし5万円以内ならその金額、5万円以上になるんだったら上限5万円として補助をしたいと考えております。なぜ5万円としたかということ、イノシシ電気柵ですね、それが20～30 a 回すと10万以上ぐらいします。その辺でその半額ということで、一応今の所5万円という形で補助を助成したいなという形で考えております。以上です。

○7番（幸 春美君）

その助成に対してですけども、前回もこれは個人には補助はできない、ある程度2・3人でグループを組んで申請をすることが条件だということなんですけども、ここがちょっと個人にネックになっているところだと思うんですね。隣りの方、土地があって、自分が土地があって、隣の方がそういうような対応でないちょっとできないという説明なわけですね。ですから、これを個人に、もちろんある程度の一部助成という形をとって、個人にその補助は助成はできないのか、再度伺いをします。

○産業振興課長（松元五月君）

うちの課でその点についても協議しましたが、今回については、その面積ですね、余りにも本当に小さい1畝の家庭菜園的なものに、その方々はそういう形の3人ぐらいで隣接する方たちでやった

ほうが効率も上がると思いますので、もうそれを1区画1区画囲ってはいは、予算もありますので、予算の関係もありますので、その辺をやってもらってある程度、もし条件を決めるとすれば10a以上の方は1戸の方にも、その2分の1の助成をすとか、そういう形のほうに決定したい、決めていきたいと思っております。以上です。

○7番（幸 春美君）

面積、ある程度公がすることですから、ある程度のそういう決まりというか、数字的なものは仕方がないというふうに思うんですけども、やはり個人でこの面積を持たなくても、1回の、例えば私個人に1回しか助成しませんという、そういうので面積も関係なく、そういう補助というのはできないんですか。例えば、農業機具、いろんな農業機材ですか、ああいうのを補助で個人に渡していますよね。個人に負担で、いろんな機械、例えば選別機だったりとか、タンカンの選別機だったりとか、ああいうのは補助で個人にお渡ししているじゃないですか。だから、そういう、違いますか、そういうのって、個人に1回だけの補助で、その面積関係なくそういう助成ができないのか、再度伺います。

○産業振興課長（松元五月君）

個人に対しての選果機とか、昔のですね、そういうのの補助はございません。一応、そのときも全部組合、皆さん3戸以上の組合という形で申請して、その保管場所がその1戸の農家の方のところに保管していて、皆さんで共同作業をするための補助というのが10年以上前、20年以上前、というのもございましたのでその辺でやっております。ですから、村単独の事業でございますので、今回のその助成はですね、それは1戸に1回限り、議員がおっしゃったような、そういう形である程度の面積とか、ある程度の条件はつけますが、そういう形で助成ができればと考えています。ただ、県・国との関係する事業については、個人に助成するというものはございません。以上です。

○7番（幸 春美君）

今回は村単独事業での助成ですので、今、課長が言われたように、ぜひそのような条件をつけながら、個人にそういう助成をしていただければ、また個人もその鳥獣被害から逃れられたら、また生産意欲も湧くかと思っておりますので、その辺はまたぜひ考えていただきたいというふうに思います。

次に、今後の具体策としてなんですが、今、イノシシが大変、去年から増えているというふうに聞いています。もう既に民家の屋敷まで入ってきているんですね。そこでただイノシシを捕獲して、どのような対応をしていらっしゃるんですか。食べているだけ、そういうことです。

○産業振興課長（松元五月君）

猟友会の方がですね、捕獲されて、その捕獲された方の自由というか、ございまして、それをこちらが全部把握しているということにはございません。それを人にあげたりとか、いろいろやっていると思いますが、それをこちらのほうで管理とかしていませんので、その辺についてはちょっと詳細は分かっておりません。以上です。

○7番（幸 春美君）

今捕獲して、結局それをお金にできると、やはりそのイノシシを獲っていらっしゃる方たちも、やっぱり生活が安定しますよね。それで、でもなかなか今の答弁のように、獲ったものをあげたりとか、自分たちで食べたりとかというような、そういうような状況なんですね。これを村でイノシシとかヤギとかいるんですが、食用の加工施設、前回もジビエの件があってましたけれども、これ加工施設ということは考えておられませんか。

○産業振興課長（松元五月君）

前回の質問でもお答えいたしました。前回、私と鳥獣担当の者と、一番先進地である島根県の美里町というところに行きました。そちらはジビエでまちおこしをしようというところでございます。そちらのほうでは、本当にもう一貫した体制が取れて、捕獲から処理までですね、全てもうやって、やっぱりそれに、その形になるまで20年間ぐらい地道な活動をやってできているようです。ただ、猟友会だけが捕獲とかをやっても、今年のようにすごい獲れるときもあれば、これがずっと続くのかと言ったら続かないときもあると思います。今までここ何年かは丸きり捕獲頭数も100頭前後で推移していましたので、それが質と量、その辺がちゃんと確保できるのかということも問題になってくると思います。ですから、うちのほう、奄美のほうでは天城町のほうで、一応食肉加工処理施設を造っております。あとこの間、加計呂麻のほうでもジビエ研究会なるものができて、いろいろな加工品、その辺もまたもう一度視察等を行いながら、その辺を見て、やっていけるのかどうかということも検討しながら、今後考えていきたいと思っております。やっぱり、いろんなものを資料を調べると、採算がある程度上がらないというのが、結構、多数あると思います。それが、その質と量が確実に確保できる、毎年この量が獲れるというのがあればですね、採算は取れますが、箱物を造って、それでまた赤字が続くようであれば難しいので、その辺も考えていきながら、今後、施設建設できるのかどうかを検討していきたいと思っております。以上です。

○7番（幸 春美君）

今後の検討課題だと思うんですけども、この食用加工場、この箱物を造ってではなくて、やはりこれから世界自然遺産になったとき観光客が来ますよね。やはりそういう地産地消、地元で作ったものをこの地元で食べれるという、この仕組みを作らないと、ただ箱物を造って加工施設をしたから、もうただそれがないときもあるから、毎年それが獲れるとかということじゃないから、ちょっと検討しているとかではなくて、やはりこの宇検村に来たらいつでもイノシシが食べれますよという、この仕組みを、地元で獲れたものを、これを島外に出すのではなくて、この宇検村に来たからこれが食べれると、宇検村にイノシシを食べに行こうという、その仕組みを作らないとなかなかこれからの観光は難しいと思いますので、その辺も含めてぜひ検討していただきたいというふうに思います。これは地産地消の一環だし、まちおこしだと、村おこしだと思いますので、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

次の質問にいきます。次に、先に会計年度任用職員についてのお伺いをしたいと思います。先ほ

ど答弁もいただきました。ただ一つお伺いしたいのは、各学校、地元採用といたしますか、学校の給食であったり、用務員さんであったりとか、その他の職種もあるかと思うんですけれども、そこはまず地元採用にされたのかどうか、その辺のところはどのような考えでされましたか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

今回、会計年度認証職員を募集しまして、現在、一次の締め切りはいたしました。現在、その方たちの確認書をいただいている段階でございます。また、就職を希望する、希望しない、それがまだはっきりしてございませんので、そこら辺のところはどういった方が申し込まれて、地元とかですね、そういった内容までははっきり申し上げられません。以上です。

○7番（幸 春美君）

なかなか採用のことですので、いろいろあるかと思いますが、なるべく地元採用であれば交通費もかかりませんし、なるべくその辺のところをも考慮していただいて、ぜひ地元を採用をしていただければというふうに考えます。

それから、先ほどの課長の答弁もなんですが、この採用については村内の偏った採用と言いますか、集落で、偏った採用とかということではなくて、とにかく村全体を見て採用をしていただきたい。役場の雇用って大きいんですよ。ですので、その辺も全集落から平等にと言いますか、採用していただきたいと思いますが、村長、いかがですか。

○村長（元山公知君）

議員のおっしゃるとおりですね、地域の方々の雇用の場とつながることですので、先ほどおっしゃったことをですね、今おっしゃった全体的なという話も、総合的に判断するというところで理解していただきたいと思います。

○7番（幸 春美君）

一次募集が、募集と言いますか、一次試験が終わって、今、二次募集に入っているということでしたけれども、この人数的なものを聞いても大丈夫なんですか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

会計年度任用職員の人数ですが、賃金で雇用していた人数とほとんど変わらない状況で、75名ほど村としては募集してございます。よろしいでしょうか。

○7番（幸 春美君）

75名募集して、大体この募集人員に足りたんですか。それともやはり採用できなかった方もいらっしゃるということがありますか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

一次募集でやはり職種の偏りだったり、応募ですね、そういったのもございまして、足りない分も出てきましたので、現在二次募集を行っております。それで募集全体の人数が75名ということでございます。一次ではそれに足らなかったということでございます。

○7番（幸 春美君）

次年度からの採用についてお伺いをしたいと思いますけども、これ、毎年募集、1年間契約ですので、毎年募集して、また面接を受けてということになろうかと思いますが、その辺の採用については、やはり全年度経験があるからとかいう、その辺も考慮されるのか、やはり先ほど申し上げましたが、役場は大きな企業ですので、雇用の場ですので、広く村民の募集をすれば採用がしていただけるほうが一番いいのかなと思いますので、昨年、ごめんなさい、次年度の採用についてはどのような考えでおられるのか、伺いたしたいと思います。村長。

○村長（元山公知君）

これは今までは公募して面接という、全体がこういう制度というのがなかったもので、これを毎年行うというのは事務的にも、今量が増えてきているところです。やはり今おっしゃったみたいですね、この会計年度任用制度は今年が初めてなので、また今年したうえで、例えば今までどおりちゃんと草刈りのあれが徹底できている、できたのか、そういうのも検証しながら、人数にしても、あとまたおっしゃった採用にしてもですね、いろいろまたどこにか委託できるのじゃないかとかですね、そういうのをまた考えて、今年度で検証して、次年度のその採用については、また今年度のまた基本のものを持ちながら、先ほどおっしゃったことも全て総合的な判断として取り組んでいきたいと思っております。

○7番（幸 春美君）

もう1点だけです。皆さんもそうですし、私たちもそうなんですが、やはり村民のおかげさまで自分たちの生活が成り立っています。やはりこの任用職員の採用についても、やはり先ほど総務課長は職種が偏ったりしたということもありましたけれども、やはり優先されるべきは専門職ももちろんあるかと思えますけども、やはり優先順位については、やはり職員の家族とか、そういうことではなくて広く村民に採用がいくように、ぜひここは考えていただきたい。やはり職員の家族が優先ということでは、私はこれは絶対いけないということだと思いますので、この辺は広く村民に雇用していただけるように、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

次に、次の質問にいきたいと思います。高齢者弱者対策についての質問をいたします。まず、高齢者弱者対策で、前回も質問させていただきましたが、まず、運転免許自主返納助成の補助金で、今年度増額、10万ほどですけど増額になっています。前回、うけん市場の件で質問をいたしました、今年度2年度はどのようにされるのか、まずお伺いをします。

○総務企画課長（原田俊昭君）

お答えいたします。この免許返納なんですけど、この状況を見ますと年平均5名から7名ぐらいですと推移してきたんですが、この元年度、補正で対応もさせていただきましたが、元年度の今の状況はもう既に15名返納、自主返納がございます。ですから今、増える傾向にございますので、また、次年度も実績をもとに予算は確保したいと思っておりますが、それでそのうけん市場商品券ですか、これが一応使用がうけん市場に限定されるということで、広く使用できる商品券を考えられないかということでしたが、一応、課のほうでいろいろ検討いたしました。そしたらまた、現在、

どんと券がございます。ですから、どんと券とうけん市場券を選択できるようにしてはどうかという意見がありました。そうしますと、すぐ使いたい方はうけん市場券で対応して、どんと券でしたらその時期にですね、ほかの皆さんもどんと券を使いますので、それを利用しますと村全体どこでも使用が可能ですので、選択できるようにしてはどうかという意見もありましたので、今後、もっとですね、使いやすいようにいろいろ検討してまいりたいと考えております。

○7番（幸 春美君）

このうけん市場に近い集落の人たちはいいわけですよ。この免許を返納したときに、わざわざ車がなくなって、バスで移動しなければいけないといったときに、本当にうけん市場券がどうかという質問をしましたが、そのどんと券は期間がまた、昨年でしたら11月から1月までですよ。この期間で使うということですか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

今の段階ではそのような対応になると思います。ですが、前回のいろんな質問でもございましたが、期間を延長できないかという質問とかもございましたので、そこら辺はまた期間が延びる、検討してですね、延ばすことが可能であれば、またそういった対応もできますので、広く村民に利用できる対応になろうかと思っております。以上です。

○7番（幸 春美君）

高齢者の免許返納も地元にお金を落とす仕組みをいろいろ考えていらっしゃるんですが、やはり弱者対策として、本当に車が、今まで車があった、車で移動ができた方が自由に移動できなくなったというのは、本当に大変なことだろうと思いますので、この辺はしっかりした対策をしていただきたいと思います。特に、免許返納の補助金については、もう少し考えてよりよい対策をしていただきたいというふうに思います。

次に、在宅介護支援センターの件についてです。この件については、同僚議員も前回の定例会で質問をいたしました。まず、課長にお伺いをしたいと思います。この地域包括支援センターができて、在宅介護支援センターと統合というんですか、そういう形で進められたのかなと思うんですけども、この地域包括支援センターは時間が8時から5時までですね。在宅介護支援センターを以前のように施設で行っていると24時間体制ということなんです。この辺のところはどうなんですか。どのような考え方でおられますか。

○保健福祉課長（栄 光男君）

ただいまの質問ですけど、まず考えてほしいのは、在宅介護支援センターの業務の内容です。まず言えるのは、在宅介護支援センターの役割というのはですね、まあいけば介護・医療・福祉関係の総合的な相談役です。まずそこに、また対象者が来て相談する内容で方向性が変わってきます。また、その内容もいろいろありまして、気軽な相談への対応など、いろいろ地域における精神的な悩みとか、孤独感とか、いろいろあります。相談は、その相談をするんですけど、配置は地域は1名、専門は、地域包括は3名以上と専門をうたっております。地域包括の場合は同じ相談を受けて、その

後の対処もすることになっております。今、議員さんが24時間と言いましたけど、24時間開けても、夜中に相談というのは今のところは上がってきておりません。それで今、うちのほうで考えていますのは、皆さんも知っているとおり、去年から地域共生社会事業を実施しております。言えば、各種の困りごとの調査を委託、出しております。令和元年で6集落、今年は令和2年で8集落する予定です。その中で、高齢者の調査もいたします。また、うちのほう、宇検診療所のほうでも訪問診療をしております。それと、それをするによって月1回、ケアマネ専門部会を各施設から専門者が集まって情報交換もしております。それに、3カ月に1回は地域ケア会議があります。それは施設長の代表者が来て、その情報を上げていろいろ協議があります。それをするにより、いろんな問題点や課題点が上がりますので、言えば、今年から第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画が作成に入りますので、それに反映させたいと思っております。以上です。

○7番（幸 春美君）

すみません、ちょっと全く理解ができないんですけども、今、地域包括支援センターで今の宇検村の高齢者の状況はしっかり把握ができていくという理解でよろしいんですか。

○保健福祉課長（栄 光男君）

今、その新しい事業で今高齢者の調査をやっている最中です。以上です。

○7番（幸 春美君）

保健福祉の関係は大変難しく、なかなか理解ができないんですが、一つだけ、昨年の暮れにあった事例が、本当に高齢者福祉を、そして言ってますが、そして村長としても安心・安全ということと言っておられるんですが、本当にそうなのかなという事例がありましたので、今回もまたこれを出させていただいたんですが、村長は聞いていらっしゃるのかな。訪問介護事業、これは社会福祉協議会に指定をしているヘルパー事業ですよ。高齢者の方がこのヘルパーを毎日、ちょっと違ったらまた、課長、してくださいね。入れてました。そして、年末年始にヘルパーが休みなので、ここはもうこの間、29日から3日間、1月の3日まで休みということで、ヘルパーは全く入れなかった、入らなかったんですね。それで、この間、この高齢者の方は全く一人です。もう子供もいませんから。これが本当に福祉を言っている安心・安全の村づくりなのかなということを考えるんですが、普段必要だからヘルパーを入れているんですね。年末年始だからヘルパーが入れませんといったら、もうじゃあ、あなたはご飯食べなくていいですよって、行政が言っているのと一緒じゃないですか。この件は、課長はご存じですか。それについて、対応はどのようにされましたか。

○保健福祉課長（栄 光男君）

今の議員さんの質問は聞いております。やっぱり、最大は正月の3連休、休み。ヘルパーさんは今社協のほうで、村の指定しているヘルパーなんですけど、確かに休みです。ただ、それを現実的にやる施設を建てるんだったら、結局は今言った第8期計画に、事業計画に載せなくては施設は造れません。ただ、その載せるにしても、その根拠、やっぱり段階を組んで、どういう需要があって、そういうので反映させるということで、やっぱりある程度資料も設けて、その計画に上げなくては

いけないもんですから、その今、ケアマネの専門会議でもそういう話はやっております。だから今言う、そういう情報は上げて、最終的に宇検村の場合はそういう計画に則ってやっておりますので、それにのっけたいと思っております。

○7番（幸 春美君）

第8期で来年度からこれを計画をしていくという説明でしたし、前回、担当からもこの話は伺いました。でも、来年まで、この高齢者は来年まで待てないんですよね。来年はこういう事業をするから、じゃあ、来年まで待ってくださいということではないんじゃないですか。村長、その安心・安全、宇検村に住んでよかったと思える村づくりの観点から、本当にこの年末年始、ヘルパーも入らない、本当にヘルパーが必要だから普段ヘルパーが入っているんです。だけど、ヘルパーも年末年始は休みだから行けませんということで、全く入ってないんです。その公約にも村長、掲げましたよね、安心・安全村づくり、この観点から、この今の状況をどう思いますか。

○村長（元山公知君）

はい、私も今、この状況を聞きまして、大変、本当心苦しいというか、もう、はい、反省をいたします。それで、やはりヘルパーが、多分、多分というか、休みなので、もうそこに配置できないということではなく、全体でそのときの休みの期間、切れないように、しっかりと例えばヘルパーを送れるように、全体でそのときにそこに行けるヘルパーさんがいないかとか、そういうのをしっかりと募集とか、みんなで情報を集めながら、そういう方をお願いしたりしながら、こういう切れ目のないサービスを提供するようにしていきます。

○7番（幸 春美君）

ヘルパー派遣は社会福祉協議会なんですね。社会福祉協議会は訪問介護事業でヘルパーが一人、今、担当ヘルパーが一人で、それからパートが3名ということでした。それでヘルパー、今のこの事業でヘルパー一人の抱えるほども予算も足りないということで、その予算増もお願いをしたんですが、なかなかそこも難しいということでした。また、需要が大変減っている、利用者が減っているということもありまして、その辺のところもなかなか思い切って言えないというところもあったのかと思うんですけども、でも今回の場合、ヘルパーが入れなかった。そしたら、施設でベッドが空いているから、じゃあ、そこにショートですか、その間、ショートでお願いをできたらということでしたけども、その高齢者の方が点数がいっぱいだから、要支援の点数がいっぱいだから使えませんが、入れませんと言われた。そしたら、施設は県は保険者がオーケーだったらオーケーですよということだったらしいんです。でも、保険者、保険者は村ですから、村は点数がいっぱいだから、実費でも入れませんという対応だったんです。特別な場合に限り、村長が判断すればそれは可能だという先日の回答だったんですが、私はその特別がどういうのが特別か分かりません。でも、やっぱりこの6日間、一人にして置いておくのか、それとも保険者の村長が特別とみなして、ここをきちっと施設にこの間だけは預けることができないのか。その辺のところを、私はそれをするべきだと思うんですね。そこを再度、すみません、もう一度お願いします。

○村長（元山公知君）

議員のおっしゃるとおりですね、今の事例の場合は特別としてするべきというのもあったんですけど、そういうのもしっかりと検証しながら、やはり基準を決めて、こういう場合だと特別で、こういう場合はちょっとまた違う方法でというのを、またしっかりと協議しながら、先ほども答弁しましたが、切れ目のないちゃんとした、しっかりとした高齢者に対してのケア、またサービスを提供できるようにやっていきたいと思います。

○7番（幸 春美君）

ぜひそのようにお願いをしたいと思います。先ほど課長からありましたけれども、来年度からのその第8期の事業に関しては、この事業が進めば今回のようなことも解消されるということでした。ただ、これを手を上げるところがあるかという、その辺の心配もされておりましたが、その場合、地域包括、それから社会福祉協議会、そして特老とありますね。今現在、福祉協議会と施設で両方デイサービスもしていらっしゃる。その担当の話で、当初、開設した当初は、やはりデイサービスの人数も大変多かったと。だけど今はもう大変少なくなったと。もう需要が減ってきているという。これをこのまま今までの体制でやっていくのか。社会福祉協議会も結局人数、人件費を減らしていったような状況ですということでした。この辺を、デイサービスはこの施設、そして次年度から計画しています小規模多機能型居宅介護ですか、これは社会福祉協議会なりというような、全体を整理と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、お互いに理解していただいて、そういうふうに使やすい、利用者を取り合っている状況ではなくて、全体に理解していただいて、村民が、利用者が使いやすいような仕組みにしていくべきだと思うんですけども、まず、課長からお願いします。

○保健福祉課長（栄 光男君）

はい、ありがとうございます。確かにそういうことです。住民が使しやすい保健事業が、それが原点だと思っております。ですので、一応もう何回も言うんですけど、やっぱり基礎をそれに第8期にもっていくための資料を作っている段階です。やっぱり専門職の意見も聞いて、やっぱり施設長代表の意見も聞いて、やっぱりいろいろありますので、そのまた第8期でも推進員がいますので、その意見を聞きながら、やっぱり宇検村に合った福祉事業を計画を作っていきたいと思っております。以上です。

○7番（幸 春美君）

担当は本当に利用者のことを考えて、いろいろ話をしてくださいました。その辺のところを本当にその計画をしていかなければできないというのはよく分かります、これは。ですけど、やはりこういう福祉は必ず、福祉だけではないんですけど、必ず抜け道ってありますよね。今回の場合、先ほどのね、特別に預けたんじゃないかと、そういう抜け道とかはあると思いますので、私たちは村民側に立って考えたら、今利用できなければ、今利用したいんですよ。来年はこの計画は計画でいいと思います。でも、今本当に必要な人のために、何か利用できる抜け道を、ぜひ考えて

対応していただきたいというふうに思います。

通告はしてないんですけども、新型コロナの件で、もし、その施設の対応とかというのが、ちょっと対策について、質問してもよろしいですか。

○議長（喜島孝行君）

どうしましうかね、通告がなければ。できれば通告がなければ、こっちの答える人がすぐすぐできるか分かりませんので。

○7番（幸 春美君）

はい、分かりました。じゃあ、答弁は結構です。新型コロナ対策で学校も休校しています。今、そういう集団で集まるところを閉鎖したりとかしています。もし、この高齢者の人たちが、これが止まった、ストップというか、できなくなったとき、それこそ行き場がなくなりますので、この対応については、相当に慎重にしていきたい。また、全体的にもうやめるのではなくて、一部一部で利用できるような、そのような対策をぜひとって対応していただきたいというふうに思います。もう時間ですので終わりますが、このコロナ対策が1日も早い終息を迎えるように、そして奄美には出ておりませんが、これから観光客も入って来ますので、これから大変心配なところ。一人一人が気をつけて、今の危機的状況を乗り切っていけたらというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（喜島孝行君）

これで、7番、幸 春美君の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は10時40分とします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（喜島孝行君）

会議を開きます。

次に、4番、杉浦治俊君。

○4番（杉浦治俊君）

皆さん、おはようございます。今年度初の定例会にあたり、一言所見を申し上げます。先ほど同僚議員からもたびたびありましたけども、皆さん、認識は統一認識なんだなと感じておりますが、私は私なりの感じたことを申し述べたいと思います。令和2年度の新しい年を迎え、東京オリンピック、かごしま国体、奄美琉球世界自然遺産登録と多くの事業が目白押し年であります。大きな期待をして迎えた年でありましたが、皆さんご承知のように、連日等テレビ等で報道されている新型コロナウイルス騒動で、世界中が騒然としております。幸いにも鹿児島県や奄美大島では感染者が確認されていないのが幸いではありますが、目に見えないものに世界中が振り回されています。物流が滞り世界経済や世界中の人々の生活まで影響が出ています。目に見えないものには対処のしよ

うがありませんが、ウイルスの媒介には外来動物、動植物同様に人的な要素が多く考えられています。これから交流人口も多くなると予想されますので、防疫体制をしっかりと考えておくこと、またおのおのにおいては基本的な手洗い、うがい等を日頃から実践していくことが大事だと考えます。

それでは、早速ですが通告に従い質問をいたします。

まず、31年3月議会で質問をした村独自の輸送コスト支援についてお尋ねします。31年度に宇検村ブランドを基準を決めて32年度の予算に組み入れたいと答弁をいただいているが、現在の取り組み状況を伺います。

次に、交流人口や関係人口対策として関東・関西の郷友会との連携交流を支援するための助成金を使用すると、支給するとありますが、その具体策、またどのような効果を期待しているのかを伺います。

その次に、うけん市場の周辺に体験観光多目的交流施設の整備が予定されていますが、施設の概要、また周辺環境整備をどのように考えているか伺います。

あとは質問席にて質問をいたします。

○議長（喜島孝行君）

ただいまの杉浦治俊君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

杉浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、施政方針についての1番目の商工業振興策の中で、奄振を活用した輸送コスト支援は継続とあるが、31年3月議会で質問した村独自の輸送コスト支援に対する検討経過はとのご質問ですが、令和2年度当初予算で村独自の輸送コスト支援の予算を計上する予定にしておりましたが、庁舎内の協議では輸送コスト支援ルールが確定するまでに至らなかったため、当初予算には計上しておりません。村の農産物の推奨品目や特産品、加工品に対し輸送コスト支援を実施するというのは、私の公約でもございますので、4・5月中に担当課で宇検村輸送コスト支援要綱を作成し、うけん市場や村観光物産協会、村特産品協会、村農業委員会等の方々にご参集いただき、意見をいただいたうえで村独自の輸送コスト支援事業を実施したいと考えております。それを踏まえ、議会の皆様の同意が得られれば、早い時期に補助金額の試算等を行い、対応できればと考えております。

次に、2番目の交流人口対策として、関東・関西、他の郷友会との交流を図るとあるが、具体策はとのご質問ですが、毎年、郷友会が開催されておりますが、参加者が固定されてきていること、また、2世、3世への広がりも限定的であることから、参加者の幅を広げることと、より長続きする関係を目的に、今回宇検村民と宇検村関係者の相互交流を図るため、交流に要する費用を助成しようとするものです。その際、交流助成金を利用し島を訪れる方々が単なる観光で終わらないように、ルーツをたどる旅と方言と文化に触れる機会を共有しようと考えております。継続することでふるさと納税の増加や移住定住につながることも期待できると考えております。また、島から郷友会へ

の参加も年齢層やグループなどによる参加も考慮し、交流の効果が全体で共有できるようにしてまいります。

最後に、3番目のうけん市場周辺に建設予定の体験観光施設の概要と建設に伴う周辺環境整備、水路、調整池の水質はとのご質問ですが、体験観光多目的交流施設の概要については、吉永議員にも答弁しましたが、体験観光と多目的交流を主軸に五つの柱を設定し、計画を進めております。まず、情報提供の機能、体験観光をメインとする観光案内所、備品の貸し出し、国立公園や世界自然遺産などの啓発活動の拠点、子育て世代も利用できる機能など、決して数を求めるものではなく、持続可能で本村の環境を生かした深い知性と感性に触れられる質の高い観光地の確立をテーマに、宇検村ファンとリピーターの獲得を目標に掲げております。

また、水路、調整池の水質については、平成30年度に干拓調整池水質調査業務委託で、秋季と冬季の時期に分けて潮有地中央水路、遊歩道下の水路7カ所で水質調査を実施しております。調査結果としては、場所と時期で相違はあるものの、魚類の生息に適する水質であったとし、水質の悪化は認められていません。提出の状態としては、要存酸素量の低下や植物プランクトンの発生等の水質悪化を誘発する可能性が示唆されています。今後も要存酸素量等の連続測定を含めた水質調査を実施し、包括的な状況を把握していく必要があると考えます。

また、2月に開催された奄美群島農業農村整備事業推進協議会での鹿児島県農政部との意見交換の中でも、潮有地内の浚渫や水質悪化改善策などについて、対策や有効な事業がないかを要望し、それについては原因を究明し一緒に取り組んでいきたいとの回答をもらっているところです。以上です。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○4番（杉浦治俊君）

まず最初に、輸送コストについて質問をいたしたいと思います。昨年の質問の中では今年度の当初予算に入れたいというような返答をもらったんですが、残念ながら今回はそこまでは至ってないということでもありますけども、ちょっと残念であります。ちょっと伺いますけども、宅配便、郵便だとか、宅配便だとか、いろいろあるんですが、例えば商品の呼び名について60サイズとか、100サイズとか、120サイズとかありますけど、その意味、分かりますか。

○産業振興課長（松元五月君）

はい、存じております。

○4番（杉浦治俊君）

じゃあ、お伺いいたしますけれども、例えば60サイズで基本的、平均的な料金というのはどれくらい分かかりますか。

○産業振興課長（松元五月君）

すみません、ちょっと送ったことはありますが、そこまで完璧に把握しておりません。以上で

す。

○4番（杉浦治俊君）

80サイズというのがありますけれども、この80サイズというのが普通タンカン箱でいえば5キロ箱です。その5キロ箱で送料がですね、1,530円から大体1,590円ぐらいなんです。タンカンを例えば1キロ500円で売った場合2,500円なんです。2,500円の中の1,500円ぐらいということは、送料が占める割合がものすごく高いんです。この送料をやはりどうにかしてもらえれば、地域から商品を送っても、いろんなところで勝負というか、価格で競争ができるんじゃないかと、私は思っています。もう何年も前からこのお願いをしているんですが、一向に話が前に進んでいないようなんですが、結局、奄振事業を活用したのは大手事業所さんとか、組合とか、そういうところしか使えてないので、我々個人的には、とか、小さな事業所というのには、ほとんど恩恵がないんですよ。それで、なぜそういうふうな協議が煮詰まらなかったというのをお尋ねしたいんですが。

○産業振興課長（松元五月君）

議員がおっしゃるように、私たちの課内の協議した中でもですね、問題点として上がったのが、宅配便や郵便に対してそうするだけの送料、生産者の方への補助率をどうするか。国の事業、輸送コスト事業では鹿児島まで送る料金を助成しようという形になっております。それを全額100%補助するのか、それとも送った地域によって何%補助するかという形で決めるか、その辺を今回、ある程度要綱を示して皆さんにお集まりいただいて協議した中で決定して、それである程度予算を決めていきたいと思っておりますので、それ以外には、また受付窓口ですね、それを取り扱うそれをどこが受けるのか。それを今、行政でやるのか、うけん市場なりでやるのか、その辺も話し合いの中で決めていただいたうえで、村独自の輸送コスト支援事業を進めてまいりたいと思います。以上です。

○4番（杉浦治俊君）

やはり具体的にそういうふうにやっぱり考えてもらってですね、準備をしていただければ実現に至る可能性は高いと思います。沖縄でもそうなんです。輸送コスト支援というのは、ほとんど県内まで、県内なんです。例えば、奄美大島、宇検村から鹿児島まで送る値段と、こちらから関東まで送る値段と、幾らも変わらないです。補助をしても多分20~30%補助すれば、関東まで値段いきます。例えば1,500円のうちに鹿児島までは半分以上の値段かかります。だから、その補助率、例えば20~30%あれば、多分東京まで行きます、その商品は。そうすれば1,500円ぐらいの値段が、多分1,000円、500円ぐらいで送料が輸送コストは500円ぐらいしかかからないのではないかなと思います。やはり、そういうことをすることによってですね、やはり地域でいろいろ作られているものが、やっぱりお金に代わっていくというシステムは、まずそういうところから、やっぱり考えて、状況を変えていかないといけないのかなと。皆さんご承知だから、私、言いますけども、私、宇検村の特産品協会の関係の仕事もさせてもらっています。その特産品というのは、特産品というものに関して、皆さんの認識というか、一般の方の認識は加工食品だとかというものにしか、何かその

認識がないように感じますけども、一番最初はやはり一次産品なんですよね。まずはその地域に、今安定的にできているタンカン、一生懸命頑張っているパッションやマンゴー、こういうものの生食、なま食をまず売ると。そのなま食を売ることによって、やはり地域の産業が活性化するという事で、私は考えていますので、ぜひですね、本当に具体的に、じゃあ、どうすればいいんだと、じゃあ、例えば送る基準はどうするのと、どこどこが取り扱うということ、本当にやっぱり真剣に取り組んでもらわないと、いつまでたっても現実には至らないと思います。ましてやですね、パッションフルーツなんかはですね、1キロ箱というのは12個しか入らないんですよ、パッションは。パッションなんかも値段もやはり12個ぐらいでしか入らないやつに、運賃がやはり1,500円ぐらいかかります。そのさっき言った100サイズだったかな、80だったかな、そちらのサイズを送った場合に同じ値段かかります。たったパッション、たった12個に対して1,500円の運賃ですよ。やはりこんなので商売になるのか、勝負ができるのかということです。やはり、農家さんの生産意欲を上げるためには、まずは換金する方法ですよ。その方法として、例えば販売の応援は別としてでも、そのそばからのその送料だとか、そういったものにやはり支援をやっぱりぜひ考えていただきたい。じゃあ、めどとしてですね、いつごろまでにそれが準備できるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○産業振興課長（松元五月君）

村長の答弁にもございましたように、4月中には要綱案を決めて、要綱案を作成して、5月中には会議をすると、1回なのか、2回、3回しないと決定しないのか分からないので、そういう形でお集まりいただき決定して、次の議会なりにその予算を計上できればと、補正予算で計上できればと考えております。以上です。

○村長（元山公知君）

輸送コスト支援の件ですけれども、私はやはり宇検村のもの、宇検村の特産品というのは、やはりいいものを、宇検村産のいいものを送りたい、それに対してはやはり輸送コスト支援をしたいということで、今回、タンカンについては選果場に対しての検査の手数料の助成をしております。そうすることによって、例えば宇検村のいいタンカンがもうデータとして分かるわけですね、良以上というのは。ですから、そういうのに対して、やはり宇検村産と自信を持って出せるもので、それを出したいというのがあるために、前回ですね、手数料の助成を補正予算で上げさせてもらいました。その中でまた、一般の方々がそれぞれで送るのに関しては、ちょっとやはりこう、しっかりとしたいタンカンというデータを、やはり宇検村産として持ちたいというのがありますので、ですからその協議の中には、やはり選果場を通して、良以上のものとかですね、そういうのは規定が多分出てくるんじゃないかと思っておりますので、そういうのをいろいろ協議しながら、先ほど言った日程で進めてまいりたいと思います。

○4番（杉浦治俊君）

村長は先ほど商品がどうのこうのとおっしゃいましたけれども、例えばですね、タンカンだとか、マンゴーだとか、こういった商品を送る先をどこと想定して考えていらっしゃるか、送り先を

ですね。

○産業振興課長（松元五月君）

現在、大規模な本土のですね、果樹販売店とか、そういうところを送る方はいらっしゃらないと思います。個販が多いと思います。そのために、そちらに送り、その辺も今言った問題点の一つだと思います。本当に売っているのか、それとも親戚、知人とかに送っているのか、それまで補助するのかと、ありますので、やっぱり農業所得を上げている方、また一応税金もちゃんと支払っている方、その辺の証明も必要だし、その顧客のほうからお金が入ったという証明も必要だと思うんです。その辺もあつた方々を対象に、それでまた品質の保証、担保もあつた方々を対象にしたいと、その辺もまたその協議の中で決めてやっていきたいと考えております。以上です。

○4番（杉浦治俊君）

はい、分かりました。送り先に関しましては、私と認識が一緒でしたので、安心をいたしました。

じゃあ、参考までにちょっと確認しますけども、宇検村で今回、輸送コスト支援事業、多額の予算が組まれていますけども、宇検村内で差し支えなければおおざっぱでいいんですが、どれぐらいの、そのお金がどれぐらいの割合で使われているか、ちょっと教えていただけますか。

○産業振興課長（松元五月君）

国の輸送コスト支援事業の金額ということですかね。今年度の一応実績見込みがですね、3,111万ほどです。これが農産物が60万ほど、66万ほど、林産物が618万、水産物が1,000万、今回新しく入った加工品ですね、黒糖焼酎の輸送、これが1,300万、原材料としてクルマエビの餌ですが、その辺とかが80、90万ほどになっております。以上です。

○4番（杉浦治俊君）

はい、分かりました。やはりその組合さんとか、大手さんとか、やはりそういったところの事業所が、やっぱりちゃんと運営できなければ、我々の地域にも経済的な影響が出るので、これは多少なりとも致し方ないと思いますけれども、やはり地域の大きな産業に関して大きな支援がされているのは、大変いいことだと私は考えますが、やはり地域には大きな事業所もあるけれども、また、小さな零細事業所もあります。宇検村の大きな、例えば、農業を支えているのは地域のじいさんであつて、おばさんであつて、おじさんであります。おじさんやおばさんですよ。そういった方々が退職をした暇つぶし、年金の足しにできるだけの農業であれば、これはもう農業としては言えない、多分、家庭菜園の延長だと。やはり、村長も施政方針の中には一次産業の振興、こういったことをやっぱりいろいろたってますので、ぜひそういう農業だとか、一次産業に携わる方がそれで食っていける体制を作るためには、まずは、そういう細かいところから、やっぱり、輸送コスト、さっき言ったように、たった2,500円の商品を送るのに1,500円も運賃がかかると。そしたらもう4,000円ぐらいになってしまう。沖縄は、沖縄から東京まで、ちょっとすみません、記憶がちょっと定かではないんですが、やはり、飛行機を使つてものがどンドン送っています。どうい

支援体制で送っているか分かりませんが、我々のところからでもですね、せっかくタンカンというのが根付いたのに、最近はこちらの畑、こちらの畑で木が枯れて、情けない姿がたくさんあります。じゃあ、ほかに何かあるんだろうと言えば、じゃあ、これに代わったものもあんまり見受けられないと。やはり、そのためにはできることから、まずやるように、ぜひお願いをして、予定どおり4・5月ぐらいには準備をして、せめて6月補正で載せていただいて、それが、載せていただければ大変ありがたいなど。そのためには、また村民に対する周知や、そういうこともよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、交流人口関係なんですが、関東・関西とか、いろんな地域、村内の宇検村の郷友会に対しての交流を深めるために支援体制をしたいと、補助金を支給して交流を図りたいということなんですが、もう少し詳しく話を聞かせていただけますか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

村長の答弁でもお答えしてございますが、現在は郷友会の参加は主だった方に大体固定されております。その方々が毎年行ったりしている状況ですので、参加者の幅を広げて、より長続きする関係を、やっぱり作っていかなければ、それが交流の効果が表れないと考えますので、その対象者を若者とか、そういった感じにして、単なる観光で終わらないように、この交流をこちらでもありますが、ふるさと納税とか、こういう村の発展につなげていけるようにと考えております。

○4番（杉浦治俊君）

これは、一応、今年度から実施をしてくれるんだろうと思うんですが、今年、例えば宇検村から、宇検村から郷友会に参加するのか、また、向こうの方を招待するような形であるのか、どの辺から始めるのか、ちょっといいですか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

お答えいたします。まずは、宇検村のほうからその郷友会に参加をして、そちらで趣旨説明して呼びかけてですね、こちらにまた来ていただけるようにつなげていきたいと思います。

○4番（杉浦治俊君）

私もですね、議長の代わりに何遍か参加をさせていただいております。やはり出身者の方ですね、向こうでじっくり話をすれば、やはり自分の故郷、島のことをものすごく愛していて、また、すごく考えてくれています。やはり、確かに郷友会の皆さんと我々宇検村の地元に住んでいる方の交流が進めば、私たちのその特産品だとか、そういったものの紹介とか、そういうものを購入していただけるとか、ふるさと納税にもつながると思います。ぜひこちらのほうもしっかりと継続をしていただき、また、できれば、すみません、もう一度伺いますけど、今回どれぐらいに人間を考えていらっしゃいますか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

相互交流ということで、行ったり来たりでございます。それで、まとまった人数5名、こちらから5名行って、向こうから5名ぐらいということを経験的には考えております。

○4番（杉浦治俊君）

はい、分かりました。じゃあ、その年代とかは、年代とかはどのように人選を考えていますか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

やはり今回、こういった関係の助成で新しいスタートですので、若い方を考えております。

○4番（杉浦治俊君）

以前からですけれども、やはり地域の人たちも、私もちょっと高齢者なので、自分たちの同世代の人たちと話をすればですね、やはり、こちらのほうからツアーを組んで行きたいなという方も、やっぱりいらっしゃいます。ぜひ今回を機会としてですね、ぜひそういう交流を深めて、やはり地域の活性化に、ぜひ有効活用していただきたいと思います。

それと関連してなんですが、それと2018年の奄美大島への来島客は、約88万人ぐらい来ていらっしゃいます。今、コロナの問題でちょっと減っているかもしれませんが、移住先としてでも、奄美大島は結構人気が高いそうです。その移住の相談会にも、やはり行列ができるほど人気が高いというようなことも聞いております。できればですね、交流促進の中で、やはり移住だとか、長期滞在とか、そういう形の何だろう、案内だとかというのも考えていただきたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

今回のこの交流ですけれども、答弁でもございますが、継続することでいろんなものにつながっていくというふうに考えておりますので、その継続していく中で移住・定住につなげていければと考えています。

○4番（杉浦治俊君）

あと、郷友会の例えば関東・関西とかあるんですが、どれくらいの郷友会が活動していて、どれくらいの郷友会と交流があるのか、ちょっとわかりますか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

毎年こちらから郷友会に参加したり、いろんな案内がきたりとかというのは、現在では関東、関西、中部瀬戸内宇検会、あとですね、去年は鹿児島島のほうの宇検村会もございました。案内だけで言いますと、福岡の奄美会とか、いろんなところから案内が来て、実際参加で言いますと、関東、関西、中部瀬戸内宇検会に、今のところは参加してございます。去年、鹿児島島のほうにも出席する予定でしたけれども、都合がつかなくて参加できなかったというのが現状です。以上です。

○4番（杉浦治俊君）

各集落ごとにも、やっぱりそういう会があると思うんですが、そちらの集落ごとの会のほうには、全然交流ないですか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

集落の郷友会というか、集まりもですね、耳にはしますけれども、案内としてこちらのほうには届いてはございません。

○4番（杉浦治俊君）

今回、交流としてこちらから5名、関東、関西どちらか分かりませんが、行った場合に、向こうからもいらっしゃると。どれぐらい補助として、補助として旅費代宿泊代を支給すると思うんですが、それは全額ですか、その各々に支給する額は。

○総務企画課長（原田俊昭君）

これは交流助成ということで予算を組んでございますので、これは全額ではなくて、基本的には半額。ですけど、今半額で予算を組みましたけれども、飛行機でJALとかピーチとか、いろいろございます。そういったのを含めて、全額ということは考えてございません。助成ということで考えております。

○4番（杉浦治俊君）

例えば、東京、奄美、東京、関西までの航空運賃なんですけど、ちなみにLCCを使った場合には、大体通常でも7,000円から1万5,000円ぐらいなんですよね。その航空運賃よりも宿泊のほうが高いと思うんですが、宿泊は各々が、各々の方が親戚や友だちをお願いして宿泊すれば、宿泊費も要らなくて、できればですね、旅費ぐらい、航空運賃ぐらいは全額出してもらってもいいのかなとは思ったりもするんですが、これは宿泊費も込みで、大体半分ぐらいということですか。

○総務企画課長（原田俊昭君）

予算のほうに費用弁償として組んでございますので、普通の旅費の規定で言いますと、航空運賃と宿泊なども含めた金額でございます。以上です。

○4番（杉浦治俊君）

せっかくいい思いつき、考えだと私は思っていますので、ぜひいい方向に活用できるようにですね、交流事業をですね、うまいこと、うまく活用できるようにお願いをしたいと思います。

じゃあ、それでは最後に、体験観光多目的交流施設の整備についてなんですけど、同僚議員からのほうもいろいろ質問がありましたので、重複するところがたくさんありますので、私はですね、その周りの環境整備についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

最初で、周りには干拓地のほうには広い農地が広がっていて、その農地のほうでは、やはり農薬防除で農薬も使われておりますので、その周りにやっぱり水路があって、その先には、また調整池もあって、その調整池の水もあまり、傍目で見てもあまりきれいではないと、ちょっと水質的には心配だなと、常日頃からやっぱり考えていましたけれども、この答弁書を見れば問題ないということなんですよね。例えば、宇検村を代表するような宿泊施設もある前に、ちょっと茶色の調整池があるというの、ちょっといかなものかなと私は思っているところです。それと、先ほど周りの水路も水質的には問題ないと言っていたんですが、やはり、特に運動場周りの水路の水質はですね、今、グランドゴルフ場もあって、グランドゴルフも盛んに行われいています。その中に、池越えのコースがやっぱり何か所かあってですね、やはりしゅっちゅう池にぽとぽとぽと落とすんですよ。落としたときに、網ですくってそのまま触っているわけです。もしそれがですね、水質的に

問題がなければいいんだと思うんですが、もし何かあったときには、やはりどうなのかなという気もして、今の質問をしているわけですけど、この水質調査は年に1回でしたかね。

○建設課長（高田浩志君）

お答えをいたします。これはですね、こちらにも答弁の中にもうたっていますけど、平成30年度に冬と春の2回、実施しております。これは県単独農業農村整備事業の土地改良トータルプランの中で、一応調査をしております。その中の調査の結果を異常がないという形で出しておりますが、確かに、当然、向こうは干拓地、農業の用地が上のほうに25町歩ほど、ひろげと干拓であります。それから、体育館の施設とか、そういう運動施設とかの用地が9haほどあって、今の現在の県道から下は、昔、ずっと潮遊び地で、ものすごく広い面積がありましたけれども、その住宅建設、そしてそういう施設のほうで3分の2ほどを埋め立てて、現在、3分の1残っているような形の潮有地の面積となっておりますが、その中で、先ほどグランドゴルフ場のところの水路に落ちたとか、そういう話がありましたけれども、その水質はいいにしても、現在、今、グランドゴルフ場のところは何年か前に浚渫をしております、土砂を取っております。それから、その施設から少し上のほうに行きますと、今現在、水路の中も土砂が堆積をしている状況ですので、ここはすぐに堆積の土砂の撤去をですね、今、考えているところです。

答弁にもありましたように、村長のほうも農業農村のこの間の2月の会の中で、その潮有地の土砂の浚渫の件とか、そういう何か事業でできないのかという相談もしておりますので、今後またそこはちゃんとして、そういう事業があれば、その中でのっかってやっていきたいと考えております。

○4番（杉浦治俊君）

今、定期的に検査をされているということなので、安心をしましたけども、その調整池の件についてなんですけど、普段は外海との、何と言うんだろう、開放はしていないですよ。

○建設課長（高田浩志君）

その仕組みについてなんですけども、ゲート、要するに潮が外堤が満潮にかかってくると、潮有地の中に水が、海水が入ってきます。潮が、外堤が外の海が潮が引いてくると、中のほうから外のほうに出て行く、そういう仕組みになっております。

○4番（杉浦治俊君）

現在、やっぱり外の海と中のほうとは潮の行き来はあるということですね。

○建設課長（高田浩志君）

はい、そのとおりです。

○4番（杉浦治俊君）

はい、分かりました。見た目が悪いので、大変いい印象がありませんので、できればですね、せっかくですので、もう少しその調整池の水をきれいにできるような方法、例えばあそこでボート遊びができるような方法とか、やはりしてくれればですね、やはり観光客の方も、ただその辺、ぐるぐる回るだけじゃなくて、そこでボート遊びができるとか、方法も考えることができると思うん

ですが、その辺も含めてですね、やっぱり、ぜひ対策を考えていただきたいなと思います。

それと、やはり調整池としての役割、役割というか、台風のと看にとか、大水が出たときにと看は、やはり調整池の存在意義はあると思うですが、その辺は今のところどうなんですか。

○建設課長（高田浩志君）

お答えします。調整池のほうには、現在、ポンプが2台設置してありまして、大雨、外のほうで満潮になった際に大雨が降ると水位が当然上がっていきます。それを今、宇検消防分駐所のほうに、その作動の操作盤がありまして、そこで水路の状況、水位の状況を見ながら強制的に外のほうに排出するようにしてあります。そしてまた、その上のほう、施設用地と農地のほうの境界のほうに、以前ありましたポンプを事業によりまして2台、現在も修理を終えて今設置してありますので、その2台も運転をかけながらそのような、その大雨時に県道が浸かるとか、そういうことがないようにしていきたいと考えてあります。

○4番（杉浦治俊君）

じゃあ、調整池としての機能自体は十分ということでしょうか。

○建設課長（高田浩志君）

はい、その認識であります。

○4番（杉浦治俊君）

ぜひですね、地球温暖化と呼ばれて久しいので、最近は異常気象も多いです。いきなり集中豪雨、ゲリラ豪雨というのも多いです。いきなり大雨が降ってしたら、やはり干拓地というのはすぐ満杯になってきますので、その調整池の役割は多分大事なんだろうと思いますので、ぜひその辺は随時検討していただき、そして先ほども言ったように、調整池だとか、多目的観光施設の周りの環境については留意をいただきたいなと思います。

若干早いんですが、本当はですね、先ほどの輸送コスト支援の予算が、もし3月、4月からスタートできるのであれば、私、あの時点で質問をやめてもよかったんですが、せっかくでしたので、いろいろ話もさせていただきましたけども、今日はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（喜島孝行君）

これで、4番、杉浦治俊君の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は1時10分からとします。

休憩 午前11時23分

再開 午後1時10分

○議長（喜島孝行君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、保池穂好君。

○2番（保池穂好君）

皆様、こんにちは。令和2年第1回定例議会にあたり一言所見を申し上げます。

まずはじめに、令和2年に成人式を迎えられました17名の皆様、そしてご家族の皆様、まことにおめでとうございました。決意を新たに夢と希望を持って自分の道を歩んでほしいと思います。そしてまた、先ほど教育長から報告がありましたが、村内高校受験の皆様、全員合格したということなので、本当おめでとうございました。また、高校生活に向けていろんな不安とか、希望とか、いっぱいいろいろ考えることがあると思いますけども、ぜひ頑張っていっていただきたいなというふうに思います。

それでは、通告に従い質問を行います。

1点目に、令和2年度から新しい学習要領が実施されると聞いておりますが、その内容をお示しくください。また、村としてはどのような対応が必要か、教えてください。

2点目、新型コロナウイルスに対して政府の基本方針が定まりましたが、まずその内容をお示しくください。そしてまた、村としてはどのような対応を行っているか、お示しくください。

3点目に、村内で腐食している防護柵が見受けられますが、どうなっているか。今後の計画等ありましたらお示しくください。また、防護柵等の規格等の見直しができないか、伺います。

このあとは通告席に戻り質問させていただきます。

○議長（喜島孝行君）

ただいまの保池穂好君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、こんにちは。それでは、保池議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスについての1番目の政府の基本方針が決まったが、その内容はとのご質問ですが、新型コロナウイルスが1月15日に国内で感染者が確認されてから、これまで感染拡大が止まらない状況にあり、国内でのイベントの中止や社会経済に深刻な影響も出る中、政府が2月25日に感染防止対策の基本方針を決定し、流行の早期終息を目指すを発表いたしました。基本方針の重要事項としては、国民・企業・地域等に対する情報提供、国内での感染状況の把握、感染拡大防止策、医療提供体制、水際対策等となっています。また、政府は27日に全国の小・中・高を3月2日から臨時休校の要請などを表明し、国内では小・中学校・高等学校の等の休校やイベントの中止、延期等を行っていますが、一向に収まる気配もなく、感染者の減少には至っておりません。いまだに国内はもちろん、全世界の国々に新型コロナウイルスの感染が拡大している状況であります。その影響で国内の経済が大きく低迷し、中小企業等の倒産が始めているという報道もされております。このような状況の中、政府は10日に感染拡大防止や雇用維持などを支援する緊急対策第2弾を発表いたしました。内容については、感染防止対策として全国的なスポーツや文化イベント等の行事自粛延長を要請し、緊急対策では学校の臨時休校に伴う措置や有給休暇を取得させた企業への助成、中小企業や

小規模事業者を支援するための貸付制度の創設、売り上げが激減した企業への無利子、無担保での貸し出し、ウイルス検査をするPCR検査の強化も進めるとなっております。政府は検査機器を増やして対象者の検査を実施していくということですので、早急に実施し国民の不安を払拭していただきたいと思います。しかし、今なお国内や全世界で感染拡大が報道されておりますので、村としても国の状況等をしっかり把握しながら対応していきたいと思います。

次に、2番目の村としての対応はとのご質問ですが、本村は国の基本方針を基に新型コロナウイルス感染に関する情報共有、対策の調整を図るため、2月26日に庁内での連絡会議を開き情報の共有を図ったところでした。国内の状況では感染がどこで発生してもおかしくない状況にきています。まず、防災無線で村民への新型コロナウイルス感染予防に対するの周知を放送することや、村での行事予定の見直しの検討を図ること等を話し合ったところでした。2回目の会議を2月28日に開き、各課よりそれぞれの行事予定を持ち寄り、住民へのサービスを低下させないことを念頭に中止または延期実施の検討を諮ったところでした。情報の共有として、村民からの不安の電話があった場合、まず、診療所に電話し、医師に相談するように説明しております。また、村でもマスクや消毒液の確保に努めています。また、本日夕方、第3回目の連絡会議を開いて、現在の情報を収集しながら庁内の情報共有を図ってまいりたいと思います。今後も情報収集をしながら万全の体制で取り組んでまいりたいと思います。

次に、防護柵についての1番目の腐食している防護柵があるが、今後の計画はとのご質問ですが、現在、軽微な防護柵の破損等には修理用の資材を提供し、各地区の受益者による改修をお願いしております。倒木等による規模の大きい被害の場合は村で改修を業者をお願いし、対応しているところでございます。今後の計画としては先ほど幸議員の質問にもお答えしましたが、新小勝地区への防護柵設置を予定しております。予算も伴うことですので、年次的に地区の要望等を勘案し優先順位を決め、地区ごとに整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、2番目の防護柵の見直しはできないかとのご質問ですが、現在、国の交付金事業、鳥獣被害対策実践事業を導入し整備を行っていますが、事業の採択要件等がございますので、採択が難しい箇所においては、村単独事業にて整備を実施しているのが現状であります。今後も補助事業、単独事業については各地区広域的な箇所について整備を進めていきたいと考えております。

教育環境の充実については、教育長より答弁させていただきます。以上です。

○教育長（村野巳代治君）

それでは、教育環境の充実についての質問にお答えいたします。

1点目の2020年度から新しい学習指導要領が実施されるが、どのような内容かという質問について、学習指導要領とは何か、学習指導要領の変遷、新学習指導要領の改定のポイントの三つの視点からお答えします。

最初に、学習指導要領とは何かですが、全国どこの学校でも一定の教育水準を保つことができるように文部科学省が定めている教育課程の基準です。学習指導要領はおよそ10年に1回改訂されてき

ています。子供たちが使う教科書はこの学習指導要領で示された各教科等の目標内容を基に作られています。また、どの教科を何時間行うという授業時数も学習指導要領に示されており、それを基に各学校は日課表や時間割などを作成しています。つまり、学校教育におけるよりどころとなるものが学習指導要領です。

次に、学習指導要領の変遷ですが、先ほども述べましたとおり、およそ10年に1回改訂されています。これは時代や社会の変化に合わせて子供たちの身につけさせる資質、能力を捉え直しているためです。近年度は生きる力を育むということを基本理念に、知識基盤社会、社会のグローバル化、人工知能A I の飛躍的な進化の度合いの対応が学習指導要領の改訂に影響を与えています。昭和30年代からこれまでの間に知識を重んじていた時期、あるいは自主性を重んじていた時期など繰り返しながら、改訂を繰り返してきています。平成に入ってから平成元年度に小学校1・2年生に生活科を導入、平成10年度に小学校3年生から中学校3年生までに総合的な学習の時間を導入、平成20年度に小学校5・6年生に外国語活動を導入するなど、さまざまな教育改革が行われてきました。

最後に三つ目ですが、令和2年度からの新学習指導要領の改訂のポイントですが、今回の学習指導要領では、子供たちに生きる力を育むという基本理念には変わりはありませんが、次の3点に重きを置いています。1点目は、学校教育で育む資質・能力を三つの柱として整理していることです。その三つとは、一つ目は学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等、二つ目は実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能、そして三つ目は未知の状況にも対応することのできる思考力、判断力、表現力等です。これらをバランスよく育むことが子供たちが将来社会で活躍することにつながると考えられています。特に、思考力、判断力、表現力等については、見取ることが難しいものですが、意識して育む必要があります。

大きな三つの中の二つ目ですが、2点目は授業のあり方について示していることです。アクティブラーニングという言葉が3年ほど前に注目されましたが、さらに発展させ主体的、対話的で深い学びを目指すように示されています。この主体的、対話的で深い学びは、自ら課題を見出し、見通しを持って学習に臨み、友だちと協力しながら考えを出し合い、そこで出された考えをさまざまな角度から検証して取捨選択しながら自分の考えを再構築するような学習です。学ぶ内容だけでなく、学び方も大切にしていると言えます。また、学ぶ内容においては小学校でのプログラミング教育、小学校での外国語科、小・中学校での道徳の教科化などが新たに盛り込まれております。

3点目は、カリキュラムマネジメントという考えを大切にしていることです。カリキュラムマネジメントとは各教科等における汎用的な資質能力を、ある教科だけでなく全ての教科で高めるように、各教科との連携を取りながら学習効果を上げる工夫をすること。P D C Aサイクル、プラン・ドゥ・チェック・アクションですが、学校教育の効果を常に検証しながら改善をしていくこと、地域と連携し人材を活用するなどして、より学習効果が高まるように工夫することなどを意味しています。各学校において特色ある教育を推進していく必要があります。以上が新学習指導要領の大きな内容です。

質問の後段ですが、次に、村としてはどのような対応が必要かについて、環境整備、教職員の資質向上、業務改善の三つの視点からお答えします。

まず、環境整備ですが、新たに導入されるプログラミング教育に関する機材を整えること、よりスムーズに通信できるネット環境を整えることなどが上げられます。また、児童・生徒一人1台のパソコンや、新しい教科書に対応したデジタル教科書を購入することなども必要であると考えております。これらのことは全てを一度に行うことはできないので、各学校の希望を聞きながら、優先順位をつけて整えていきます。

次に、教職員の資質向上ですが、新学習指導要領に基づいて行うことのできる教職員を育成することに取り組む必要があります。新学習指導要領は既に平成29年3月には文部科学省から示されております。しかし、教職員にとってこれまで築いてきた自身の授業スタイルを変容させることは難しいものです。そこで、宇検村教育委員会では村教育委員会学校訪問における授業参観後の指導、各学校の研究授業における指導助言などは、移行期間である平成30年度から先取りする形で新学習指導要領の目標内容に基づいて行ってまいりました。また、村校長研修会、村教頭研修会などにおいて、全国学力学習状況調査の出題のされかたから、見出すことのできる授業改善などについても重点的に指導してきております。さらに、教員向けに新学習指導法講座を年6回開催し、模擬授業の中で求められる授業のあり方を子供役になって体験する機会を設けて意見交換することなどで、個々の資質を高めるように取り組んでおります。その成果の一つとして、今年度は奄美教育実践記録をまとめた村内の教職員の割合が約83%に上昇しました。これは大島地区12市町村の中で最も高い割合です。また、実践記録集に村内の教諭の実践をまとめた作品が2本掲載されることになりました。10本しか掲載されない中で2作品を、2本を宇検村が占めるというのは、教職員の資質が向上していることを表していると捉えています。これからも管理職への働きかけ、教諭への働きかけの双方を大切にしながら、教職員の資質向上に努めてまいります。

最後に業務改善ですが、教職員が子供に向き合ったり、教材研究を深めたりする時間を確保する必要があります。そのため業務改善については本年度村教育委員会として業務環境の改善、チーム学校の推進、ボランティアの活用促進、村から学校へ依頼する業務の見直し、部活動の見直し、学校運営体制の強化の六つのカテゴリーからなる指針を各学校に示しています。具体的にはスクールソーシャルワーカーやALT、特別支援教育支援の配置、部活動の休養日や指導時間の短縮、タイムカードによる勤務時間の管理などです。さらに来年度は、従来9回行ってきた村校長研修会を8回に減らすことも予定しています。これらの業務改善により教職員が子供と向き合う時間を増やし、指導の効果をより高めることができるように、これからも努めてまいります。

以上が新学習指導要領実施について村としての主な対応です。今後も新学習指導要領の趣旨を踏まえ適切な指導を行うことで、児童・生徒の学力を向上させることができるように取り組んでまいります。以上です。

○議長（喜島孝行君）

再質問がありますか。

○2番（保池穂好君）

まずはじめに、学習、教育環境の充実についてからお伺いしたいと思います。学習指導要領の改訂の背景としては、2020年から2030年頃までの間、子供たちの学びを支える。答弁にもありましたが、急激な社会的変化、情報か、グローバル化の加速的進化、人工知能の飛躍的進化などについていくために、こういった改訂が行われて、子供たちの教育の充実を計っているんじゃないかなというふうに思います。その中で、そのためにはですね、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を作るという目標を、学校と社会が共有するべきだというふうに改訂の総則の中の要点の中では書いております。その中で、まず1点目にですね、ちょっと聞きたいのが、第4の中の生徒の発達の支援の中で、不登校生徒への配慮というふうな項目がありますが、現在まで不登校というのは、僕の認識の中ではほとんどないなというふうに認識しておりますが、不登校の例があったかどうか、ちょっとお答えしたいと思います。

○教育長（村野巳代治君）

令和元年度、その前の平成31年度、平成30年度、29年度、28年度、私も4年目になるんですが、その間については不登校の子供は宇検村内の小中学校には一人も在籍していませんでした。

○2番（保池穂好君）

不登校がないということは、本当に宇検村のこのすばらしい環境のおかげなのかなと、そしてまた先生方、教育委員会、教育長をはじめ局長をはじめ、皆様のご努力のおかげなのかなというふうに考えます。その中で、不登校の生徒、児童・生徒がないのは大変、今までこの4年間にはないということだったんですけれども、いないのはすばらしいことだなとは思いますが、今後、不登校の児童・生徒が出て来ないという確証はないわけで、その中で1点、ちょっとお聞きしたいんですけども、2017年に教育機会確保法というのが施行されております。不登校の児童・生徒が教育の機会を失わない法律であります。その中で、不登校のために学校で勉強する機会を失ってしまった児童・生徒に対して、学校への登校を強制せず、それぞれに合った学習環境を保障するための法律であります。そのために、そしてまたですね、令和元年の10月25日に文科省のほうから通知があったと聞いておりますが、不登校児童・生徒への支援のあり方について通知がありました。その中で、大変すごいなと思ったのが、不登校児童・生徒への支援に対する基本的な考えの中で、学校に登校するというのを、結果のみを目標とじゃなくて、しっかりとその児童・生徒の考えを尊重してあげて、自分を見つめる、そしてまた地域を見つめる時間を作ることが大事だというふうに書いております。こういった通知や法律の施行によってですね、宇検村としてはどのような対応を、今されているのか、お伺いしたいと思います。

○教育長（村野巳代治君）

この教育機会確保法に則った対応を、これまでしたことはありません。2017年ですから3年ぐらいなるんですけど、3年近く。ちょっと恥ずかしい話ですが、私自身もつい最近、この法律の名前を伺

いまして、それだけ現実的にこの宇検村の教育現場で対応する事例がなかったからと言えればそれまでなんですが、議員がおっしゃったように、これから先もずっとゼロのままではいるかどうかは、もうこれは分からないことで、もし起きたときはこれらの法律等の趣旨も十分踏まえながらやっていきたいと思っております。ただ、これまでも不登校ではないんですけれども、学校に登校しても、ちょっと全部と一緒に授業を教室で受けるのが難しいといった子供はここにも一人二人いたことはいましたけど、それなどについては学校の中ですね、保健室で対応したり、管理職の先生が対応したりとかいうようなことはやっておりましたけれども、議員がおっしゃるその教育機会確保法について、それに則った対応はしておりませんので、もし出たら、これから私も十分勉強して、出たときのことに備えたいと考えております。以上です。

○2番（保池穂好君）

今までそういった事例がないので、取り組んだことがないのでということなので、それはもうすごいいいことだと思いますので、と思いますが、今後、出たときにですね、しっかりと対応できるようにしていただきたいと思っております。

その取り組みの中でですね、答弁書にもあったと思いますが、ソーシャルワーカーとかの活用とかも書いておりますので、活用できる体制は若干あるのかなと思っております。後はですね、その教育を確保できる場所とか体制を、児童・生徒の不登校が生じた場合に、対応できる体制を答弁等もいただきましたが、作っていただくようによろしく願いいたします。

そして、次にまた、次に入りたいと思っておりますが、再三ですね、学校の先生方には村内に住んでいただきたいなというふうに、議会でもお話をさせていただきました。この学習要領の改訂についてですね、その先生に住んでいただきたいという観点から、照らし合わせてちょっと議論させていただきたいんですが、まずですね、教育内容の主な改善事項の中で、伝統や文化に関する教育の充実というふうにあります。古典など、我が国の言語、文化、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道などの指導の充実、そしてまた第4のほうにですね、生徒の発達の支援、生徒の発達はどのように支援するかという内容があります。生徒の発達を支える指導の充実において、学校経営の充実を図り、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育成というふうな文言があります。その中において、やはり保護者が飲んでいる中でですね、もちろん子供たちにはしゃべったらいけないなというのは、いつも意識しているとは思いますが、ついつい飲んでいところで話してしまっていて、児童・生徒が耳にする、あの先生、住んでないから、何でかいや、教職員の住宅が空いているのに何でかいやち、こうやっぱり僕もそういった意見聞くのは飲んだ場なので、こういった信頼関係を作るためにもですね、やっぱり宇検村に住んでこそ地域の作業とかに参加してこそ、信頼関係というのは構築されていって、よりよい環境を、教育環境が構築されていくんじゃないかなというふうに考えます。答弁でいただいているのが、個人の判断に任せるとするか、自由であるからというのは、すごく分かるんですけども、何のために仕事になったかと言ったら、やっぱり、もちろん食うためもそうでしょうけども、子供たちのためしっかりとした教育を環境を作るのを、教育を

するのが教職員の仕事だと思うので、やっぱり住んでもらいたいなというふうに思いますが、こういった要領の改訂に関してですね、やっぱりこういったことも書いてあるので、さらなる強い要望をしたいなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○教育長（村野巳代治君）

教職員の村内、あるいは校区内居住については、私も議員と全く同感でございます。こちらのほうとしてもですね、大島群内12市町村の教育長会等でも、あるいは県の教育委員会等でも、ちょうど今3月4月は人事異動の時期でありまして、その人事異動に際してですね、校区内居住を進めるように、毎年校長から、例えば校区から、宇検村から移動する、いわゆる新しい赴任地に行った場合でも、その赴任先の校長先生とよく連絡を取って、住宅についてはできるだけ校区内を進めるようにというのは、毎年、どの異動する職員にも告げるようにはしております。その校区内に住んで、子供たちと集落の作業であったり、授業以外ですね、学校生活以外です、学校生活はずっと児童と生徒と職員は一緒ですので、その学校生活以外でもですね、さっき議員がおっしゃった集落作業とかですね、地域の伝統行事とか、教職員と一緒に行動を共にすれば、より信頼関係というか、そんなのも醸成される、それはもう全く異を挟む余地はないと、私も思います。ただですね、個人的な事情があって、村内、あるいは校区内に住めない、住んでいない教員も確かにいます。でもその方たちが全て子供と、児童・生徒と信頼関係が築かれていないという論も成り立たないと思います。よそに住んでいても、子供の心に寄り添い、保護者の悩みを聞きとか、あるいは地域の行事にも、例えば名瀬からでもかけてくる職員もたくさんいますので、一概には言えませんが、どう言えばいいでしょうかね、なかなかそういう働きかけは毎年しておりますが、なかなか全部が全部というふうにはいっていない実情は確かにありますので、これからも努めて校区内に住めるような働きかけはしていきたいと考えております。

○2番（保池穂好君）

ありがとうございます。毎年毎年ですね、働きかけのほうはされているということで、大変感謝したいと思います。

もう1点、ちょっと調べていたのがあるので、せっかくですので言わせていただきたいと思います。第5の学校運営上の留意事項の中でもですね、家庭や地域社会との連携、協働、学校間の連携、世代を超えた交流、高齢者・違年齢の子供など、こういったことの連携もですね、求めているので、やっぱりそこは先生方にですね、理解していただいて、確かに夫婦で教諭をされている方、また、お子様が病弱な方とかですね、いろいろな理由は聞いておりますが、教員住宅も空いてますし、何月議会か忘れましたが、空いている教員住宅のほうを見ましたら、決して住めない状況ではないというふうに感じておるので、独身の先生方なんかは、特に住んでいただきたいなというふうに思いますので、先生方へのメッセージも含めて、このことに関してはですね、終わりたいと思います。

次に、コロナ対策について伺いたいと思います。少々お待ちください。まずはじめにですね、も

う皆さんご存じだとは思うんですけども、どうやって感染するの、感染経路ですね、改めてお示しください。

○保健福祉課長（栄 光男君）

では、皆さんもテレビ等でいろいろ見ていると思うんですけど、一番保健所等からいわれているのが、部屋の換気、とにかく換気を1時間ごとに開けたほうが一番有効だと。また、手洗い、マスク、アルコールの消毒ということで、うちのほうも業者をお願いしてマスク等を2,500とか頼んでいるんですけど、なかなか来てない状態でございます。とにかく、国のほうは2m間隔でおりなさいと、こうあるんですけど、なかなかそれはもう子供に対しては難しいと思います。だから、換気を促せば、ある程度は防げると私は思っております。以上です。

○2番（保池穂好君）

ありがとうございます。予防の、この感染予防ハンドブックというのがあるんですけども、手洗い、うがい、そしてまた2m以上離れるとか、1.5mから2mの距離まで届きますと書いてあるので、これ以上離れたほうが好ましいというのが、また皆様ですね、改めて周知していただきたいなと思ったところでした。それでですね、ここで1点、手洗い、うがいのことなんですけど、先日、家族で外食をしたときがあったんですけども、保育所、次男になんですけど、保育所生がですね、手洗いの仕方がこう洗って、爪を洗って、指を洗って、ここまでしっかりと洗っている場面を見受けました。これはですね、課長、そしてまた担当職員、保育所の先生方のご指導のたまものだなと思って、高く評価したいなというふうに思います。ありがとうございます。

そしてですね、確認したいんですけども、まず村内のですね、やっぱり経済的損失が大変大きいという報道がある中で、村内での経済的な影響、どの程度か調べていますか。お答えください。

○総務企画課長（原田俊昭君）

この新型コロナについて、さまざまな影響があります。もちろん、今議員がおっしゃった経済的な影響というのが一番関心事とかいうのであると思っておりますけど、そういったこともあって、先日、商工会のほうに電話をさせていただきました。ですが、そちらでの情報も私どもがテレビから得る情報とさほど変わらなく、文書等、どんどん届いてはいるようでしたが、影響調査だったり、いろいろそういった文書も来ているようでしたけども、実際に調査にはまだ至っていない。そういうふうな状況であります。ですから、どの程度といわれましても、金額的には分かりませんが、業種的には飲食業だったり、旅館とか、あと今日新聞のほうにちょっと子牛の競り値とか、出てまいりましたけど、いろんな、そういったところにもどんどん影響が出ているというふうに捉えてですね、私どもはテレビとかから得る情報でしか、まだ影響を捉えてなくて、村内の経済的な規模、金額とか、そういった規模についてはですね、影響の規模についてはまだそこまでは把握しきれてないという状況でございます。

○2番（保池穂好君）

旅行者などですね、やっぱりコロナが流行っているの、ちょっと旅行を自粛したいという旨で

キャンセルが、どのくらいあるか僕もちょっと把握してないですが、やっぱりあるみたいなので、またそういった支援をできればなと思っていたところなんですけども、答弁にあります緊急対策第2弾なんですけども、中小企業に対する支援、貸付制度の創設というふうに書いてあります。実際、こういった内容か、教えていただければなと思います。

○総務企画課長（原田俊昭君）

この第2弾というのの具体的には分かりませんが、5,000億円規模の経済対策を国が打ったとか、そういった情報も聞いております。こちらに書いておりますが、無利息、無担保、こういったので対応するとかですね、あとは融資、有利な融資ですね、そういったのをどんどん、今は示している状況だと思います。あと、臨時休校に伴う有給休暇を率先して取った事業所に対しては、その影響額を支給する。今分かっている範囲では、その程度でございます。

○2番（保池穂好君）

有給休暇を取得された企業への助成というふうにあるんですけども、有給休暇ではなくて、何と云えばいいんですかね、個人事業主とかいらっしやるとも思いますけども、そういった方に対しての助成はないか、ちょっとお答えください。

○総務企画課長（原田俊昭君）

今、私がこちらで把握している分ではですね、労働基準法上の年次有給休暇とは別途休暇を取得させた事業主に対して、その支給額ですね、休暇中に支払った賃金相当額の10割、上限は8,330円となっておりますが、それを支給するというふうな助成ですね、それを今、把握しております。

○2番（保池穂好君）

はい、ありがとうございます。学校の休校ですかね、が今週まで、来週から一応再校する、再校ですかね、開始するというふう聞いていますが、奄美市のほうは22日まででしたか、休校する。龍郷町ですかね、あとの学校は再開するというふう聞いておりますけども、島内は統一したほうがいいんじゃないかなというふうには考えておりましたが、足並みそろえてですね、この、何ですかね、判断の違いというふうなのは、こういった経緯があったか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○教育長（村野巳代治君）

本日の地元紙にも一覧が載ってまして、ご覧になった方々も、今、議員がおっしゃるように、奄美大島本島5市町村あるんですけど、宇検村だけちょっと違って、あれと思われた方もたくさんいらっしやるとも思います。そういう判断をした経緯というか、もとはですね、今回、国のほうからも出ております、その市町村の学校については、その設置者、自治体の判断を妨げるものではありませんという一文があって、それぞれ、それぞれの独自の判断がオーケーだということであったということと、近隣の市町村と足並みをということも、今、ありましたけれども、私は宇検村の中の様子をまず見て、子供たちのことであつたり、学校からの要望であつたり、保護者の様子を見たりしていると、再開したほうがいいのかと判断しました。でもそれもですね、割と慎重には慎重を重

ねてというか、鹿児島県内で一人でも発生が確認されたら、もう翌日の午後からですね、一応また臨時休校の再開ということも、一応、校長さんたちにも話をしておりますし、もちろん奄美大島でまた出たら、それ以上にもっと素早くというようなことも、一応今回16日再開を決めた背景にはあります。やっぱり保護者の方もご負担や、子供たちのストレスとか、行き場のない、そういうことも考えたら、うちの場合はそんなに大人数でもありませんし、人数の多い田検小学校あたりでも、机と机の間隔も国が示している1m半径の円を書いたときに、離しても教室に十分入る人数であったりとかですね、そういったこともあって16日再開を決めました。でも、繰り返しますが、県内で一人でもまた発生が確認されたら、もう一度また休業に入るということにしております。

○2番（保池穂好君）

まずはじめのですね、国からの要請があった時点で休校したのは、保護者の皆様からはちょっと怒られるかもしれないんですけど、しかたなかったのかなというふうに感じています。また、ちょっと日にちが経ってですね、冷静に周りを見て判断したところ、保護者の意見等、くみ取りながらですね、また再校、再開したというのはいい判断だったんじゃないかなというふうに思うんですけども、ちょっと待ってください、何が言いたかったかい、ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。よかったですと思います。今後ですね、また鹿児島県内で出たとき等は、速やかに決断していただいて、休校等していただければなと思います。思い出しました。未履修ですね、休校に伴って子供たちの未履修が懸念されていると思うんですが、そういった未履修のことは、今後どうやっていくか、もし決まっていたら、ちょっとお示しいただきたいと思います。

○教育長（村野巳代治君）

この一斉臨時休業に入る前ですが、通知が流れて来た直後、2月の28日でしたけれども、臨時の校長研修会をして、その時点で一応5名の校長にそれぞれ自分の学校の、今おっしゃる履修状況をですね、尋ねております。その時点でほぼほぼ終わっているというようなことであります。今回またこれを再開するための臨時の校長会を、また昨日開いたんですけども、その中でもその未履修については1週間、16日から再開しますと、再開した週は月・火・水・木4日間で、翌週が23・24、24は小学校の卒業式ですけど、5日ほどある中で、通常だったら3時間かかるところを1.5時間ぐらいでというような対応もしてもらって、しかも、それでもやっぱり残ったということがあればですね、あるいはもう4月、年度が変わってというようなことに、卒業生以外の話ですけども、卒業生については田検小・田検中以外は併設校なので、それぞれの併設校でまたやってもらうとか、そういう未履修があった場合ですね、そういう対応等もまた考えていかななくてはいけないと考えております。

○2番（保池穂好君）

先ほどのですね、学習要領の改訂にありました不登校の児童・生徒に対する措置なんですけども、せっかくですからこのコロナ対策によって休校の場合の児童・生徒に対して、学校に来なくてもいい、何ですかね、学習ができるような対策を、いい事例として何か作っていったらいいのかなというふうに思いました。要は学校に来て、学習できないわけですから、各集落内はうろうろする

かもしれないですけども、ちゃんと時間を定めて学習できる体制を作る、構築することができれば、先ほど言った不登校に対する、不登校の児童・生徒に対する措置もですね、しっかりと構築できるんじゃないかなと思ったので、またいろいろと議論をしていただき、しっかりと構築していただければなと思います。

次に、そしてまたですね、コロナに対しては一日も早い終息を願い、この件に関しては質問を終わりたいと思います。

次に、防護柵についてなんですけども、まずですね、ここで話があります防護柵の件であると思うんですけども、先ほど同僚議員からも、先輩議員からもありましたけれども、集落内の防護柵については、今後補助をしていきたいというふうな考えは、すごいありがたいなというふうに思いました。しかしながらですね、連なっていったりとか、10aとか、面積に対して何もないといけないと補助しませんというのは、私もですね、ちょっとどうかなというふうに思います。例えばですね、その面積以下であっても単体である畑とかは、やっぱりあるんじゃないかなというふうに思いますので、そういった状況も踏まえれば、やっぱり皆さんに、それは予算があるのは分かりますが、年度内の予算内で少しずつ整備していけばいいんじゃないかなというふうには思いますけども、その点はいかがでしょうか。

○産業振興課長（松元五月君）

補助事業を絡めますと、先程議員がおっしゃったように要件がございます。鹿児島県の鳥獣被害対策実践事業の実施要領というのがございますので、それに照らし合わせて、またそこがどれだけのイノシシ防護柵を作ったおかげで、どれだけの成果が上がるのかという、そういう成果目標というか、被害防止計画も作成し、それによって、その効用によって全ての費用を償われることが見込まれることというような要件も書いてありますので、その辺も勘案しないと補助の採択にもなりませんので、簡単にこの自治体補助でもできるか、村単独でしか、もうその辺はできないと思いますので、その辺はいろいろと今後、要望等を聞きながら考慮していきたいと思いますが、あと、その腐食した防護柵、その辺もどうするかということも耐用年数等ございますので、それも耐用年数、イノシシ防護柵の耐用年数も14年、今造っている防護柵がございます。その辺とかも考慮しながら、被害対策のための防止柵は設置していきたいと考えております。以上です。

○2番（保池穂好君）

鳥獣被害対策のこの防護柵についてはですね、ぜひ前向きな検討を行っていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

すみません、防護柵、この腐食している防護柵ですけども、河川等、そしてまた県道沿いのガードレール、村道沿いのガードレール、これも防護柵というふうに認識しております。まずですね、河川とか、また高低差がある道路、畑等が見受けられますけども、この点について設置基準とか、管理基準とかあれば、担当課長、ちょっと説明をお願いしたいんですけども。

○建設課長（高田浩志君）

お答えいたします。この防護柵につきましては、県の道路事業の手引書にも記載されておりますけれども、車が通るところ、車道につきましては、2m以上の落差、要するにその車道面がありまして、例えば畑が下にあったときに、その落差の高さが2m以上を超えると防護柵が必要だという基準があります。要するに、その2mを逸脱して車が下に落ちた場合に、その載っている人に危害を与えるということで、そういう基準が設けられておりますけれども、河川の河川沿いの防護柵、そういうのにつきましては、河川沿いに転落の恐れがあるというときに設置するのがこの河川沿いの防護柵でございます。それで、先ほど言った道路みたいに何mの、川の所まで何mの差があるから、そこに接地しなさいという、そういう基準はありません。なので、ただ設置する場合には標準1m、1.1mの高さの柵を設置するのが標準でありますという、その決まりごとみたいなのはあります。以上です。

○2番（保池穂好君）

議長、すみません、ちょっと写真を撮ってきたので、ちょっと皆さんの分、ないんですけど、村長、渡してもよろしいですかね。

[発言する者あり]

○2番（保池穂好君）

すみません、今、お手元にちょっと写真をですね、お配りさせていただいたんですけども、まず1ページの河川沿いの防護柵なんですけども、その前にですね、なぜこの河川沿いの防護柵を点検しましたかと言いますと、2017年11月ですかね、名古屋市だと思うんですけども、歩道橋から柵の間隔が広すぎてですね、転落事故が起きました。同様にですね、この宇検村内においても河川沿いか、落差が、段差があるところですね、から子供、そしてまたお年寄りが転落してけがなど負ったらいけないなというふうな観点から、ちょっと調べさせて貰ったんですけども、まず1ページにあるのは、名柄小中学校の近くの防護柵なんですけども、すみません、ちょっとまた戻りますけども、その基準がですね、防護柵の基準が15cm以下というふうに国のほうでは道路法では定められていおるみたいです。事故があった歩道橋は15cm以上の間隔があったところがありまして、そこから転落事故を起こしたもようです。村内の河川沿いの転落防止柵の間隔等をちょっと見させていただきました。1ページにあるのは、大変良いなと思う防止柵の写真でございます。写真1ページ、2枚目の写真にあるように、15cm以下の間隔で柵がありまして、ここから子供、そしてまたお年寄りが転落してけがをするというふうなのは、まずないなというふうに考えております。1ページの3枚目なんですけども、一番下ですね、田検川の橋のところなんですけども、この支柱、防護柵の支柱と、あと橋梁のこの柱というんでしょうか、ありますけども、この間隔が大変狭くていい施工をされたなというふうな施工例となっております。

見ていただきたいのが、この橋の件に関してなんですけども、まず7ページですね、これ久志小学校の、7ページをお開きください。7ページの転落防止柵でございます。この間が、支柱と支柱の間がですね、空いておりまして、なかなかそういう転落事故はないというふうには思いますが、間

が結構空いておりますので、やっぱりこの子供たち、ちっちゃな子供たちが増えておりますので、ここから落ちてけがしたりしたらいけないので、こういったところを直してもらいたいなというふうに思います。

まず2ページに戻ってもらって、順次説明していただきたいと思いますが、久志集落内の村道になります。高さがですね、次のページを開いていただければ、約1.65mと先ほど県の道路の設置基準2m以下ではありますけれども、やはりここからお年寄り、やはりですね、皆さんでいろいろ井戸端会議を開くためにいろいろ行き来しておったり、公民館に向かうためにですね、集落民がよく通る道路でありまして、ここにも設置したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

3ページ目なんですけども、もうあと5分前ということなので、ここら付近でちょっと締めさせていただきたいんですが、この設置高さなんですけども、まず先ほど言いました15cm以下の柵ではないということ、まずご理解いただきたいなというふうに思います。柵と柵の間が約ですね、50cm等あります。最初の1本目下から45cmとなっております。ここから子供がですね、なんかかかってぐると、何でしょう、鉄棒みたいに逆上がりじゃないですけど、何と言うんですかね、ぐるんと回って落ちることが懸念がされるんじゃないかなというふうに、各集落見て思いました。こういった基準等をですね、村内でしっかりと持って、今後、新設する分に関してはちゃんと対応を、落ちないような対応をした手すり等をつけていただきたいと思うのと、現在できてないところは、また順次ですね、落ちないように改修等をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（高田浩志君）

お答えいたします。議員からいただいたこの写真を見させていただいておりますけども、ほとんど私が確認をしている場所でございます。先ほど15cmという基準、道路法とかありましたけれども、県の補助事業の道路の手引書にもですね、その設置する間隔は歩行者等が容易にすり抜けられないものとするという文句があります。ですから、横の、先ほど河川沿いの横のその間隔の話がありました。当然、大人の人であれば、わざわざその間に体を入れ込んで落ちるとか、そういうのは考えられないんですが、当然、先ほど言われました小さな子供であれば、あの間隔でもすっところ落ちるとするのは、もう落ちたらけがをするというのは、予想できますので、その辺、村内の河川全てにおいてそういう形で子供の対策、小さい子供が落ちる可能性があるところ、下をどうこうという話になると、費用もかさむことでもあります。また、基準の見直しとか、そういうのも考えますけれども、一番利用する場所とか、そういう住み分けとか、そういうのもいろいろ考えながら、今後検討していきたいと考えます。以上です。

○2番（保池穂好君）

課長のおっしゃるとおりですね、道路法の中では容易にすり抜けられないものと定めておるそうです。国交省の担当者に、その事故があったときですね、確認したら、担当のほうは15cm以下だと判断しているそうなので、またこれ等を基にですね、いろいろと検討していただいて、事故がないようにしていただきたいなと思います。

最後になりますけども、ちょっと待ってください。13ページの1番目、一番下の写真を見ていただきたいんですが、宇検集落入ってすぐのですね、海岸沿いの堤防の波がしらのところにあるんですけども、住んでいる住民の方がですね、しっかり落ちないように自分たちでやったりしてくれているところもあります。こういったことはすごい感謝したいなというところなんですけども、住民ばかりにさせないでですね、しっかり行政のほうでもやっていただきたいなというふうに思います。

これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（喜島孝行君）

これで、2番保池穂好君の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第2、議案第14号、宇検村課設置条例の中央改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長元山公知君。

○村長（元山公知君）

はい。議案第14号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第14号は、宇検村課設置条例の一部を改正する条例についてですが、観光交流事業の増加と、関連業務のニーズの変化に柔軟かつ、起動的に対応するため企画部門に観光業務を統合し、観光関連産業の振興を図るため、組織機構の一部を改正するものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第14号、宇検村課設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第14号、宇検村課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

○議会事務局長（松井学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午後14時11分

令和2年 第1回宇検村議会定例会

第 4 日

令和2年3月25日

令和2年度 第1回 宇検村議会定例会
令和2年3月25日(水曜日)午前9時30分開議

1. 議事日程(第1号)

- 日程第1 議案第1号 令和2年度 宇検村一般会計予算について
- 日程第2 議案第2号 令和2年度 宇検村国保事業特別会計予算について
- 日程第3 議案第3号 令和2年度 宇検村国保施設事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第4号 令和2年度 宇検村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第5号 令和2年度 宇検村農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第6号 令和2年度 宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第7号 令和2年度 宇検村介護保険事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 令和2年度 宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について
(以上8件括上程・委員長報告・討論・採決)
- 日程第9 議案第15号 宇検村防災会館の設置及び管理に関する条例の制定について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第16号 宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第17号 宇検村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定 について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第18号 宇検村営住宅設置及び管理 条例 の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第19号 宇検村定住促進住宅の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する
条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第14 議案第20号 宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第15 議案第21号 国民健康保険宇検診療所長の給与等に関する条例の全部を改正する
条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第16 議案第22号 宇検村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第17 議案第24号 宇検辺地総合整備計画の一部変更について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第18 議案第26号 村道の認定について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第19 議案第30号 宇検村地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第20 議案第31号 宇検村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第21 発議第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第22 議員派遣の件について
- 日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 散会の宣言

1. 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	海原隆家君	2番	保池穂好君
3番	佐佐木一宇君	4番	杉浦治俊君
5番	吉永常明君	6番	松井辰夫君
7番	幸春美君	8番	喜島孝行君

1. 欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 松井学君 書記 ブルマ葉月君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村長	元山公知君	会計課長	辰島月美君
副村長	松井富彦君	教育委員会 教育事務局長	植田稔君
教育長	村野巳代治君	建設課長	高田浩志君
総務企画課長	原田俊昭君	住民税務課長	柳百々代君
保健福祉課長	栄光男君	産業振興課長	松元五月君

△ 開 議 午前9時30分

○議会事務局長（松井学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（喜島孝行君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 議案第1号 令和2年度宇検村一般会計補正予算について

△ 日程第2 議案第2号 令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算について

△ 日程第3 議案第3号 令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

△ 日程第4 議案第4号 令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について

△ 日程第5 議案第5号 令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について

△ 日程第6 議案第6号 令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について

△ 日程第7 議案第7号 令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について

△ 日程第8 議案第8号 令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について

○議長（喜島孝行君）

日程第1、議案第1号、令和2年度宇検村一般会計予算についてから、日程第8、議案第8号、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算についてまで、以上8案を一括議題とします。

本8案について、審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（松井辰夫君）

おはようございます。それでは、令和2年第1回定例会において本委員会に付託されました令和2年度一般会計予算及び7特別会計予算について審査の結果を報告いたします。

審査の概要。

全員で構成する予算審査特別委員会に付託された、一般会計予算及び国保事業、国保施設事業、簡易水道事業、農業集落排水事業、漁港漁村集落排水事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の歳入歳出予算について審査いたしました。

村民の福祉向上、地域の活性化等、広く客観的に、村民全体の立場に立った公正公平な予算計上 がなされているかを重点に審査した結果、原案のとおり全会一致で可決いたしました。

審査の詳細について以下報告いたします。

一般会計予算について。

歳入歳出総額は30億7,861万4,000円で前年度に対し1億1,723万4,000円増額で、前年度対比4%の増額予算となっている。

歳入の主な内訳は、自主財源の村税は1億3,274万4,000円で、前年度対比約1.5%の増、地方交付

税は前年度と同額の15億円、国庫支出金が3億5,246万8,000円で、前年度対比19.4%の減、県支出金が2億2,897万1,000円で、前年度対比約9.3%の減、繰入金が3億3,074万2,000円で、前年度対比約17.3%の増額予算となっている。本年度も基金からの繰り入れによつての予算編成であり、新たな自主財源増の施策が求められているとともに、財政健全化計画に基づいた行財政運営を強く望む。

歳出の主な内訳は、人件費6億6,679万7,000円、扶助費1億5,832万2,000円、公債費4億105万円、普通建設費7億3,907万7,000円、物件費4億5,213万5,000円、補助費3億9,435万1,000円、繰出金2億5,590万3,000円である。また、義務的経費は40%、投資的経費は24%、その他36%、公債費は前年度より98万円増額計上されており、今後とも財政健全化に基づいて公債費負担比率を引き続き改善する努力を望みます。

特別会計予算について。

7特別会計歳入歳出総額10億1,499万8,000円、前年度対比-8%、8,811万円の減額予算となっている。

国保財政は、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を図るため広域化されており、事業費2億3,265万8,000円、前年度対比18.4%の減となっているが、その他一般会計繰入金は920万5,000円と依然として多く、一般会計を圧迫している状況は抜本的な対策が引き続き求められる。

簡易水道事業については、使用料の見直し等財政健全化の取り組みが見られるが、施設の老朽化に伴う負担が増大することが見込まれることから、引続き財政の健全化に取り組んでいただきたい。

特別会計は、一般会計からの繰り入れで維持されており、いまだに一般会計を大きく圧迫している状況である。特に農業集落・漁港漁村排水事業は現状以上の加入率も望めなく、維持費も増大することから今後の運営が大きな課題である。

意見・質疑等について。

・固定資産税の相続人調査については、引き続き調査を行い納税義務者の確定を行い滞納額が増加することのないよう努めるべき。

・住宅使用料の滞納者対策について、民法改正に伴い事務の取り扱いが変更されるが、事務処理要綱の運用を厳格にし、新たな滞納者が増加しないように取り組むべき。

・移住・定住促進事業については、村内の企業への制度の周知を行い、登録を促すように対応すべき。

・会計年度任用職員の制度開始に伴い、これまで行われてきた運動公園等の環境整備に支障が出ないようにすべき。

・行政主体の放課後児童クラブについては、待機者が出ないよう住民サービスの向上に努めるべき。

・村独自の輸送コスト支援事業については、早期の事業の方向性を決定すべき。

・漁港漁村集落排水事業については、現状以上の加入率も望めなく、維持費も増大することから今後の運営について早期に方向性を決定すること。

審査の結果。

令和2年度一般会計予算は、前年度対比4%増額予算となっており、保健福祉の充実に努め、地域共生の確立、交流人口の促進を図り、さらに世界自然遺産登録を見据えた将来を展望する予算案であると考えます。しかし、本年度も基金からの繰り入れによる予算編成がなされ、依然として自主財源が乏しく依存財源に頼っている状況の中、引き続き、財政健全化に取り組むべきである。無駄を省き、最少の経費で最大の効果を念頭に、村民の福祉向上に努め、時代の変化に伴い発生する様々な課題を早急に対応する柔軟性のある行財政運営に職員一丸となって取り組むことを強く望みます。

本予算審査特別委員会に付託されました、令和2年度宇検村一般会計予算及び7特別会計予算は全会一致で可決するものと決定いたしました。

最後に、執行部は、本特別委員会の指摘と提言を真摯に受け止められて、今後の行財政運営に活かされるよう強く要望し、令和2年度予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（喜島孝行君）

以上で、委員長の報告を終わります。

ただいま委員長報告がありましたが、全員で構成する特別委員会で3日間にわたり慎重に審査が尽くされておりますので、議案第1号から議案第8号までの委員長に対する質疑は省略したいと思います。

これから、一括して討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第1号、令和2年度宇検村一般会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

議案第1号、令和2年度宇検村一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第2号、令和2年度宇検村国保事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

議案第2号、令和2年度宇検村国保事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第3号、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

議案第3号、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第4号、令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

議案第4号、令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第5号、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

議案第5号、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可

決されました。

これから、議案第6号、令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

議案第6号、令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第7号、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

議案第7号、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第8号、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（喜島孝行君）

起立多数です。

議案第8号、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第15号 宇検村防災会館の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（喜島孝行君）

日程第9、議案第15号、宇検村防災会館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし

ます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

おはようございます。それでは、議案第15号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第15号は、宇検村防災会館の設置及び管理に関する条例の制定についてですが、災害時の避難施設及び地域住民の福祉向上を図るため防災会館を設置し、その設置及び管理に関する条例を制定したので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第15号、宇検村防災会館の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第15号、宇検村防災会館の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第16号 宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第10、議案第16号、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第16号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第16号は、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてですが、宇検村鳥獣被害対策実施隊の設置に伴い、隊員の報酬及び費用弁償を定めるため条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第16号、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第16号、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第17号 宇検村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について

○議長（喜島孝行君）

日程第11、議案第17号、宇検村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第17号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第17号は、宇検村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてですが、村内に生息する鳥獣による農林水産業被害を防止する鳥獣被害対策実施隊に関する事項を定めるため条例を制定するのでも、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（吉永常明君）

この隊員の定数を20名以内と定めていますが、今年度は大体何名ぐらいを任命する予定ですか。

○産業振興課長（松元五月君）

今年度は3名を予定しております。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかにございませんか。

○7番（幸 春美君）

その第4条についてお伺いをします。村長が任命するものとありますが、これはどのような形で任命をされるのか。それから、その下の村職員のうちから指名するものという、この文言はどのような理解をしたらいいのか。その2点をお尋ねします。

○産業振興課長（松元五月君）

お答えいたします。これは猟友会のほうと協議いたしまして、実際に活動できる方を一応今回3名任命上げてまして、それを村長が任命するという形になります。やっぱり仕事を持っている方で、すぐ活動できない方もいらっしゃいますので、そういう方じゃなくて、ある程度、鳥獣被害が出たらすぐ迅速に動ける方を、今回3名猟友会と協議しまして決めまして、それを村長が任命するということになります。

あと、職員がとありますが、これはうちの産業振興課の鳥獣被害の担当職員がはいります。以上です。

○7番（幸 春美君）

この定数20名に、その職員が担当するという理解でよろしいんですか。すみません、理解がちょっとできなくて。

○産業振興課長（松元五月君）

職員もやっぱり狩猟免許を持っている方もいらっしゃいます、そういう方も一応この隊員の中にも入っていますし、あと民間の方も合わせて20名以内という形ですね。民間の猟友会の方とかですね、そういう方を入れて20名。これは一応民間から募集というか、実施隊になった方に対しては、いろいろな特例措置があり、支援措置がございまして、その隊員になった方の狩猟税の軽減と、あと公務災害の適用等、いろいろそういうこともございまして、この条例を作っております。今までは、この鳥獣実施隊のほうは、職員だけが名前が出ていましたが、今回のような、被害が多くなってくると、民間のほうからもこの実施隊の隊員を募集というか、出してもらって、そういう形で活動してもらおうということで、今回のこの条例の制定に至りました。以上です。

○7番（幸 春美君）

もう一つだけ、ちょっとお伺いをします。費用弁償が出ているんですが、職員の場合も、これは対象になるんですか。それ、職員は大丈夫なんですか。

○産業振興課長（松元五月君）

職員はありません。以上です。

○議長（喜島孝行君）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第17号、宇検村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第17号、宇検村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第18号 宇検村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第12、議案第18号、宇検村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第18号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第18号は、宇検村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてですが、民法改正における債権関係規定の見直し並びに公営住宅法の一部改正に伴い、条例の改正をするもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番（保池穂好君）

1点だけ質問させていただきたいと思います。事前にいただいた資料を基に質問させていただきたいんですが、第607条の2、賃借人の修繕に関してなんですけども、修繕が必要である場合、通知、村の担当課に連絡をして、2カ月以内にしないといけないとか、いろいろ書いてあるんですけども、なかなか例えば台風の時期とかに修繕が間に合わない場合、借りた人が修繕してもいいというふうな内容ですが、その場合は領収とか取ってれば、お金等はしっかり払ってくれるのか、ちょっと確認したいと思います。

○建設課長（高田浩志君）

はい、お答えいたします。これにつきましては、村のほうで確認をして修理を行う。それを基本に考えておまして、個人でやってしまうと、いろんなその辺の細かい確認ができないので、村のほうで対応していきたいと考えております。

○2番（保池穂好君）

件数がですね、少ない場合は村が確認して、村内の業者さん等に依頼してですね、直すことが一番いいとは考えるんですけども、例えば、件数が多くてなかなか対応できない場合に、ちよっ

と手慣れのある人は自分なんかで修理したりする場合がありますが、そういった場合は確認等はもちろん役場の方がしないといけないと思うんですが、確認後、了承を得た場合はそういった、借りた人が直したりする場合もあると、それでもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、それももう完全にだめという考えですかね。

○建設課長（高田浩志君）

それにつきましては、確認後じゃなくて、それをする際には、事前に連絡をいただいて、事前にその確認をしたうえで、その方と協議をして、していただくときはしていただく、基本、役場のほうで対応していきたいと考えております。

○2番（保池穂好君）

基本は役場で対応というのは、重々理解をしました。ただ、そういった役場の承認を得れば、自分たちで修理をして、その後領収等を取れば、材料代とかは払っていただけるという認識でよろしいですか。

○建設課長（高田浩志君）

はい、お答えします。これはまた実際にやったこともないんですが、また今後のことなんですけども、私としては、その連絡をいただいて、まず、役場のほうで確認はします。それで、その、していただく村の大工さんであり、その方々が手が回らない状況等を確認したうえでですね、考えていきたいと思えます。

○2番（保池穂好君）

雨漏り等はですね、やっぱりすごく緊急性が高いものだというふうに考えておまして、もちろん、ブルーシート等で覆って、土のうを乗けてという対応もできますが、やっぱりそれでは風が強い時とかにははがれてしまって、雨漏りして、何ですかね、安心して生活できないというふうなもの考えられますので、十分そういった点を協議していただいて、今後、対応していただければなと思います。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第18号、宇検村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第18号、宇検村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第19号 宇検村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第13、議案第19号、宇検村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第19号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第19号は、宇検村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてですが、民法の一部改正により債権関係規定の見直しが行われるため条例の改正をするもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第19号、宇検村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第19号、宇検村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第20号 宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第14、議案第20号、宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第20号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第20号は、宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、後期高齢者医療制度への移行に伴う特例措置及び地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第20号、宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第20号、宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第21号 国民健康保険宇検診療所長の給与等に関する条例の全部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第15、議案第21号、国民健康保険宇検診療所長の給与等に関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第21号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第21号、国民健康保険宇検診療所長の給与等に関する条例の全部を改正する条例についてですが、宇検診療所長の雇用形態の変更に伴い、条例の全部を改正するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（吉永常明君）

今回、診療所の先生が職員扱いということなんですけども、そこでちょっと一つ確認したいんですけども、職員でありますから、本人の都合で急遽、どうしても退職したいということがあった場合は、それは可能ということですかね。

○保健福祉課長（栄 光男君）

お答えします。今の質問ですけど、議会に予算の審議会でも言ったんですけど、一応、27日に先生と話がありまして、先生のほうと確約を、一応2年間、とにかく取るようには承諾は得ております。以上です。

○5番（吉永常明君）

一応、今、課長の話だと、説明ですと、2年間の確約というけど、でも契約をするわけじゃないですよ。あくまでも職員扱いになるわけですよ。だから、そこら辺はもしも、どうしても本人の都合で退職をしたいということになれば、それは可能ということかの、ちょっと確認なんです。

○保健福祉課長（栄 光男君）

そのとおりでございます。

○議長（喜島孝行君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第21号、国民健康保険宇検診療所長の給与等に関する条例の全部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第21号、国民健康保険宇検診療所長の給与等に関する条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第22号 宇検村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第16、議案第22号、宇検村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第22号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第22号は、宇検村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてですが、宇検村職員の特殊な勤務の種類を追加するため、条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第22号、宇検村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第22号、宇検村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第24号 宇検辺地総合整備計画の一部変更について

○議長（喜島孝行君）

日程第17、議案第24号、宇検辺地総合整備計画の一部変更についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第24号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第24号は、宇検辺地総合整備計画の一部変更についてですが、計画の内容を一部変更するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第24号、宇検辺地総合整備計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第24号、宇検辺地総合整備計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第26号 村道の認定について

○議長（喜島孝行君）

日程第18、議案第26号、村道の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第26号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第26号は、村道の認定についてですが、改良工事に伴い大畑線を村道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第26号、村道の認定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第26号、村道の認定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第30号 宇検村地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第19、議案第30号、宇検村地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第30号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第30号は、宇検村地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてですが、やけうちの里の浴場利用料を改定するため、条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番（幸 春美君）

一つだけ、利用料が上がるんですが、あそこは何ですか、1カ月のパスポート、何と言うんですか、あるんじゃないですか。あれは関係ないんですか。

○保健福祉課長（栄 光男君）

では、お答えします。今度の議案ですけど、言えば、子供の3歳から中学生まで、それと高齢者と障害高校生、また、一般の方で18歳から64歳までの分の増額でございます。以上です。

〔発言する者あり〕

○保健福祉課長（栄 光男君）

ひと月のあれは変更はありません。以上です。

○議長（喜島孝行君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第30号、宇検村地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第30号、宇検村地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 議案第31号 宇検村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行君）

日程第20、議案第31号、宇検村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第31号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第31号は、宇検村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてですが、会計年度任用職員の任用形態または任用手続に応じた方法によりサービスの宣誓を行うことができるようにするため、条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第31号、宇検村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを

採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

議案第31号、宇検村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第21 発議第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書について

○議長（喜島孝行君）

日程第21、発議第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○総務文教常任委員長（松井辰夫君）

それでは、発議第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書について、趣旨説明をいたします。

国においては、望まない受動喫煙防止を目的とする改正健康増進法の段階的施行がなされ、改正の趣旨として、望まない受動喫煙をなくす、健康への影響が大きい子供、患者等への配慮、施設の累計、場所ごとに応じた対策という基本的考えが示されているが、同法の趣旨は望まない受動喫煙をなくすであり、決して禁煙推進ではなく、非喫煙者と喫煙者がお互いを尊重し、共存できる社会を求めるものである。また、同法は、受動喫煙を受けたくないものを保護するために、喫煙者の権利を一定に制限することから、その実態が喫煙者排除にならないよう留意しなければならない。望まない受動喫煙の防止を図ることは当然なされるべきであり、異論のないところである。更に、非喫煙者と受動喫煙が生じないための環境整備が同時に必要である。

改正健康増進法の目的である望まない受動喫煙防止の実効性を高めるために、そして、多様な国民が心地よく共存できる社会の実現、また、多くの訪日外国人が混乱することのなきよう、その責務を以て分煙環境整備に取り組む必要があります。

よって、地方自治法第99条の規定により、意見書を関係機関へ提出するものであります。

この意見書への皆様のご賛同をよろしくお願いをいたし、趣旨説明を終わります。

○議長（喜島孝行君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから、発議第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書についてを採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。
発議第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第22 議員派遣の件について

○議長（喜島孝行君）

日程第22、議員派遣の件についてを議題とします。
お諮りします。
お手元にお配りしてありますとおり、本村議会議員を派遣することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。
したがって、お手元にお配りしてありますとおり、本村議会議員を派遣することに決定しました。
なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思います。

△ 日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（喜島孝行君）

日程第23、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長及び建設経済常任委員長から所管事務調査のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれの委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（喜島孝行君）

日程第24、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしてあります本会議の会期日程と会議の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 閉 会

○議長（喜島孝行君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回宇検村議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（松井学君）

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長 喜 島 孝 行

宇検村議会議員 幸 春 美

宇検村議会議員 海 原 隆 家